

# 島おきなわ

2022年  
4月号

No.464



◎連載ピックアップ

リレー  
Relay  
Essay

村  
エッセイ

～「愛民」の精神で  
村づくりを～

栗国村長 高良 修一

この人に  
聞く  
沖繩市町村  
今昔 102

元宜野座村長  
浦崎 康克

◆おきなわ気象台だより

沖縄の「雪」にまつわる話

沖縄気象台長 多田 英夫

◆新連載 琉球歴史研究家  
賀数仁然の「はいさい沖縄」

～本場として復帰する～

※詳しい掲載内容は、裏面の目次でご確認ください。

# ～大洋の中に豊かなくらしと文化を築く～ 粟国村

表紙の写真：新庁舎完成予想図



那覇市の北西約60kmに位置する粟国島。周囲が約12kmの小さな島で、豊かな自然が残る素朴で美しい島として知られています。特に植物や野鳥、地質等は学術的にも希少性が高く、多くの研究者が訪れるほどです。西側が高く、東に向かって緩やかに低くなっていく地形は粟国島特有の集落を作りあげ、なかでも集落を海風から守るフクギ並木や飢饉に備えて植えられたソテツは、先人たちの知恵と工夫の結晶であり、緑豊かな風景を作り出しています。粟国島に住む人々は昔から信仰心が厚く、一年を通して祖先の霊を祀る様々な行事が催されます。目にするものが別世界のような島の風景は、私達の五感を刺激し、普段味わえない時間を感じさせてくれるでしょう。

さて、表紙の写真は現在建設中の粟国村役場新庁舎完成予想図で、完成は本年9月頃を予定しております。新庁舎は、島の南側に位置し、鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積1727.19㎡の規模となっております。

表紙写真・文（粟国村役場 総務課）

自治おきなわ 2022年4月号／No.464

## contents 《目次》

◆ リレーエッセイ	
—「愛民」の精神で村づくりを—	
粟国村長 高良 修一	01
◆ この人に聞く vol.102	
元宜野座村長 浦崎 康克	02
◆ おきなわ気象台だより	
— 沖縄の「雪」にまつわる話 —	
沖縄気象台長 多田 英夫	10
◆ 第196回沖縄県町村会定期総会開く	12
◆ 令和3年度「地域医療従事者」・「地域おこし功労」表彰式	14
◆ 琉球歴史研究家 賀数仁然の「はいさい沖縄」	
— 本場として復帰する —	17
◆ 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会	18
◆ 令和2年度市町村決算の概要	22
◆ 令和4年度研修計画	35
◆ 要請	70
◆ 会務の動き	72
◆ 町村長選挙の結果	73
◆ 市町村一覧	74

※「自治おきなわ」は、沖縄県町村会ホームページでもご覧いただけます。



この人に  
聞く  
沖繩市町村  
今昔 102  
元宜野座村長  
うら さき やす かつ  
浦崎康克



昭和18年8月2日生まれ。宜野座村出身。

昭和41年日本大学農獣医学部農業経済学科卒業。その後、昭和42年3月琉球政府（現沖縄県庁）に採用され、昭和49年宜野座村職員に採用され、総務課長、住民課長、福祉課長、教育長を経て、平成8年から宜野座村長を2期務められた。退任後は、畑仕事の傍らゲートボールや地域の老人会活動等へ積極的に参加し活躍されている。

自治おきなわの「この人に聞く」は、戦後沖縄の地方自治の第一線で活躍した方々からお話をお聞きしています。語られるのは個人史ですが、それを通して自治や自治体、延いては沖縄の歴史や社会が見えてまいります。

今回は、宜野座村長を務めた浦崎康克さんにお聞きします。

— 平成8年（1996年）から2期お努めになりました。

浦崎 この企画、つい安請負いしてちょっと後悔しています。私が、どうしてここにおるのかなと、自問自答したりしていますよ。

前津先生にはだいぶお会いしてないなど、久しぶりにお会いしたいという気持ちで、また仲地先生は新聞では色んなご意見賜っており、お会いしてみたいなという気持ちもありまして、つい安請負いしてしまいました。

— 気軽に昔話をしていただければ、ありがたいです。それでは、まずは生い立ちからお聞きしていきたいと思います。浦崎さんのお生まれになったのは昭和18年8月2日ですね。沖縄戦が始まるのは20年の4月ですから、戦争の記憶はほとんどないんでしょうね。

浦崎 当時の宜野座は、まるっきり農業主体です。見渡す限り畑で。私の家も農業だったんですよ。沖縄戦の時、私はまだ2歳になっていないです。父の康喜は防衛隊にいたと聞いています。で、海軍に招集されたということですが、死亡広報では、南洋方面で戦死ということになっています。

父方の叔母さんは、疎開で熊本へ後から出発したんですが、父はその前に召集されていて、海軍ということでしたので、多分鹿児島港に同じ頃に着くんじゃないかというような話だったようですが、結局それ以来行方は全然分からない。死亡広報には南洋方面としか書いてなくて、南洋のどこか具体的には不明です。遺骨のかわりに石ころが

入っているだけです。ですから父の面影とか、顔とかは全然分かりません。

— 戦争中はずっと宜野座ですか。

浦崎 宜野座です。母はこういう事を言っていたんですよ、アメリカよりは友軍が怖い。友軍というのは日本兵、日本の軍隊のことです。日本兵が壕から沖縄県民追い出したとか色々あったでしょう、母もそういうような事があったのか、友軍がとても怖かったと言っていました。アメリカは優しくなりたいですよ。チョコレートあげたりとか。我が家は大きかったのですが、山に小屋作って避難したらいいんです。昼は潜んで夜になると食料取りに行くのですが、その間いろんなことを見たり聞いたりしたと思うんですよ。「友軍こそ、うとるさんどー（怖かったよ）」と母は言っていました。だから酷い事したんじゃないですかね。兵隊じゃないんですけど、私の家の下の方に宜野座の大きな川がありその所に防空壕が大部掘られていたんですよ、そこの防空壕にいる時ですが、私は1歳過ぎても泣き虫だったらしく、泣いていたら、「なだめなさい、なだめきれなかったら親子出て行け」という話もあったみたいです。戦争の時のこういう話は聞いていました。

— 宜野座には那覇、南部からの避難民はどのくらいいたんでしょうかね。

浦崎 とても多かったですよ、これはですよ、叔父さん達から聞いたんですが、惣慶の並松の所など避難民の方々が多く住んでいたと。宜野座は中南部からの避難民が大勢いて、終戦直後は一時的に市制がしかれたんですよ。宜野座市、古知屋市、惣慶市などです。今の宜野座高校の向かいに警察があって、裁判所もあったみたいです。

— 浦崎さんは幼くてあまり記憶が無いわけですが、あっちこっち逃げ回るといことはしなくても良かったんですね。食料は何とかになりましたか。

浦崎 我が家は貯えがあったみたいですよ。1年分の米は作ってましたし、芋も植えてましたから、食料は困らなかったようです。夜な夜な運んだり鍋の煤を塗ったりして、家と山小屋を行ったり来たりしていたようです。

実は祖父がいたのですが、戦前からフィリピンに行っているんです。結局戦争時と戦後初期は女所帯だったと思います。祖母、大祖母と、母と私とこれだけだったようです。

祖父が戦後帰って来たのは、私が4、5歳ぐらいだったんじゃないかと思うんですよ。小学校上がる前ですから。帰って来て祖父は農業に従事したんです。



インタビューを受ける浦崎氏

だから私の小学校時代になると、祖父がいて祖母がいて母がいて、その上に大きい祖母がいた。

話は飛びますが、祖父の弟が浦崎康裕と言って、宜野座の五代、六代、七代の村長をやっています。私の祖父の康良は長男で康裕は次男ですが、長男の康良が本家ウフヤー浦崎を継ぐため養子に入り、次男の康裕が生家のミーヤー浦崎を継いだんです。沖縄の昔流から言えば、長男が生家（ミーヤー浦崎）を継いで、次男が本家（ウフヤー浦崎）を継ぐはずですが。

僕は良く覚えていないのですが、戦後どのくらい経ってからか、トートーメー替えしているんですよ。

— 先ほど話されたように、戦中戦後は女性ばかりの家族ですね。

浦崎 私は父のこと全然分らないんですよ。未だかつてお父さんという言葉を使った事は1回もない、父の兄弟は父含めて5名いまして、男が2人、女3名でしたが、父の弟の康文も戦争で亡くなっているんです。康文は結婚してなかったんですよ、軍属中に病気で帰されて亡くなったという話を祖母から聞いています。

終戦後残った家族は、女だけです。僕は兄弟いないので、叔母さんたちの子供（従兄弟）達との付き合いしかないんですよ。

— たった一人の男の子をお母さんが育てられたのですね。

浦崎 僕1人だったので相当可愛がられて育てられた、今で言うならばチャホヤされて育てられたという感じです。しかし小さい頃からずっと農業はさせられています。宜野座の尻尾の所の、ガラマン岳の近くまで母と二人で薪取りもやりました。田んぼもやらなくちゃならなくて、母におだてられて一坪耕せばお母さんは1坪難儀するの助かるから手伝ってと言われて。だから中学校時代までは、祖父、祖母、母と働いて私も手伝って農業というのがそのころの宜野座です。

そしてもう1つは、スクラップ集めです。激戦の後ですから砲弾のかけらなど鉄くずがいっぱいあった。朝鮮戦争の頃ですか、鉄ブームがありまして、高く売れたんですよ。また母と私です、竹藪のような藪を突ついたり、あそこは塵捨て場だったとか、それから飛行機が墜落したとかいう所を目指して、鉄くずや缶詰集めですよ、真鍮

類は高く売れました。

他の人からは、昔風に言えばウフヤー浦崎で畑もあって、田んぼもあって、金持ちと言われていたわけですが、金一切無いですよ。

1年分の米は自給自足ですが、稲運んでくるのも大変でしたよ、うちのじいちゃんは田んぼで脱穀させないんです。何故かと言ったら、田んぼで脱穀したら藁をそのまま捨てるからと言って、必ず家に苻り取った重い物を担いで、運んで自宅で脱穀して、この藁も干して納屋に綺麗において、売ったりとかそんな生活でした。

— 藁は何に使うんですか？

浦崎 買いに来る人がいたんです。畳に使っているんじゃないですかね。集落の綱引きに藁の提供とか、縄を編んで提供とか色々あったので、そういうような為にも置いておくんです。だから本当は、田んぼにそのまま鋤き込んだ方が緑肥にもなるから良いと思うんですが。今もあっちこっち綱引きする所はロープ綱じゃなくて、だいたい金武町や伊平屋村に藁買いに行きますよね、昔もそんなだったと思いますよ。買う人が回って来て。

— お父さんがいなくて、お母さんにご苦労されたことでしょうね。

浦崎 畑にも行かなければいけない、私の世話もしなければいけない、収入も得なければならぬ、3度の食事もおじい、おばあ、ウヤファーウジにお上げしないといけないでしょう。炊事、洗濯、豚も養っていたから、豚も世話しなければいけない、それから時たま僕と山に薪取りに行く、そんな繰り返しですね。

それから朝、豆腐1丁づつ作るんですよ、箱1つ、10個作って、それを売るわけです。それが現金収入になる。だから本当に母は大変だった。豆腐を作るには海水が必要ですから、僕は海水汲

みです。今はニガリ入れてやるでしょう、あの時代はニガリ入れたら全然買う人いないから、必ず惣慶の浜まで潮汲みにいきました。宜野座の海は大きな川があるので効き目が薄い、だから惣慶まで汲みに行くんですよ、週に1、2回ぐらいね。バケツ2つ天秤棒で担いで。僕1人っ子で、皆からチャホヤされているという話をしましたが、小学校3年からこれもみんなさせられました。惣慶の海まで1.5キロから2キロぐらいある。遠いですよ、だって集落越えての海ですから。道も今のように綺麗な道じゃなくて舗装してないゴロゴロした道でした。

僕が怠けて行かなかったら、海水が不足すると隣の家とかに「ウス貸してくれ」と頼むんです。海水を貸してくれの意味です。1升借りて来て、これで間に合わせて作るんですが、海水返さんといかんですよ、いやいや行ってバケツに汲んで来たのに、1升向こうに返したら減るから、1日か2日後にまた汲みにいかないといけないわけです。

— 豆腐はどこで売っていたんですか？ 行商ですか。

浦崎 はい、行商もしたし、またこの辺では出産した場合のお祝とか、家を新築したりとか色々なお祝ごとに寄付みたいなのがありました。それともう一つ母は、イユウイアチネー（魚売り商売）もしていました。

— 魚の行商ですか。

浦崎 そう、浜で漁師さんから、魚買って、今で言う仲買、タライを頭に掛けて、魚をいっぱい入れて売って歩いた、母は収入を得るために色々な事をした。

— 働き者だったんですね。

浦崎 だから亡くなった時、今まで僕は色々な暴言を吐いて来たなど、今自分が年寄になって感じるんですよ。お母さんあの時苦しかったはずです、僕が言ったことで。もう母は僕と喧嘩して自分が生んだ子に、あんなにもくそみそ言われて嘆き苦しんだらうなど。

— お母さん亡くなったのはいつですか。

浦崎 母が亡くなったのは平成8年、80歳でした。

— 村長になった年ですね。若くして総務課長になり、教育長になったのが平成5年。立派になった姿を見せることができたんですから、親孝行しましたね。

ところで、宜野座村は戦前は金武村の一部ですね。昭和21年に分村しています。地方自治体の歴史は、合併の歴史ですが、戦後すぐの沖縄では分村が相次ぎました。屋我地村が羽地村から、北中城村が中城村から、屋部村が名護町から、上本部村が本部村から、嘉手納村が北谷村から、与那原町が大里村からそれぞれ分村しています。戦後4、5年の間のことですが、宜野座村の分村が先駆けとなりました。



聞き手 左：前津先生 右：仲地先生

浦崎 昭和21年4月、上四ヶ字（カミシカ）と呼ばれていた古知屋（現在は松田）、宜野座、

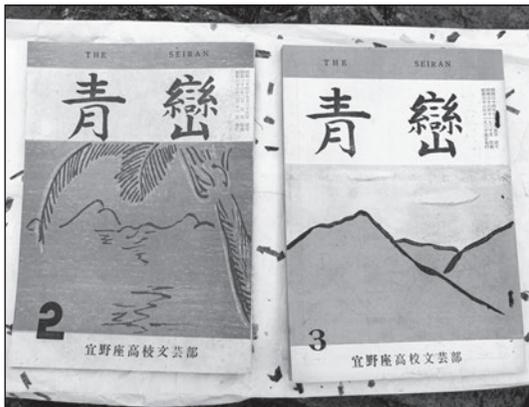
惣慶、漢那が金武村から別れ宜野座村になりました。並里、金武、伊芸、屋嘉が下四ケ字（シモシカ）で現在の金武町です。分村はスムーズにいったようです。

— 上四ケと下四ケですか初めて聞く言葉です。上四ケと下四ケは何か風習や性格の違いみたいな事もありますかね。

浦崎 あったみたいですよ。差別ではないんですが、宜野座の方はサムレーの出と昔の人は言っていたらしいですよ。首里の落武者が多いんですよ、特に字宜野座は。だからサムレーの出で、サムレー国と。

— なるほど、専門家に聞きますと宜野座の言葉は首里那覇の言葉に近いそうですが、廃藩のサムライの屋取（ヤードイ）だったんですね。

浦崎 廃藩の侍の落武者。ですから私たち浦崎も元々は那覇の泊の人らしいんですよ、氏名（うじめい）は柳氏（りゅううじ）。叔母は、よく泊の柳氏の集まりに行っていたみたいです。名優の真喜志康忠先生も一族ですから、よくみえて一族の集まりでお話をしたり、いろんな演技して皆を和またりしていたそうです。



宜野座高校文芸部時代に発行した文芸誌「青巒」

— 名前の「康」が柳氏の名乗り頭ですね。学校の方はいかがだったんですか。

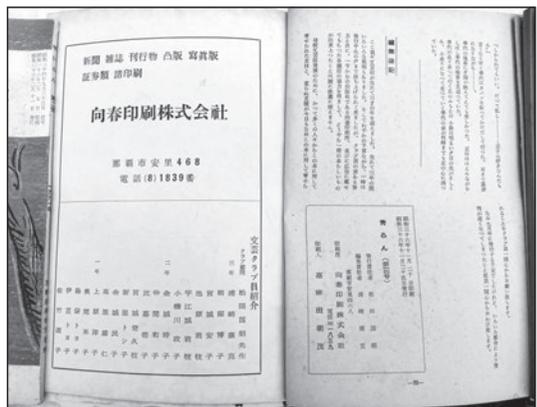
浦崎 宜野座小学校、宜野座中学校、宜野座高校です。

— 琉球新報の人気連載「セピア色の春」は、各高校の出身者の青春群像を描いています。私たちもこの連載で浦崎さんの若き日を知りました。小説を書いていたそうで、文学青年だったんですね。

浦崎 小説と言えるかどうか分かりませんがね、文芸誌とやらを作ったもんです。「青巒（せいらん）」です。題名は宜野座高校の校歌からとりました。「青巒西に連なりて、太平洋の波よする」とあります。

— 巒（らん）は難しい漢字ですね、パソコンで検索すると「やまなみ」という意味のようです。「セピア色の春」によると部長を務めたんですね。

浦崎 はい2年、3年の時に。その前に、宜野座中学時代ですが、特に文芸活動というほどのことはなく、国語の知名定善先生が演劇部を作ったんですよ。知名先生は、その後校長になり、



宜野座村の教育長も務められた先生です。この演劇部の中で僕たち色々劇をやったんですよ、毎年夏休みにですね、学校に集まって練習してたんですよ。男子も女子も、先生も若かったから。あの頃の学校は先生方の宿直とか日直とかがありました。知名先生も宿直、日直多かったと思うんです。だから僕たちの遊び場はいつも中学校だったんです。夜も昼も学校に行きました。先生、今思えば、大分お若いから新婚時分じゃないかなと思うんですけど、宿直も僕達にさせたりしていたんですよ、今では考えられませんが。僕達夜は男性だけ劇の練習して、昼は女生徒も来るから、女生徒の場面とかをやって演劇やってたんですよ。多分3年間通してやっていたと思います。

#### — 中学時代はやんちゃな年ごろですか？

浦崎 悪さといったらおかしいですけど、あの時は遊びも無いですから、マンガースーっているでしょう、ハブと闘うマンガースー、あれを捕って食べたりしていました。

#### — 食べる？

浦崎 とても美味しいですよ。一期先輩に上手な人が2、3人いて、ソーメン箱でパッタイクー（罌）作るんです。マンガースーが入って餌を食べると衝立がパタッと落ちて出られなくなる仕掛けです。これを空き箱の大きいのに移して、五、六匹ぐらい取っておいて、料理しました。

それは猫の潰し方と似ています。昔は猫食べよったんです。特に肺気腫とか元気の無い人が、食べる習慣が田舎にはあった。猫の手首の所をちょっと切ってから皮と皮下脂肪の所ですね、自転車の空気入れで漕いでいくと、この空気が肉と皮を離すんですよ。どんどん剥ぎ取って皮を全部剥ぎ取る、中身だけ取り出す。この中身を切って針金に差して火を燃やして焼い

て食べる。今で言うバーベキューです。

— 食料難の時代、ネズミや犬を食べる話は身近にもありましたが、皮をはがす方法は初めて聞きました。ワイルドですね。

浦崎 あの時に知名先生から料理も教わった。今でこそ宜野座中学校は便利な所ですけど、昔は山林の中だったんです。そこ、惣慶の並松という所は両側に松が生えてすごく有名だったんですが、今はその松みんな倒されてないですけど。宜野座中学校は周辺に家がない孤立して建っているような状態でした。先生が「はい、今日のソーメンチャンプルーのお金」とか、僕たちに下さって、例えば6名いたら、2人は買物係、2人は料理人、2人は後片付けとグループ分けして。売店は惣慶に1軒と、福山に宮城のおばあ個人の店があったんですが、どちらかにいかないとソーメンとか買えなかったんですよ、だからグループ分けして係を順番でやって転がしていく仕組み、昨日僕が買物したから今日は料理と、そういうふうに中学時代を定善先生と過ごしたんですよ。

— のどかない時代ですね。私の周囲でも、宿直室に泊まりにいったという話を聞きます。楽しそうです。

浦崎 今日はソーメンチャンプルー、次はヒラヤーチーと。今の文化センターの近くにアイスケーキ屋さんがあって、先生が買ってくれたり。1日、中学校にいて夕食まで食べて。

— 高校は宜野座高校ですね。

浦崎 宜野座高校に入ったら演劇部みたいなもの無いもんだから、文芸部がこんな事するのかと思って文芸部に入ったんですが、僕の想像とは違っていたわけです。だけでも文芸部に入りました。

3年生に並里良子さんという金武の方ですけど、それと宜野座高校の裏の方に家があった志良堂波子さんといったけど、この方2人が、私が1年ときの部長か副部長かされていて、このお二人すごかったんです。このお2人に、まず1年生は広告を取って来いと言われて。

— 広告取りというと企業や商店に行くのですね。

浦崎 そうです。高校の部活動は印刷費など足りないものですから、広告取りです。この辺では広告するような大きな店ってそんなに無いですからね。宜高校区の金武町も少なかったので、たいていは名護に行きなさいという事で、名護に広告取りに行ったんですよ。名護に行ったら心よくやって下さるところもあったけど、「私たちは名護高校もあるし、北部農林も面倒みないといけないし、宜野座高校まで面倒見れないよ」と、断られることが多かったです。それでちょっと鍛えられたというかそんな感じがありました。2年には副部長をやりました。2年生から指揮をとり、3年で部長、青轡を3号まで出しました。

— もう演劇をやる機会はなかったんですか。

浦崎 高校には演劇部はなかったんですよ。当真栄安という先生、物理の先生でしたけどね、この先生がちょっと変わった方で、エンジンの付いた模型行機を飛ばしたりしていましたが、この先生が、3年生の時に文化祭で演劇を担当して、僕らにさせたんです、先生が作った演劇を。「野分」という演題だったんだと思うんですけど、不評でした。他の学校の演劇部、正式な演劇部の皆さんが見て、これ演劇かと言われた感じでしたよ。

ちょっと話が飛びますが、小学校3年の時のことです。当時は学芸会がありました。学芸会で劇をするのですが、私は主役を割り当てられたんで



取材風景

す。今は皆平等に出番をつくり、主役級が10人も20人もいますが、当時は主人公は誰と選ばれていました。その時に、ある場面で歌う所、何の歌だったか覚えていませんけれど、歌う場面があったんですが、その歌をうたえなくて担任の先生にほった叩かれたんです。出場に間に合わないんで、先生は焦っていたかも知れませんね。それがトラウマになって私は歌がうたえません。宜野座中学校に入ってから、各部分については良い点数取るんだけど、歌えないから通信簿いつも音楽は3、知名定善先生の影響もあって国語は好きだったのでいつも5でした。

— 成績は優秀だったんですね、音楽以外は。

浦崎 そこそこの点数はありました。あの当時、威張るわけじゃないんですけど、宜野座高校の入試は3.14倍倒し。入学試験では大分上位の成績で入学したみたいです。高校の国語の先生で文芸部の面倒を見てくれたのが松田国昭先生。高校の時には将来のことも漠然と考えますが、どこかの国語の先生になって生徒たちと楽しく学びながら、ちょっとした投稿や執筆みたいなのができればなあと思っていました。

— 大学は日本大学で農業経済学を専攻したのですね。東京の大学を選ばれたのは、どうしてですか。

浦崎 自分の学力に見合う大学です。ただ自分の人生としては良かったなと思っています。なぜかと言ったら東京に行ってから、沖縄出身学生の寮の南灯寮にいましたが、ここで得たものが大きかった。そこで先輩方と色々交流というか交わりあって僕は成長したと思うんですよ。僕1人っ子で、特に小学校、中学校まで弱々しくて色白で、相当イジメられたんです。またあの当時はスポーツやる人が持ち上げられていましたが、僕はスポーツが出来ない、1番嫌なのが運動会でした。いつも後ろから2番目で、だから小学校時代どういう意味か分からないけど、ロシアーと言われた事があるんですよ、ロシアーといわれ、色白でイジメられた。だから小学校時代で1番羨ましかったのはお兄さんがいる生徒、「こんな意地悪したらニーニーカーイーンドウ（兄さんに言いつけるぞ）」と言われたら大体の悪ガキはあの時代は止まりましたよね、僕なんかそういうの言う人もいないし、父もいないし、弱々しかったです。だから、ちゃんとして人に揉まれたのが南灯寮の4カ年じゃなかったかなあ。

— 1人息子さんを東京に進学させることについては、お母さんはどうだったんですか。

浦崎 最初の頃は本当に琉大、琉大だったんですよ。1人っ子だし相当辛かったと思うのですが、こっちは逃げるように東京に行きました。

— 大学時代はどうだったんですか、先程南灯寮の話がありましたけれども。

浦崎 学校は大変だったけど、学校よりも寮の皆さんと行動するのが多かったですね。色々教えて貰ったり、野球をしたり。あの時、沖縄県から本土に出た学生などが色んなチーム作って年に1、2回試合がありました。自主運営の寮で、北部出身の人が寮長をしたり、私も2年ぐらい会計をやりました。そういう中で僕は成長したと思います。

— 南灯寮は人材を輩出しました。次回は、大学卒業後県職員時代の思い出などについて語っていただきたいと思います。





おきなわ気象台だより

## 沖縄の「雪」にまつわる話

沖縄気象台長

た だ ひ で お  
多 田 英 夫



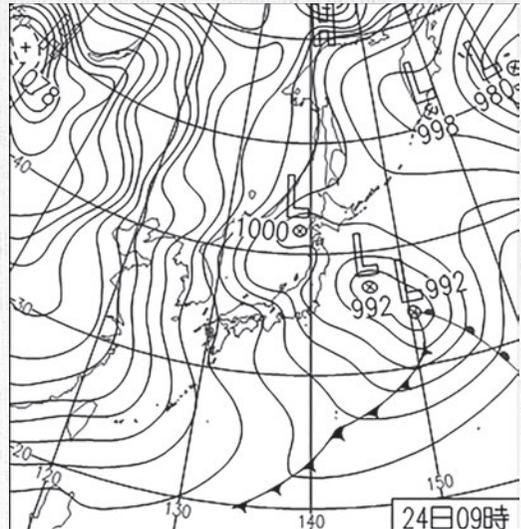
「自治おきなわ」読者の皆様、沖縄気象台長の多田です。沖縄管内の気象台・測候所長がリレー形式で話題提供する当コーナー。昨年7月号に続き担当いたします。

雨と雪が混じって降る「みぞれ」は、気象観測では「雪」に分類されます。近代的な観測が始まって以降、沖縄県には二度の「雪」の記録がありますが、何れも「みぞれ」の観測でした。最初の記録は1977年（昭和52年）2月17日の久米島のもので、これが長く県で唯一の「雪」の記録とされてきました。二回目は、2016年（平成28年）1月24日に沖縄本島で初となる「雪」が名護で観測されたもので（久米島でも観測）、今回はこの2016年の「雪」にまつわる話をご紹介します。

### 2016年1月24日の「雪」

当日は数十年に一度という非常に強い寒気が西日本上空に流れ込み、九州を中心に記録的な大雪となりました。当日の天気図(右上)からは、大陸から優勢な冬の高気圧が日本付近に張り出し、沖縄周辺も等圧線が縦に密集して強い冬型になっていることが分かります。

この日、長崎では110年の観測史上で最多の17cmの積雪を記録しました。鹿児島県の奄美大島（名瀬）では午後115年ぶりの雪（みぞれから雪に変わる）を観測。名護と久米島で夜遅くにみぞれを観測するなど記録づくめの1日でした。一方、当日の那覇は終始雨のままで、残念ながら（？）歴史的な記録とはなりませんでした。



2016年1月24日9時の天気図。西日本を中心に強い冬型となり、上空に非常に強い寒気が流れ込んだ。

### 気象台の「雪」の観測方法

皆さんは、「いま降っているものが雨か雪か」を、気象庁がどうやって観測しているかご存知でしょうか（雨量は雨量計、雪の深さは積雪計で測りますが…）。職員がいる気象台ならともかく、無人の観測地点で「いま何が降っているか」を判別するのは、実は難しい問題なのです。

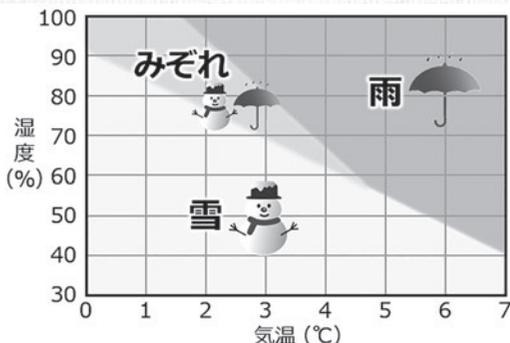
2016年に「雪」を観測した名護と久米島には「特別地域気象観測所」があります。これらはかつて職員がいた測候所が無人化され、自動で観測を行っている地点です（かつての測候所だけに、アメダスより観測種目が多い）。最初の「雪」の記録がある1977年の久米島は無人化される前の測候所だったので、鹿児島県の名瀬と同じく職員が常駐し、雨に白いものが混じるのを目で見ていますが、2016年の名護と久米島の「雪」は、実は観測機器が「自動判別」したものなのです。



沖縄本島周辺の気象庁の地上気象観測点。名護と久米島には、かつて測候所だった特別地域気象観測所がある。

## 雨／雪の自動判別とは

下の図は、地上観測点の気温と湿度のデータから、いま降っているものが雨か雪かを判別するダイアグラムの例です。気象台等における職員の目視内容とそのときの気温・湿度から統計的に求められたもので、無人観測点の雨／雪はこのようなダイアグラムを用いて判別しています。この図から、気温がプラスでも常に雨になる訳ではないこと、また気温がある程度高くても、湿度が低く乾いているときは雪になりやすいことが判ります。



気温と湿度に応じた雨か雪かの判別の例。気温がプラスでも、湿度が低いと雪になりやすいことが判る。

もちろん、これは統計的に求めた図であり、実際の雨／雪の境目はこんなに明快ではありません。みぞれの範囲も狭く微妙な場合も多いです。人の目は強力で、雨に白いものが混ざるのを容易に見分けられます（雪とあられる判別など熟練は必要）が、無人の自動観測

による判別にある程度推定の要素が入ってしまうのは避けられません。

しかし、自動観測には24時間休むことなく一定品質のデータを取得できる均質性や、統計処理に有利な連続性があり、技術の向上とともに気象庁の観測も次第に自動化されつつあります。また、その精度についても、気象台における職員の目視観測の結果と叩き合わせることで検証と評価が行われ、向上が図られています。

## 結局「雪」は降ったのか？

それでは、2016年は沖縄本島に実際に「初雪」は降ったのでしょうか。あくまで自動判別の精度によりますが、科学的手法に基づく、最も確からしい判別結果が「みぞれ」だったことには変わりありません。気温が低い山の中では、より雪が降りやすい状況だったとも言えるでしょう。

当日は、事前の予想から沖縄で雪が降りそうとの世間の注目が集まる中、自動観測の判別結果が報道等で大々的に取り上げられた感もあります。気象台としても、観測方法やデータの精度、情報の中身について、今後とも精一杯説明していきたいと考えています。

## 気象観測の意義

気象観測は地味な業務ですが、そのデータは、我々の先輩が周りの世界を脈々と記録し続けてきた財産です。その気概は「測候精神」として、いまでも全国の気象台職員に受け継がれています。正確な予報も観測があってこそ。今回の話も、我々に観測の重要性や意義を改めて考えさせてくれる機会になるものと思います。

地球温暖化の影響か、はたまた長期的な気温の変動か、那覇の最低気温の記録の上位は1900年代初頭の古いものばかりです。もはや沖縄に雪が降ることはないのかもしれませんが、最近は何が起こるか判りません。皆さんも「数十年に一度の寒気」という報道を耳にしたら、ここで紹介した話を思い出していただければ幸いです。



## 第196回 沖縄県町村会定期総会開く

沖縄県町村会第196回定期総会が、去る2月16日（水）に県内の町村長が出席し、沖縄県市町村自治会館において開催されました。

総会は、宮里会長のあいさつ後、議事に移り多くの議案等が審議されました。審議に付された議案等は次のとおりです。



- 議案第1号 令和4年度沖縄県町村会事業計画について
- 議案第2号 令和4年度沖縄県町村会一般会計予算及び特別会計予算について
- 選任第1号 沖縄県町村会理事並びに監事の選任について
- 選挙第1号 沖縄県町村会会長並びに副会長の選挙について
- 選任第2号 沖縄県町村会負担金等審議委員会委員の選任について
- 選挙第2号 沖縄県市町村職員共済組合市町村長議員側の補欠選挙について
- 報告第1号 「沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援について」の専決処分について
- 報告第2号 「新たな振興等に係る要望について」の専決処分について
- 報告第3号 「令和4年度沖縄振興予算の確保に係る要請について」の専決処分について
- 報告第4号 「海底火山噴火により噴出した漂流・漂着軽石の対策等に係る要請について」の専決処分について

なお、本会の役員及び委員は次のとおりです。

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

◆会長・副会長

	氏名	職名
会長	宮里 哲	座間味村長
副会長	浜田 京介	中城村長
	當眞 淳	宜野座村長
	伊良皆 光夫	多良間村長

◆監事（3人）

	氏名	職名
北部地区	長浜 善巳	恩納村長
中部地区	崎原 盛秀	西原町長
南部地区	座間味 秀勝	渡嘉敷村長

◆理事（6人）

	氏名	職名
北部地区	宮城 功光	大宜味村長
	島袋 秀幸	伊江村長
中部地区	當山 宏	嘉手納町長
	石嶺 傳實	読谷村長
南部地区	照屋 勉	与那原町長
	宮城 光正	北大東村長

◆負担金審議委員（6人）

	氏名	職名
北部地区	久田 浩也	今帰仁村長
	當山 全伸	東村長
中部地区	渡久地 政志	北谷町長
	比嘉 孝則	北中城村長
南部地区	高良 修一	粟国村長
	仲田 建匠	南大東村長
先島地区	—	—



## 令和3年度「地域医療従事者」・「地域おこし功労」表彰式



令和3年度「地域医療従事者」・「地域おこし功労」表彰式を去る2月16日（水）、沖縄県市町村自治会館において開催いたしました。

「地域医療従事者表彰」は、離島、過疎地域及び本島の地域医療機関等において常駐または派遣され、日夜地域住民の健康管理と急患に対し献身的に尽力された医師及び看護師等を表彰するものです。

今年度は、竹富町から推薦がありました美底恭子看護師が選考委員会の決定を経て表彰を受けられました。

また、「地域おこし功労表彰」は、地方創生に向けた、地域おこしに顕著な功績のあった団体及び個人を表彰するものです。

今年度は、中城村から推薦がありました「中城村北中城村文化財案内人サークルグスクの会」様が表彰を受けられました。

美底様と「中城村北中城村文化財案内人サークルグスクの会」のご功績は次のとおりです。

## 「地域医療従事者」被表彰者



み そ こ き ょ う こ  
美底恭子様

職種 看護師  
所属 沖縄県立八重山病院付属  
波照間診療所  
勤務年数 23年(令和4年1月1日現在)  
推薦団体 竹富町

### 功績内容

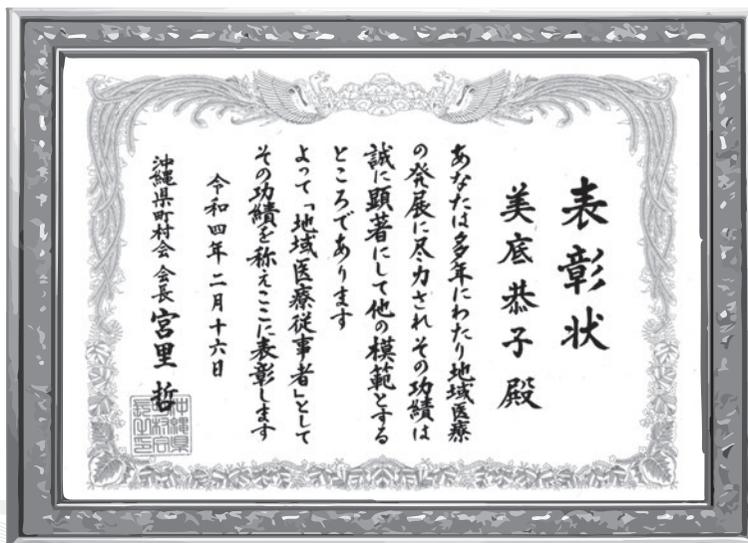
平成3年から看護師として勤務し、青年海外協力隊員等の経験を積む。平成9年7月に帰国後、沖縄県立八重山病院へ復職し、波照間診療所に勤務している。

日本最南端の波照間島は、総合病院

がある石垣島まで船舶で1時間以上を要し、天候不良の場合には欠航等が続く交通に不便な地域である。

波照間診療所は島唯一の医療機関で、住民の保健、福祉と包括的に関わり、特に在宅医療や介護事業所の運営推進員としても積極的に地域の高齢者を支えている。

常に地域医療のニーズに応えるべく日夜地域住民の生命、健康保持に尽力されてきたその功績は多大である。



表彰状

## 「地域おこし功労」被表彰者



### 中城村北中城村文化財案内人 サークルグスクの会 様

設立年月 平成 14 年 1 月

活動年数 19 年 11 月(令和 4 年 1 月 1 日現在)

会員数 50 名

推薦団体 中城村

#### 功績内容

世界遺産中城城跡を訪れる個人や団体の観光客をボランティアで案内しながら、村内小中学校の歴史学習のサポートも行う。案内活動は、名築城家、護佐丸の居城「中城城跡」をはじめとし

た古道ハンタ道、村内の指定文化財等を中心に行われ、村内外より依頼も多く、大変好評を得ている。

また、村の各種行事等にも積極的に参加、協力いただき 12 月に開催されるツワブキまつりでは会員が琉球舞踊や唄を披露し、まつりの中心的団体となっている。

案内活動のみならず芸能や美化活動等、幅広い活動が村の地域おこしの原動力であり、その功績は多大である。



表彰状

## 本場として 復帰する



皆さんは、スーパーで売っている沖縄そばの麺を見たことがありますか?あるいは、沖縄そば屋さんののぼり、いずれも「本場沖縄そば」と書いてあります。この「本場」が、日本復帰と関係があるとすると、ビックリですよ。さて、今年の5月15日で、日本への復帰が50年ですね。私はギリギリ復帰前なので、あまり記憶はないのですが、私の母子手帳が「日本国政府」ではなくて、「琉球政府」

には、イオン交換膜製塩法になっていました。化学的な製法ですので、塩田のように天気を気にする必要もなく、24時間作ることができて効率的でした。製塩は、農業的な製法から、工業へと変化を迫られていました。復帰後の沖縄も、この規定に合わせていく必要がありました。

「スクガラス（アイゴの稚魚の塩辛）の味が変だ」「スーチカー（スーチキともいう豚肉の塩漬け）がまずい」…巷ではこんな声が聞こえ始めていました。沖縄の郷土料理に影響が出始めたのです。沖縄のソウルフードといえば、沖縄そばですが、以前と味が変わったとお客さんからクレームが入る、味の名店も出ていたと。沖縄そばに関しては、さらに「そ

## 賀数 仁然（かかずひとさ）

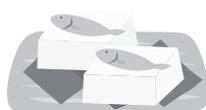
昭和44年那覇市生まれ。早稲田大学大学院人間科学研究科修了後、沖縄セルラー電話株式会社に勤務し、キャラクター「auシカ」を開発、社長賞を受賞する。

その後、2009年から歴史ツアー企画、観光ガイド業をスタート。琉球王国の歴史文化とエンターテインメントの融合をテーマに琉球・沖縄の歴史文化を様々なメディアを通して発信中。



と印刷されています。生まれた時は、私は日本人ではなかったのかと感慨深いお宝です。沖縄の人が日本人になること。当時の大混乱は、最近の報道番組からも伝わってきます。制度や法律が、日本ルールとなります（車両の左側通行はその6年後）。1972年復帰当時、日本は塩の専売制をしていました。それまで比較的自由に、いわゆる「島マース」として自由に作られていた沖縄でしたが、政府の規定での食塩とは99%以上の塩化ナトリウム。島マースは、ミネラルが多すぎるのです。今でこそ、そのミネラル分が「ウリ」ですが、専売制が廃止（1997年廃止）となるまでは、少々個性が強すぎる塩だったわけです。復帰前の年1971年

ば粉を使っていないのに、“そば”というなかれ」ということになりました。日本の規定ではそば粉が含まれていない、沖縄そばは不当表示になるというのです。ここで奮起した沖縄生麺組合。沖縄そばの歴史と、すでに郷土の文化として名称が定着していることを訴え続けました。交渉から2年。1978年10月17日「本場沖縄そば」という名称で許可されました。以降、この日が「沖縄そばの日」として定着していきます。食の文化においても、復帰は大混乱を招いたのでした。



スクガラス豆腐



# 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会

令和4年1月28日（金）、沖縄県知事、副知事をはじめ、各部局長等幹部職員、県内41市町村長が出席し、沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会がウェブ形式で開催されました。

## 沖縄振興会議

議案第1号

令和4年1月28日

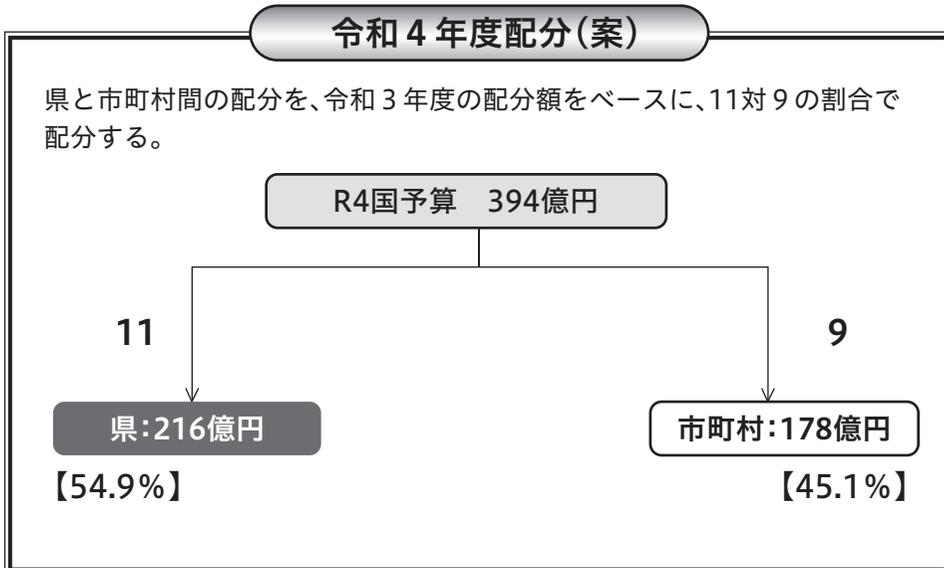
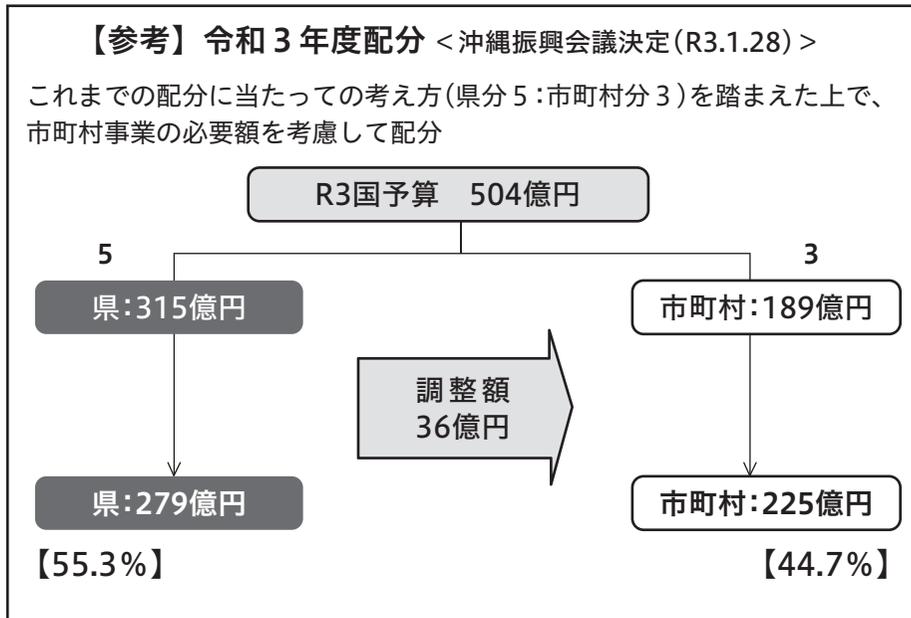
### 令和4年度沖縄振興特別推進交付金にかかる 沖縄県と市町村間の配分（案）について

令和4年度沖縄振興特別推進交付金394億円の沖縄県と市町村間の配分について、以下のとおり確認する。

- 1 沖縄県と市町村間の配分については、令和3年度の配分額をベースに、11対9の割合で配分する考え方に基づき、県分216億円、市町村分178億円とする。
- 2 県と市町村間の配分額は、事業の進捗等を勘案し、年度途中においても柔軟に対応する。

※ 沖縄振興特別推進交付金の予算確保に向けた国への要請等については、県と市町村が協働して取り組む。

## 令和4年度沖縄振興特別推進交付金の 県と市町村間の配分(案)



議案第 1 号

令和 4 年 1 月 28 日

## 令和 4 年度沖縄振興特別推進交付金にかかる 市町村間の配分（案）について

令和 4 年度沖縄振興特別推進交付金の市町村間の配分について、以下のとおり確認する。

### 1 特別枠について

令和 4 年度の特別枠の配分については実施を見送り、令和 5 年度以降の特別枠について、引き続き、検討を行う。

### 2 基本枠の配分方法

基本枠 178 億円について、41 億円を均等割として各市町村に配分し、137 億円をこれまでと同じ配分方法（各種指標）を用いて別添 1 のとおり配分する。

### 3 市町村間の配分額変更について

市町村間の配分額は、事業の進捗状況等を勘案し、年度途中においても柔軟に対応する。

令和4年度基本枠配分表(案)

総枠 178 均等割 41 指標配分 137

別添1  
(単位:億円)

団体名	基本指標 (85%)				基本指標十配慮指標 (15%)					基本指標十配慮指標 (B)		基本枠配分額 (C)=(A)+(B)		増減額 (C-D)	
	均等割 (A)	人口 (95%)	面積 (5%)	計	財政力加算 (60%)	難高等加算 (15%)	人口減少加算 (15%)	高齢者人口加算 (5%)	年少人口加算 (5%)	割合	配分額	割合	配分額		割合
那覇市	1.0	21.6%	1.8%	20.7%	0.3%	0.0%	0.3%	2.2%	2.2%	0.5%	24.14	18.1%	25.14	14.1%	
石川市	1.0	6.8%	0.9%	6.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.6%	7.73	5.6%	8.73	4.9%	
浦添市	1.0	3.2%	10.0%	3.6%	2.2%	6.1%	0.0%	2.1%	2.6%	2.4%	4.68	3.5%	5.68	3.2%	
浦添市	1.0	7.9%	0.9%	7.5%	0.4%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.5%	8.87	6.5%	9.87	5.5%	
糸島市	1.0	4.3%	9.2%	4.6%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	2.5%	1.5%	5.64	4.1%	6.64	3.7%	
糸島市	1.0	4.2%	2.0%	4.1%	0.3%	0.0%	0.0%	2.1%	2.7%	0.8%	4.88	3.8%	5.88	3.3%	
豊城市	1.0	9.7%	2.2%	9.4%	0.3%	0.0%	0.0%	2.0%	2.6%	0.7%	11.04	8.0%	12.04	6.8%	
豊城市	1.0	4.4%	0.8%	4.2%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	0.7%	5.06	3.6%	6.06	3.4%	
宮崎市	1.0	8.5%	3.8%	8.3%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	2.5%	1.5%	9.97	7.1%	10.97	6.2%	
宮崎市	1.0	3.6%	8.9%	3.9%	3.4%	6.1%	1.0%	2.6%	2.4%	3.3%	5.20	3.8%	6.20	3.5%	
宮崎市	1.0	3.0%	2.2%	3.0%	3.3%	0.0%	0.0%	2.5%	2.6%	2.3%	3.91	2.8%	4.91	2.8%	
大分市	1.0	0.3%	8.5%	0.7%	3.7%	0.0%	0.0%	3.2%	1.9%	3.3%	1.52	1.1%	2.52	1.4%	
大分市	1.0	0.2%	2.8%	0.3%	2.2%	0.0%	1.8%	3.5%	1.7%	1.9%	0.78	0.1%	1.78	1.0%	
東郷町	1.0	0.1%	3.5%	0.3%	3.5%	0.0%	5.0%	3.5%	1.8%	3.3%	1.01	0.7%	2.01	1.1%	
今帰仁村	1.0	0.6%	1.7%	0.7%	3.5%	0.0%	1.8%	3.2%	2.2%	2.3%	1.32	1.0%	2.32	1.3%	
今帰仁町	1.0	0.9%	2.4%	0.9%	3.4%	0.0%	4.4%	3.1%	2.1%	3.0%	1.69	1.3%	2.69	1.5%	
豊原町	1.0	0.7%	2.2%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	2.3%	2.2%	0.7%	1.10	0.8%	2.10	1.2%	
豊原町	1.0	0.4%	1.4%	0.4%	3.5%	0.0%	0.0%	2.4%	2.9%	2.3%	1.00	0.7%	2.00	1.2%	
豊原町	1.0	0.7%	1.7%	0.8%	3.3%	0.0%	1.1%	2.6%	2.6%	2.4%	1.41	1.0%	2.41	1.4%	
谷川町	1.0	0.3%	1.0%	0.3%	3.3%	0.0%	5.9%	3.1%	2.2%	4.3%	1.26	1.0%	2.26	1.3%	
谷川町	1.0	2.8%	1.5%	2.7%	0.3%	0.0%	0.0%	2.7%	2.6%	0.7%	3.34	2.4%	4.34	2.4%	
谷川町	1.0	0.9%	0.7%	0.9%	0.8%	0.0%	1.0%	2.3%	2.5%	0.9%	1.23	0.9%	2.23	1.3%	
北谷町	1.0	1.9%	0.6%	1.9%	0.4%	0.0%	0.2%	2.0%	2.6%	0.6%	2.26	1.6%	3.26	1.8%	
北谷町	1.0	1.2%	0.5%	1.2%	0.5%	0.0%	0.0%	2.3%	2.5%	0.8%	1.51	1.0%	2.51	1.4%	
西原町	1.0	1.5%	0.7%	1.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.8%	2.7%	0.5%	1.84	1.2%	2.84	1.6%	
西原町	1.0	2.4%	0.7%	2.3%	0.7%	0.0%	0.2%	2.1%	2.4%	0.7%	2.81	2.1%	3.81	2.1%	
西原町	1.0	1.3%	0.9%	1.3%	2.1%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	1.5%	1.80	1.3%	2.80	1.6%	
西原町	1.0	2.8%	0.5%	2.6%	0.7%	0.0%	0.0%	1.8%	3.0%	0.7%	3.21	2.2%	4.21	2.4%	
西原町	1.0	0.0%	0.8%	0.1%	3.9%	6.1%	2.5%	1.9%	2.9%	3.9%	0.90	0.7%	1.90	1.1%	
西原町	1.0	0.1%	0.1%	0.1%	3.9%	8.3%	4.4%	2.0%	2.7%	4.5%	1.03	0.9%	2.03	1.1%	
西原町	1.0	0.0%	0.3%	0.1%	3.9%	6.1%	9.5%	3.5%	1.8%	4.8%	1.09	0.8%	2.09	1.2%	
西原町	1.0	0.0%	0.2%	0.0%	3.9%	6.1%	10.7%	3.9%	1.2%	5.1%	1.09	0.8%	2.09	1.2%	
西原町	1.0	0.1%	1.3%	0.2%	3.8%	6.1%	5.0%	2.3%	4.2%	4.2%	1.03	0.7%	2.03	1.1%	
西原町	1.0	0.0%	0.6%	0.1%	3.8%	6.1%	5.1%	2.0%	2.5%	4.2%	0.94	0.6%	1.94	1.1%	
西原町	1.0	0.1%	1.0%	0.1%	3.9%	6.1%	8.5%	2.8%	2.6%	4.3%	1.13	0.8%	2.13	1.2%	
西原町	1.0	0.5%	2.8%	0.6%	3.7%	6.1%	7.1%	2.8%	2.2%	4.4%	1.62	1.2%	2.62	1.5%	
西原町	1.0	2.1%	1.2%	2.1%	2.2%	0.0%	0.0%	2.1%	2.9%	1.6%	2.72	1.9%	3.72	2.1%	
西原町	1.0	0.1%	1.0%	0.1%	3.9%	6.1%	6.4%	2.9%	2.1%	4.4%	1.05	0.8%	2.05	1.2%	
西原町	1.0	0.3%	1.4%	1.0%	3.8%	12.2%	0.6%	2.2%	2.7%	4.4%	2.06	1.5%	3.06	1.7%	
西原町	1.0	0.1%	1.3%	0.2%	3.8%	6.1%	4.1%	2.0%	2.7%	4.3%	1.03	0.7%	2.03	1.1%	
都市計	11.0	77.4%	42.8%	75.6%	17.0%	12.3%	1.3%	23.3%	28.2%	14.8%	91.12	66.6%	102.12	57.4%	
町村計	30.0	22.6%	57.2%	24.4%	83.0%	87.7%	98.7%	76.7%	71.8%	85.2%	45.88	33.4%	75.88	42.6%	
市町村計	41.00	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	137.00	100.0%	178.00	100.0%	
注	[注]百万円未満の金額は繰り落ちた。														

# 令和 2 年度 市町村決算の概要（普通会計）

沖縄県企画部市町村課

## 1. 決算規模

令和 2 年度の市町村の普通会計決算額は、

歳入総額：1,034,218 百万円（R1：830,323 百万円、差額 203,895 百万円、24.6 %増）

歳出総額：995,559 百万円（R1：800,367 百万円、差額 195,192 百万円、24.4 %増）

となっている。

歳入総額は、前年度比 203,895 百万円増（+ 24.6%）の 1,034,218 百万円となった。主な増加内訳として、国庫支出金、地方債、都道府県支出金の増加等がある。

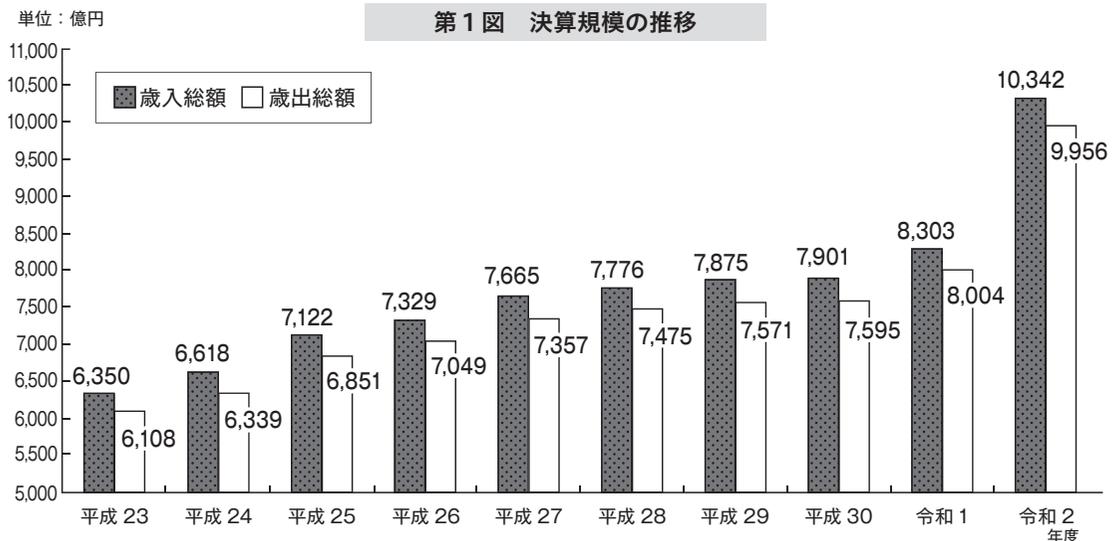
歳出総額は、前年度比 195,191 百万円増（+ 24.4%）の 995,559 百万円となった。主な増加内訳として、補助費等、人件費、扶助費の増加等がある。

第 1 表 決算規模の状況

（単位：百万円、%）

区分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
			増減率		増減率		増減率
歳入	市町村計	790,091	0.3	830,323	5.1	1,034,218	24.6
	都市計	571,561	0.7	598,364	4.7	752,481	25.8
	町村計	218,531	△ 0.7	231,958	6.1	281,737	21.5
歳出	市町村計	759,542	0.3	800,367	5.4	995,559	24.4
	都市計	550,990	0.8	578,241	4.9	724,322	25.3
	町村計	208,552	△ 1.0	222,127	6.5	271,237	22.1

※市町村計には一部事務組合及び広域連合を含まない。（以下の表や文中においても同様）



## 2. 決算収支

### (1) 実質収支

実質収支の合計は、30,449 百万円の黒字となった。

全市町村において黒字となった。

### (2) 単年度収支

単年度収支の合計は、8,384 百万円の黒字となった。

### (3) 実質単年度収支

実質単年度収支の合計は、5,585 百万円の黒字となった。

第2表 決算収支の状況

(単位：百万円)

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
歳入総額	A	598,364	752,481	231,958	281,737	830,323	1,034,218	
歳出総額	B	578,241	724,322	222,127	271,237	800,367	995,559	
形式収支	A - B	C	20,124	28,160	9,832	10,499	29,955	38,659
翌年度に繰り越すべき財源	D	5,471	5,548	2,479	2,662	7,950	8,210	
実質収支	C - D	E	14,652	22,612	7,353	7,837	22,005	30,449
単年度収支	F	△ 823	7,960	37	424	△ 787	8,384	
財政調整基金積立金	G	9,214	10,242	5,442	6,862	14,656	17,104	
繰上償還金	H	1,157	222	0	0	1,157	222	
積立金取崩し額	I	12,822	14,091	8,798	6,035	21,621	20,125	
実質単年度収支	F + G + H - I	J	△ 3,275	4,334	△ 3,319	1,251	△ 6,594	5,585

### 3. 歳入

#### (1) 歳入構成比について

国庫支出金 36.3% (375,114 百万円) が最も高く、続いて地方税 17.9% (184,791 百万円)、地方交付税 13.3% (137,964 百万円)、都道府県支出金 10.6% (109,370 百万円)、地方債 6.4% (66,183 百万円) の順となった。

都市・町村別に見ると、都市では国庫支出金（構成比 39.2%）が最も高く、続いて地方税（同 19.1%）、地方交付税（同 11.4%）の順となっており、町村では国庫支出金（同 28.5%）、地方交付税（同 18.4%）、地方税（同 14.6%）の順となっている。町村では都市に比べて、地方税の割合が少なく、地方交付税の割合が比較的大きい。

#### (2) 主な歳入項目の増減要因について

- ・国庫支出金（前年度比 98.6%増）  
特別定額給付金事業費補助金の皆増等により、前年度比 189,907 百万円増の 382,422 百万円となった。
- ・地方債（前年度比 15.2%増）  
減収補填債の皆増、新文化芸術発信拠点施設整備事業の増等により、前年度比 8,714 百万円増の 66,183 百万円となった。
- ・都道府県支出金（前年度比 6.7%増）  
製糖工場前処理施設整備事業、農業基盤整備促進事業等の増等により、前年度比 6,861 百万円増の 109,370 百万円となった。
- ・地方税（前年度比 1.6%増）  
個人住民税、固定資産税等の増により、前年度比 2,918 百万円増の 184,791 百万円となった。  
※国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

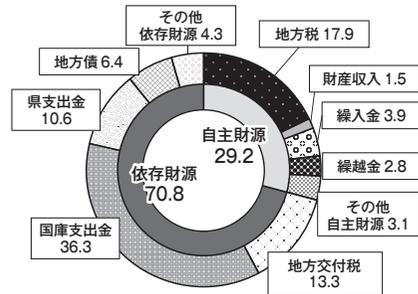
第3表 歳入決算の状況〈R2 決算額〉

(単位：百万円、%)

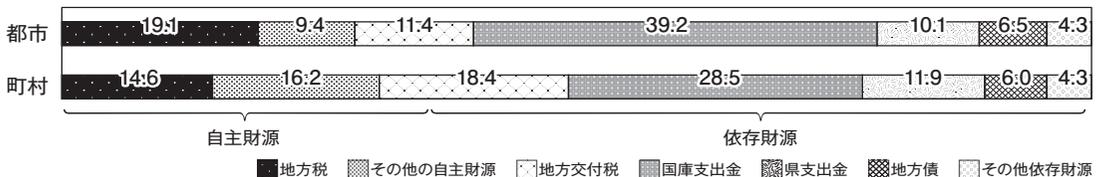
区分	都市計			町村計			市町村計			R2-R1年度 増減額
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	
<b>自主財源</b>	214,730	28.5	△ 2.7	86,832	30.8	△ 0.8	301,563	29.2	△ 2.1	△ 6,596
地方税	143,655	19.1	1.5	41,136	14.6	2.0	184,791	17.9	1.6	2,918
分担金及び負担金	2,673	0.4	△ 38.8	2,656	0.9	1.1	5,329	0.5	△ 23.8	△ 1,665
使用料	5,412	0.7	△ 10.6	1,981	0.7	△ 16.8	7,393	0.7	△ 12.4	△ 1,043
手数料	2,694	0.4	1.9	1,337	0.5	△ 1.7	4,031	0.4	0.7	28
財産収入	6,609	0.9	△ 29.7	9,172	3.3	7.6	15,781	1.5	△ 12.0	△ 2,144
寄附金	3,181	0.4	△ 45.0	3,794	1.3	7.1	6,976	0.7	△ 25.2	△ 2,349
繰入金	26,023	3.5	△ 0.9	13,866	4.9	△ 9.8	39,889	3.9	△ 4.2	△ 1,737
繰越金	19,295	2.6	△ 2.6	9,536	3.4	△ 1.1	28,830	2.8	△ 2.1	△ 633
諸収入	5,188	0.7	9.1	3,355	1.2	△ 10.8	8,542	0.8	0.3	27
<b>依存財源</b>	537,751	71.5	42.4	194,904	69.2	35.0	732,655	70.8	40.3	210,491
地方譲与税	2,503	0.3	△ 8.8	1,068	0.4	△ 0.7	3,571	0.3	△ 6.5	△ 248
利子割交付金	59	0.0	1.7	16	0.0	6.7	75	0.0	2.7	2
配当割交付金	176	0.0	△ 13.7	47	0.0	△ 14.5	223	0.0	△ 13.9	△ 36
株式等譲渡所得割交付金	195	0.0	35.4	52	0.0	36.8	247	0.0	35.7	65
地方消費税交付金	22,957	3.1	21.7	6,488	2.3	22.6	29,445	2.8	21.9	5,294
ゴルフ場利用税交付金	248	0.0	△ 7.8	280	0.1	△ 1.4	528	0.1	△ 4.5	△ 25
自動車取得税交付金	0	0.0	△ 100.0	0	0.0	△ 100.0	0	0.0	△ 100.0	△ 561
自動車税環境性能割交付金	159	0.0	109.2	72	0.0	111.8	231	0.0	108.1	120
地方特例交付金	660	0.1	△ 70.1	228	0.1	△ 71.0	887	0.1	△ 70.3	△ 2,102
地方交付税	86,029	11.4	△ 1.3	51,935	18.4	4.6	137,964	13.3	0.8	1,152
交通安全対策特別交付金	132	0.0	6.5	42	0.0	13.5	174	0.0	8.1	13
国庫支出金	294,761	39.2	97.7	80,353	28.5	122.2	375,114	36.3	102.5	189,873
国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,791	0.5	1.0	3,518	1.2	0.0	7,308	0.7	0.5	34
都道府県支出金	75,713	10.1	8.3	33,657	11.9	3.2	109,370	10.6	6.7	6,861
法人事業税交付金	1,159	0.2	-	176	0.1	-	1,336	0.1	-	1,336
地方債	49,210	6.5	15.0	16,973	6.0	15.5	66,183	6.4	15.2	8,714
(うち臨時財政対策債)	11,888	1.6	△ 1.6	3,490	1.2	0.8	15,378	1.5	△ 1.1	△ 165
<b>歳入合計</b>	752,481	100.0	25.8	281,737	100.0	21.5	1,034,218	100.0	24.6	203,895
うち一般財源	257,800	34.3	1.6	101,497	36.0	3.9	359,298	34.7	2.3	7,913

(注) うち一般財源は、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金(特別地方消費税交付金を含む。)、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車環境性能割交付金の合計である。また、構成比については、各項目の計と合計値が端数調整のため一致しない場合がある。

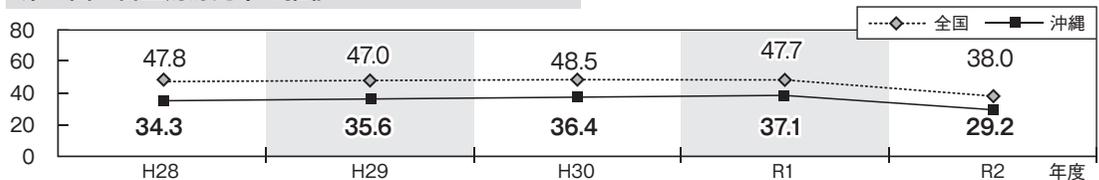
第2図 歳入決算額の構成比(市町村計)



第3図 歳入決算額の構成比(都市・町村別)



第4図 自主財源比率の推移



(注) 全国比率は市町村別決算状況調(総務省公表)より試算したものであり、一部事務組合を除き、政令指定都市、特別区、中核市、特別市を含む。

## 4. 歳出

### (1) 目的別歳出の状況

目的別歳出の内訳を構成比で見ると、民生費が347,327百万円（構成比34.9%）で最も大きく、続いて総務費289,515百万円（同29.1%）、教育費95,429百万円（同9.6%）、土木費67,232百万円（同6.8%）、公債費55,605百万円（同5.6%）の順となっている。

これを都市・町村別の構成比で比較すると、都市では民生費の割合が最も高くなっているが、町村では特別定額給付金事業費の皆増等により総務費の割合が31.5%となっており、都市の28.2%に比べ3.3ポイント高くなっている。

次に前年度比較で増減状況をみると、総務費が、特別定額給付金事業費の皆増等により、161,482百万円（前年度比126.1%）増。民生費が低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の皆増等により、17,474百万円（同5.3%）増。商工費が、多目的施設整備事業等の増により、11,648百万円（同57.2%）増。衛生費が感染症予防事業の増、一般廃棄物処理施設整備事業等の増により、6,560百万円（同15.6%）増となった。

第4表 目的別歳出決算の状況（R2 決算額）

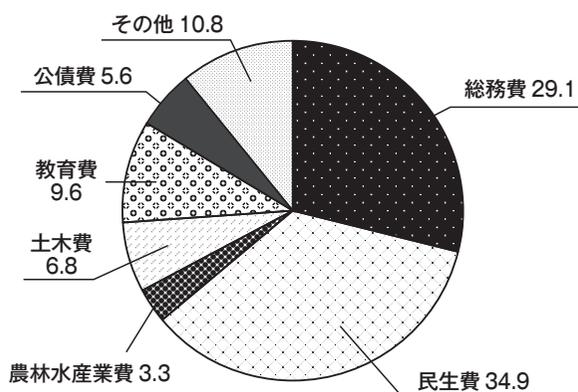
（単位：百万円、%）

区分	都市計			町村計			市町村計		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
議会費	3,447	0.5	△4.9	2,340	0.9	△4.3	5,787	0.6	△4.6
総務費	204,076	28.2	153.1	85,439	31.5	80.2	289,515	29.1	126.1
民生費	280,232	38.7	4.5	67,095	24.7	8.7	347,327	34.9	5.3
衛生費	31,403	4.3	11.9	17,149	6.3	23.1	48,552	4.9	15.6
労働費	867	0.1	2.6	133	0.0	5.6	1,000	0.1	3.0
農林水産業費	13,474	1.9	△0.5	19,652	7.2	24.3	33,126	3.3	12.9
商工費	23,034	3.2	83.7	8,961	3.3	14.7	31,994	3.2	57.2
土木費	46,418	6.4	△6.1	20,813	7.7	9.5	67,232	6.8	△1.7
消防費	12,381	1.7	6.5	5,954	2.2	3.1	18,335	1.8	5.4
教育費	66,975	9.2	0.2	28,454	10.5	△12.9	95,429	9.6	△4.1
災害復旧費	104	0.0	△34.6	190	0.1	△69.2	294	0.0	△62.1
公債費	40,782	5.6	△2.7	14,823	5.5	1.2	55,605	5.6	△1.7
諸支出金	1,129	0.2	14.9	233	0.1	92.6	1,362	0.1	23.3
前年度繰上充用金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
歳出合計	724,322	100.0	25.3	271,237	100.0	22.1	995,559	100.0	24.4

（注）構成比については、各項目の計と合計値が端数調整のため一致しない場合がある。

第5図 目的別歳出決算の構成比（市町村計）

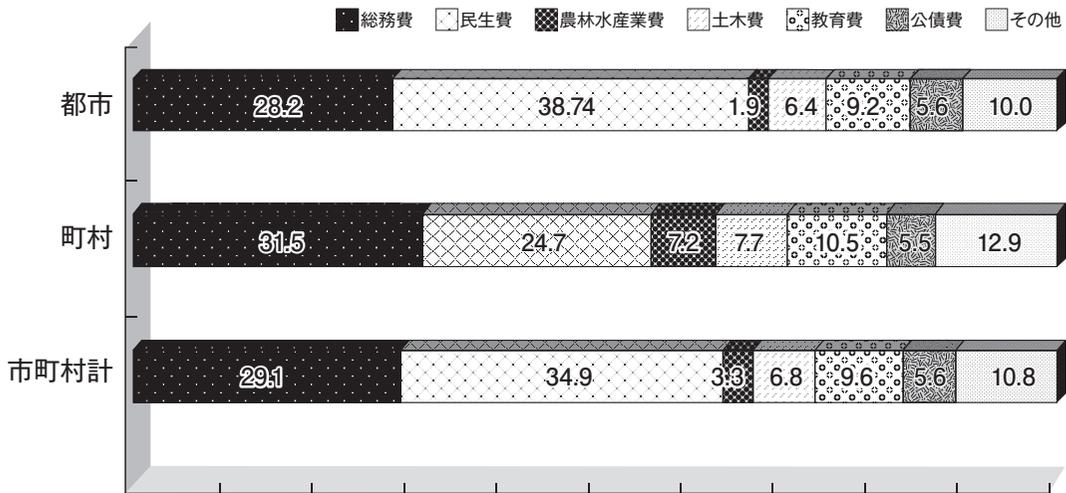
（単位：%）



（注）各項目の計と合計値は端数調整のため一致しない場合がある。

第6図 目的別歳出決算構成比（都市・町村別）

（単位：％）



## (2) 性質別歳出の状況

性質別歳出の状況を見ると、義務的経費が405,937百万円（構成比40.8%）、投資的経費156,694百万円（同15.7%）、その他経費432,928百万円（同43.5%）となっている。

また、前年度比較で増減状況を見ると、義務的経費が5.5%の増、投資的経費が4.0%の増、その他経費が63.5%の増となっている。

これを都市・町村別の構成比で比較すると、都市では扶助費の割合が28.2%と高く、義務的経費が44.2%となっており、町村の31.6%に比べて12.6ポイント高くなっている。一方、町村では投資的経費が19.4%となっており、都市の14.4%に比べて5.0ポイント高くなっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費は前年度比で12.9%増加し110,517百万円となった。主な要因は会計年度任用職員制度の導入による報酬及び期末手当の皆増等による。

扶助費は4.1%増加し239,815百万円となった。主な要因は、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の皆増等による。

公債費は1.7%減少し55,605百万円となった。主な要因は、繰上償還金等の減少等による。

その他経費は、63.5%増加し432,928百万円となっている。主な内訳として、補助費等が274.6%、物件費が8.2%増加したこと等による。

第5表 性質別歳出決算の状況（R2 決算額）

（単位：百万円、％）

区 分	都 市 計			町 村 計			市 町 村 計		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
義務的経費	320,354	44.2	4.9	85,583	31.6	7.8	405,937	40.8	5.5
人 件 費	75,603	10.4	12.2	34,914	12.9	14.3	110,517	11.1	12.9
扶 助 費	203,969	28.2	4.0	35,846	13.2	4.9	239,815	24.1	4.1
公 債 費	40,782	5.6	△ 2.7	14,823	5.5	1.2	55,605	5.6	△ 1.7
投資的経費	104,119	14.4	4.2	52,575	19.4	3.5	156,694	15.7	4.0
普通建設事業費	104,015	14.4	4.3	52,385	19.3	4.4	156,400	15.7	4.3
補助事業費	79,117	10.9	4.0	42,844	15.8	3.3	121,960	12.3	3.7
単 独 事 業 費	24,062	3.3	5.9	9,394	3.5	10.1	33,456	3.4	7.0
国直轄負担金等	836	0.1	△ 12.1	148	0.1	△ 1.3	983	0.1	△ 10.7
災害復旧事業費	104	0.0	△ 34.6	190	0.1	△ 69.2	294	0.0	△ 62.1
失業対策事業費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
その他経費	299,849	41.4	73.5	133,079	49.1	44.7	432,928	43.5	63.5
物 件 費	69,957	9.7	9.2	36,987	13.6	6.5	106,944	10.7	8.2
維持補修費	5,458	0.8	6.5	1,805	0.7	7.1	7,263	0.7	6.6
補助費等	164,132	22.7	349.8	63,368	23.4	161.4	227,499	22.9	274.6
積 立 金	19,087	2.6	△ 16.1	15,095	5.6	0.2	34,182	3.4	△ 9.6
投資及び出資金	35	0.0	△ 71.3	154	0.1	-	188	0.0	51.6
貸 付 金	732	0.1	79.9	428	0.2	397.7	1,160	0.1	135.3
繰 出 金	40,450	5.6	△ 7.8	15,241	5.6	△ 5.6	55,691	5.6	△ 7.2
前年度繰上充用金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
歳 出 合 計	724,322	100.0	25.3	271,237	100.0	22.1	995,559	100.0	24.4

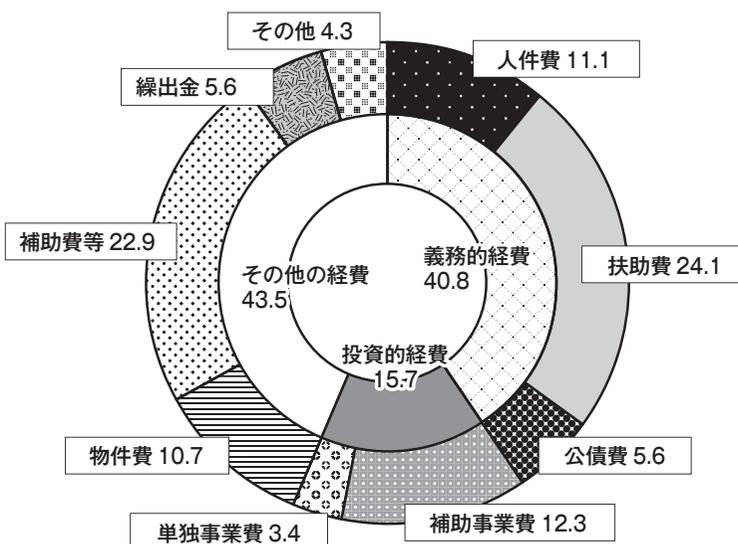
（注）1 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。

（注）2 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。

（注）3 義務的経費、投資的経費及びその他経費の各々の構成比の計と合計値は端数調整のため一致しない場合がある。

第7図 性質別決算額の構成比（市町村計）

（単位：％）



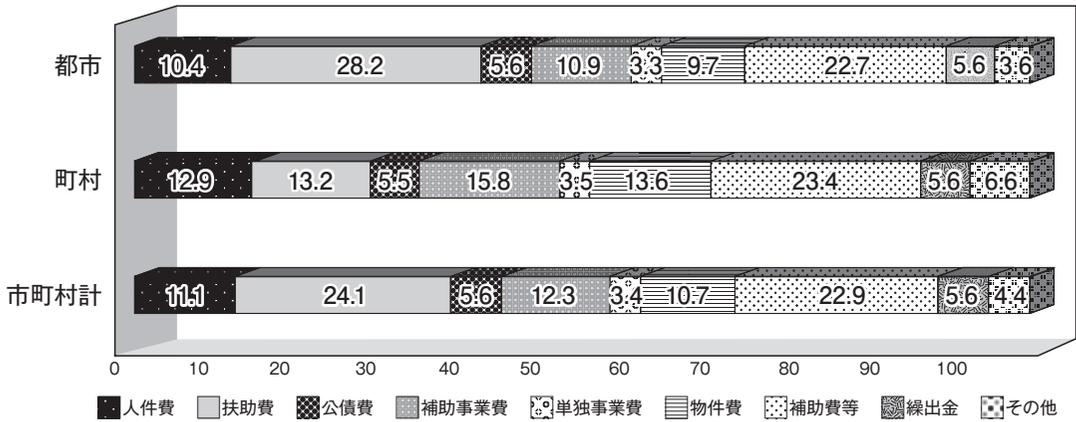
（注）1 端数調整により各々の内訳の計が合計値と一致しない場合がある。

（注）2 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。

（注）3 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。

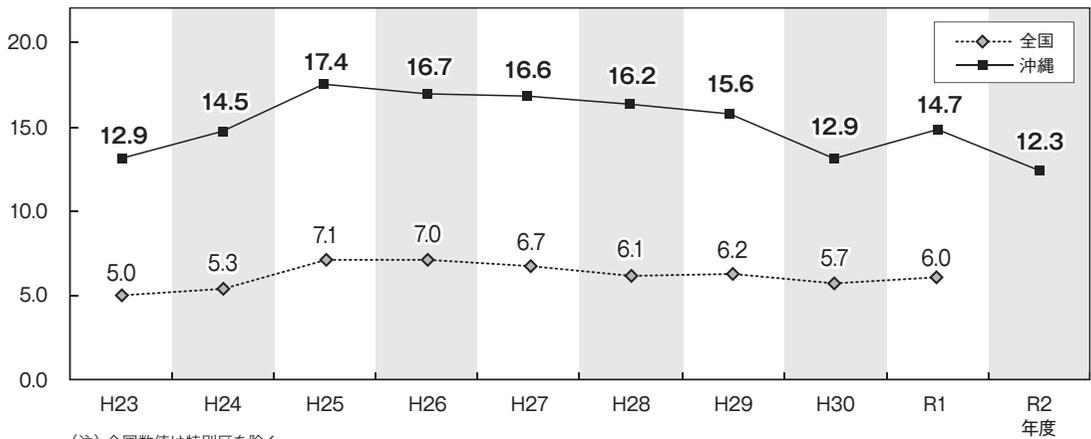
第8図 性質別歳出決算額構成比（都市・町村別）

（単位：％）



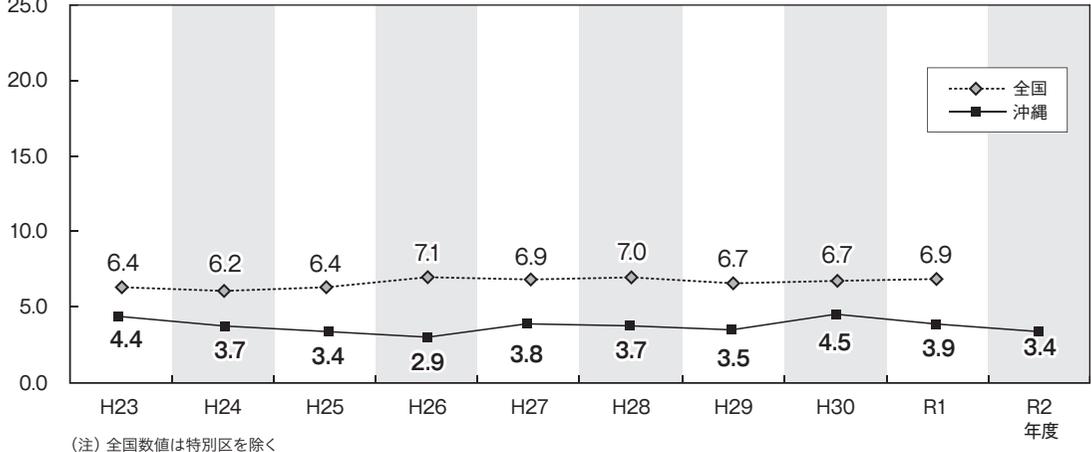
第9図 普通建設事業費(補助)の構成比の推移

構成比（％）



第10図 普通建設事業費(単独)の構成比の推移

構成比（％）



### (3) 一般財源等の充当状況

一般財源等の総額は472,288百万円で、前年度比15,484百万円(3.4%)の増となっている。各性質別経費に対する一般財源等の充当状況(構成比)をみると、義務的経費充当率が45.4%で最も高く、うち人件費が20.9%、扶助費が13.3%、公債費が11.2%となっている。また、投資的経費充当率は4.6%で、うち普通建設事業費の補助事業費が2.1%、単独事業費が2.4%となっている。その他経費充当率は41.9%となっている。

第6表 一般財源等の充当状況

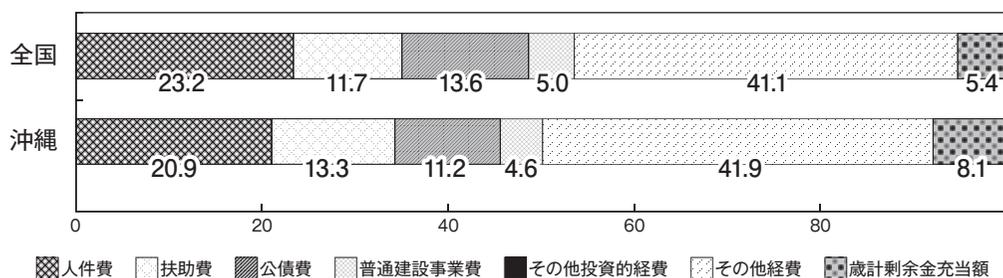
(単位:百万円、%)

区分	令和2年度		左の内訳				令和元年度		増減		前年度
	決算額	構成比	都市	構成比	町村	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義務的経費	214,456	45.4	160,543	48.2	53,913	38.7	207,463	45.4	6,993	3.4	3.0
人件費	98,715	20.9	68,483	20.6	30,231	21.7	89,619	19.6	9,096	10.1	0.8
扶助費	62,827	13.3	53,459	16.0	9,369	6.7	64,626	14.1	△1,799	△2.8	7.6
公債費	52,914	11.2	38,601	11.6	14,313	10.3	53,218	11.7	△304	△0.6	1.3
投資的経費	21,753	4.6	13,240	4.0	8,513	6.1	23,024	5.0	△1,271	△5.5	16.3
普通建設事業費	21,611	4.6	13,187	4.0	8,424	6.1	22,841	5.0	△1,230	△5.4	17.5
補助事業費	9,842	2.1	5,649	1.7	4,193	3.0	10,609	2.3	△767	△7.2	39.7
単独事業費	11,509	2.4	7,333	2.2	4,177	3.0	11,883	2.6	△374	△3.1	2.9
国直轄負担金等	259	0.1	205	0.1	55	0.0	349	0.1	△90	△25.8	18.3
その他投資的経費	143	0.0	53	0.0	90	0.1	183	0.0	△40	△21.9	△48.7
その他経費	198,000	41.9	131,695	39.5	66,305	47.6	196,873	43.1	1,127	0.6	4.4
物件費	70,131	14.8	48,326	14.5	21,805	15.7	70,253	15.4	△122	△0.2	5.1
補助費等	51,672	10.9	32,877	9.9	18,795	13.5	40,987	9.0	10,685	26.1	4.0
積立金	25,982	5.5	14,834	4.5	11,147	8.0	30,938	6.8	△4,956	△16.0	18.6
繰出金	44,252	9.4	31,617	9.5	12,635	9.1	49,564	10.9	△5,312	△10.7	△3.4
その他	5,963	1.3	4,041	1.2	1,922	1.4	5,130	1.1	833	16.2	4.3
歳出充当額計	434,209	91.9	305,479	91.7	128,731	92.5	427,360	93.6	6,849	1.6	4.3
歳計剰余金充当額	38,079	8.1	27,653	8.3	10,426	7.5	29,444	6.4	8,635	29.3	0.6
一般財源等総額	472,288	100.0	333,132	100.0	139,157	100.0	456,804	100.0	15,484	3.4	4.0

- (注)1 一般財源等とは、一般財源のほかはその用途が制約されていない収入額の合算額である。  
(注)2 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。  
(注)3 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。  
(注)4 その他投資的経費欄は、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計額である。  
(注)5 その他経費のその他欄は、維持補修費・投資及び出資金・貸付金・前年度繰上充用金の合計値である。  
(注)6 構成比については、各項目の計と合計値とが端数調整のため一致しない場合がある。

第11図 令和2年度における一般財源等の充当状況(全国・沖縄)

(単位:%)



- (注)1 全国構成比は、令和元年度地方財政統計年報における「2-4-28表 一般財源充当状況の推移(構成比)」を参考値として掲載している。  
(注)2 各項目の計と合計値とが端数調整のため一致しない場合がある。

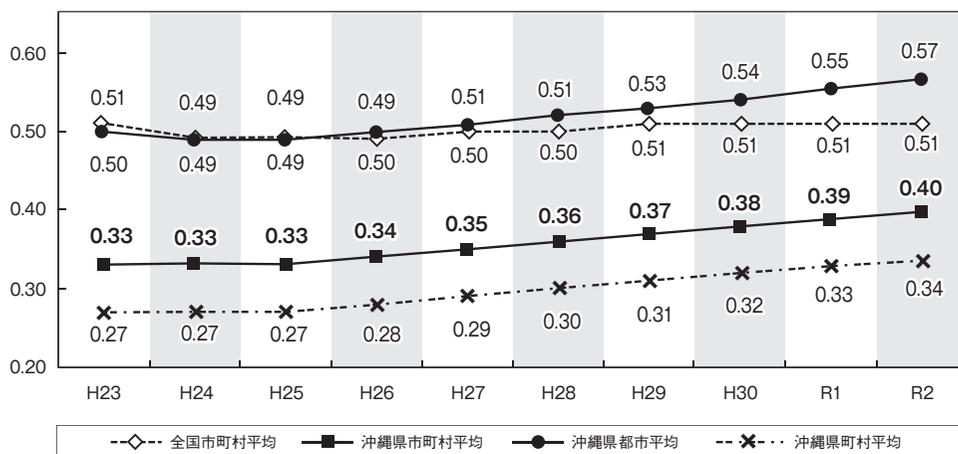
## 5. 主な財政指標

### (1) 財政力指数の状況

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3カ年の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指数である。本県市町村の令和2年度の財政力指数の平均は0.40で、全国平均は0.51となっている。

都市・町村別で見ると、都市0.57、町村0.34となっており、都市・町村間の格差は大きい。

第12図 財政力指数の全国比較



(注) 全国は特別区を含まない。

### (2) 経常収支比率等の状況

経常収支比率は、地方税、普通交付税などの経常的に収入される一般財源等に対する、人件費、公債費、扶助費等の毎年度経常的に支出される経費に充当される一般財源等の割合で、財政構造の弾力性を示す指標となっている。本県市町村の経常収支比率の平均は88.4%で、地方税等の増により前年度(89.6%)に比較し1.2ポイント減少している。

主な内訳をみると、人件費が24.8%(R1:23.6%)、扶助費が16.0%(同17.2%)、公債費が13.8%(同14.1%)となっている。なお、本県の令和2年度の経常収支比率を全国平均(R2:93.1%)と比較すると4.7ポイント下回っている。

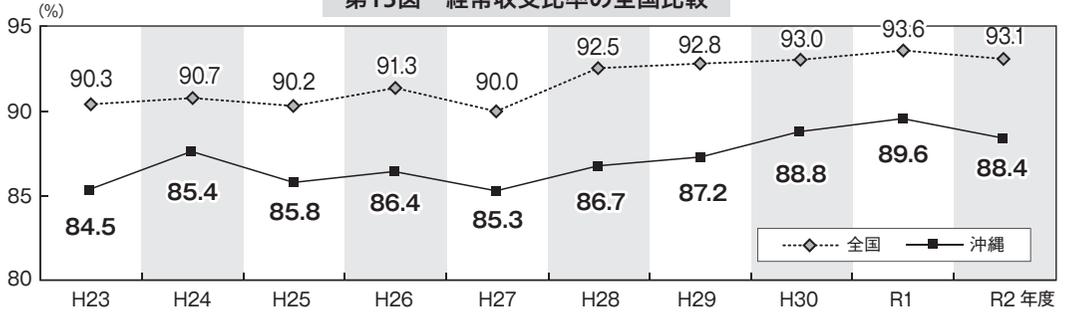
第7表 経常収支比率等の推移

(単位:%)

年度	経常収支比率	左の内訳				実質収支比率	財政力指数	公債費負担比率	実質公債費比率
		人件費	扶助費	公債費	その他				
平成23年度	85.4	26.2	11.6	15.6	32.1	6.1	0.33	13.5	11.0
平成24年度	87.6	26.6	12.7	15.5	32.8	5.9	0.33	13.6	10.3
平成25年度	85.8	25.5	13.2	14.8	32.3	6.6	0.33	13.5	9.8
平成26年度	86.4	24.7	13.6	15.0	33.1	6.0	0.34	13.0	9.2
平成27年度	85.3	23.4	14.2	14.4	33.3	6.6	0.35	12.6	8.7
平成28年度	86.7	23.4	14.7	14.5	34.1	6.4	0.36	12.3	8.3
平成29年度	87.2	23.1	15.4	14.4	34.2	6.6	0.37	12.2	8.0
平成30年度	88.8	23.7	16.2	14.3	34.6	6.6	0.38	12.0	7.8
令和元年度	89.6	23.6	17.2	14.1	34.8	6.3	0.39	11.7	7.5
令和2年度	88.4	24.8	16.0	13.8	33.8	8.4	0.40	11.2	7.3
都市	90.2	24.1	19.2	14.0	32.9	8.6	0.57	11.6	7.6
町村	84.0	26.6	8.1	13.2	36.1	7.9	0.34	10.3	6.5

(注) 財政力指数は単純平均、それ以外は加重平均による。

第13図 経常収支比率の全国比較

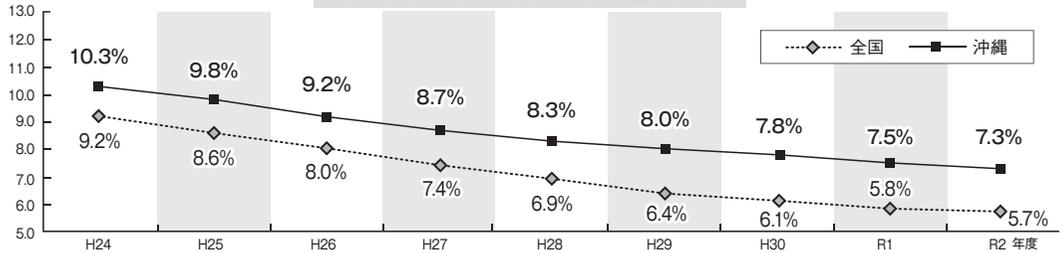


(注) 1 特別区及び、一部事務組合等を含まない。  
 (注) 2 全国、沖縄ともに加重平均である。

### (3) 実質公債費比率の状況

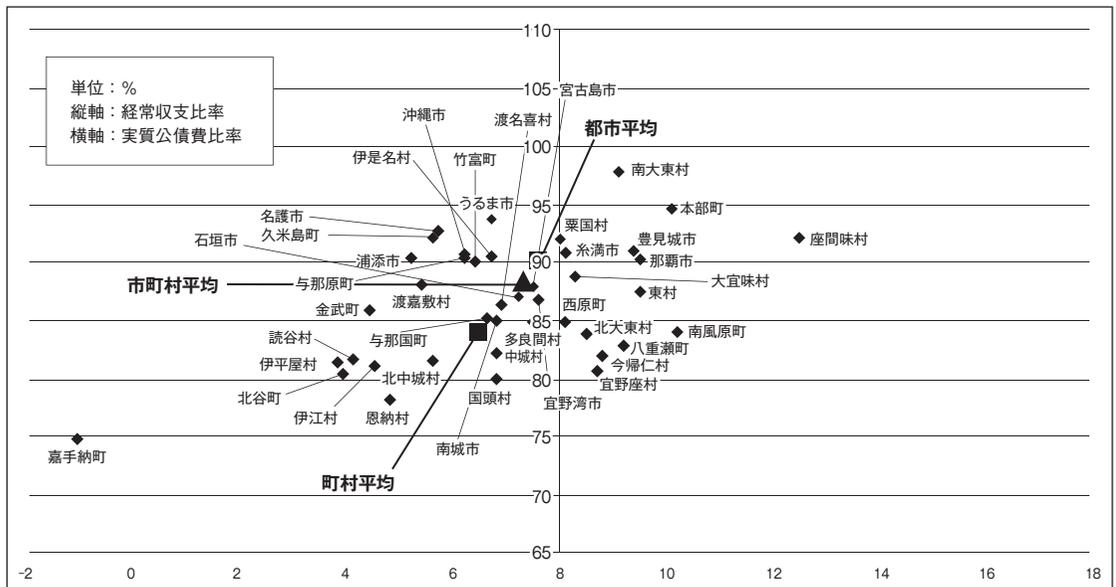
実質公債費比率は、地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年度分の平均値である。地方債協議制度への移行に伴い新たに導入されたもので、18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年六月二十二日法律第九十四号）」における財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けされる。令和2年度決算に基づく実質公債費比率の平均は7.3%（加重平均）となっており、地方税等の増により前年度より0.2ポイント低下した。また、令和元年度同様比率が18%以上の団体はない。

第14図 実質公債費比率の全国比較



(注) 1 全国は、大都市、特別区、中核市及び特例市を含む。

第15図 各市町村の経常収支比率及び実質公債費比率の状況



## 6. 地方債現在高、債務負担行為及び積立金現在高

### (1) 地方債の状況

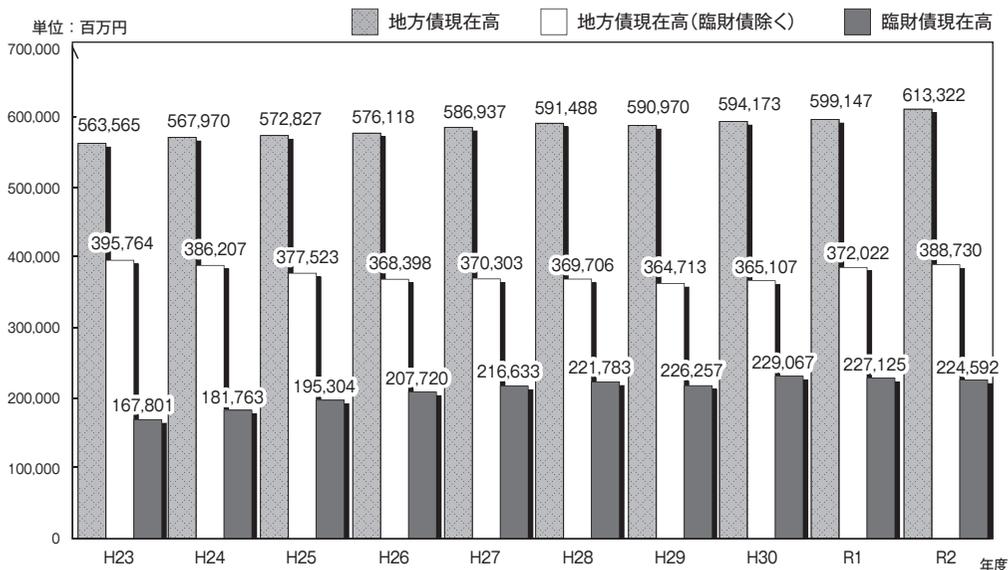
令和2年度末地方債現在高は613,322百万円で、前年度末から2.4%の増となった。また、臨時財政対策債残高は224,593百万円で、前年度末から1.1%の減となった。

第8表 地方債現在高の状況

(単位:百万円、%)

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
地方債現在高 (A)	452,587	463,892	146,560	149,430	599,147	613,322
増減率	3.4	2.5	2.6	2.0	3.2	2.4
うち臨時財政対策債	172,493	171,122	54,631	53,470	227,125	224,593
増減率	△ 1.4	△ 0.8	△ 3.8	△ 2.1	△ 2.0	△ 1.1
標準財政規模 (B)	254,867	262,527	94,425	99,213	349,292	361,740
標準財政規模に対する倍率 (A) / (B)	1.776	1.767	1.552	1.506	1.715	1.695

第16図 地方債現在高の推移



### (2) 債務負担行為の状況

令和2年度末における債務負担行為による翌年度以降支出予定額は105,410百万円で、前年度比で18.5%減となっている。

第9表 債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況

(単位:百万円、%)

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
翌年度以降支出予定額 (A)	109,831	89,061	19,536	16,348	129,367	105,410
増減率	△ 1.3	△ 18.9	12.6	△ 16.3	0.5	△ 18.5
標準財政規模 (B)	254,867	262,527	94,425	99,213	349,292	361,740
標準財政規模に対する割合 (A) / (B) * 100	43.1	33.9	20.7	16.5	37.0	29.1

### (3) 積立金の状況

積立金の令和2年度末現在高は197,031百万円で、前年度末（201,155百万円）から2.1%の減となっている。その内訳をみると、財政調整基金が77,574百万円で、前年度比2.7%の減、減債基金が22,808百万円で2.5%の減、その他特定目的基金が96,649百万円で1.4%の減となっている。

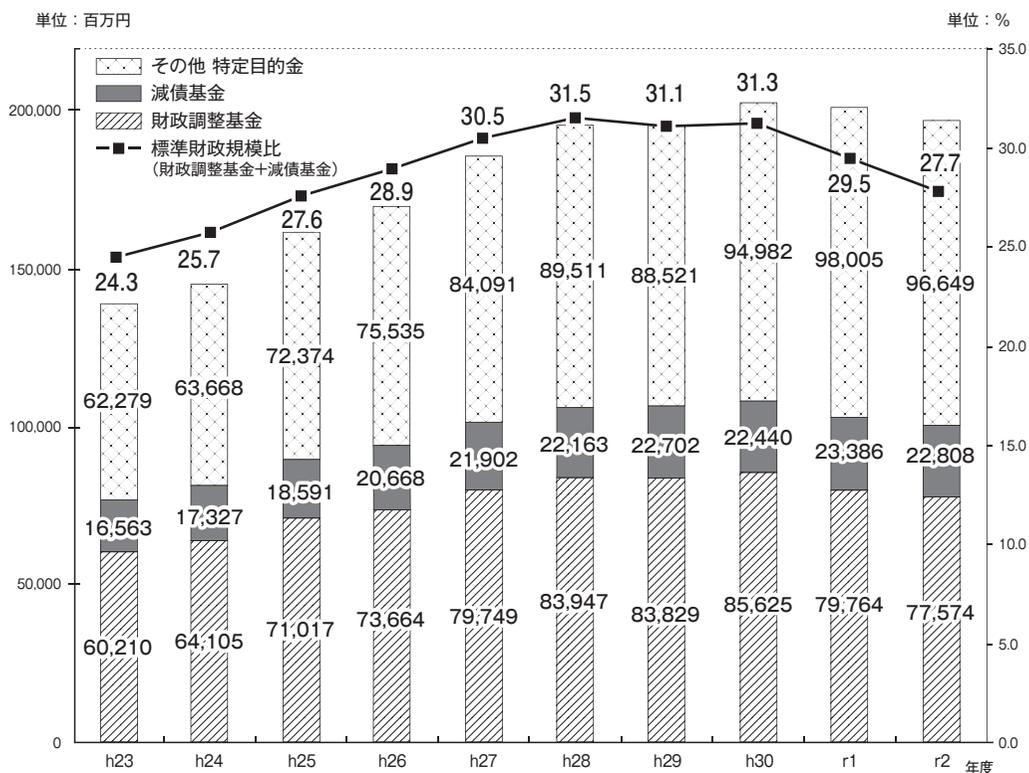
令和元年度末に積立金現在高は減少し、令和2年度末も減少した。

第10表 積立金現在高の状況

(単位：百万円、%)

区 分	都 市 計				町 村 計				市 町 村 計			
	令和元年度末		令和2年度末		令和元年度末		令和2年度末		令和元年度末		令和2年度末	
		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率		増減率
積立金現在高	112,994	△ 1.6	107,371	△ 5.0	88,161	△ 0.1	89,659	1.7	201,155	△ 0.9	197,031	△ 2.1
財政調整基金	41,977	△ 6.4	38,959	△ 7.2	37,786	△ 7.4	38,615	2.2	79,763	△ 6.8	77,574	△ 2.7
減債基金	17,710	7.0	17,292	△ 2.4	5,676	△ 3.5	5,516	△ 2.8	23,386	4.2	22,808	△ 2.5
その他特定目的基金	53,307	△ 0.2	51,120	△ 4.1	44,698	7.5	45,528	1.9	98,005	3.2	96,649	△ 1.4
標準財政規模	254,867		262,527		94,425		99,213		349,292		361,740	
財政調整基金及び減債基金の標準財政規模比	23.4		21.4		46.0		44.5		29.5		27.7	

第17図 積立金現在高の推移



# 令和2年度 市町村別財政指標等

(単位：百万円、%)

区分	標準財政規模	基準財政需要額	基準財政収入額	財力指数	実質収支比率	経常収支比率				
						人件費	扶助費	公債費		
1	那覇市	71,551	53,892	45,697	0.84	11.3	90.3	24.2	21.7	14.2
2	宜野湾市	20,272	16,147	11,170	0.68	7.2	86.9	22.5	17.9	13.1
3	石垣市	14,522	12,405	5,881	0.45	1.1	87.1	29.2	14.5	14.4
4	浦添市	24,263	18,792	15,799	0.81	5.3	90.5	23.6	19.9	12.0
5	名護市	17,246	14,776	6,761	0.46	6.8	92.7	25.3	15.4	11.4
6	糸満市	12,813	10,781	5,986	0.54	3.8	90.9	22.2	20.8	14.4
7	沖繩市	30,401	25,011	14,967	0.59	10.2	90.8	22.0	23.5	10.1
8	豊見城市	12,245	9,929	6,538	0.65	2.4	91.0	24.9	20.8	14.7
9	うるま市	28,684	24,252	12,058	0.49	10.7	93.8	24.0	20.1	16.4
10	宮古島市	18,904	16,351	6,190	0.36	10.8	88.0	27.2	9.7	20.3
11	南城市	11,627	10,184	3,853	0.37	12.8	85.1	20.9	13.8	17.3
12	国頭村	3,116	2,865	621	0.22	8.0	80.0	28.4	2.4	19.7
13	大宜味村	2,041	1,758	720	0.41	10.9	88.9	31.1	3.4	22.5
14	東村	1,566	1,471	205	0.15	7.5	87.5	31.9	3.7	17.0
15	今帰仁村	3,118	2,833	801	0.27	10.0	82.1	29.8	4.9	11.2
16	本部町	4,133	3,652	1,319	0.35	4.1	94.6	20.6	9.4	15.5
17	恩納村	3,589	2,917	1,765	0.59	8.7	78.3	24.6	6.0	8.3
18	宜野座村	2,339	2,099	654	0.32	3.9	80.7	28.7	6.5	9.3
19	金武町	3,788	3,316	1,290	0.39	5.5	86.0	28.1	6.2	7.1
20	伊江村	2,710	2,542	412	0.16	4.6	81.2	34.1	4.9	16.4
21	読谷村	8,041	6,551	4,168	0.63	6.5	81.8	24.9	10.3	8.5
22	嘉手納町	4,401	3,536	2,176	0.62	6.9	74.8	25.5	4.9	5.3
23	北谷町	7,521	5,713	4,758	0.82	9.6	80.5	25.8	7.8	8.1
24	北中城村	4,259	3,404	2,312	0.69	3.6	81.6	21.1	9.4	9.2
25	中城村	4,739	3,830	2,488	0.66	7.4	82.3	21.0	13.7	10.9
26	西原町	6,984	5,659	3,770	0.67	6.2	84.9	23.3	12.2	13.9
27	与那原町	4,284	3,646	1,794	0.49	2.6	90.4	23.1	14.7	12.6
28	南風原町	7,784	6,287	4,145	0.66	2.2	84.0	20.5	16.3	16.7
29	渡嘉敷村	765	729	78	0.11	17.5	88.1	41.8	1.7	17.9
30	座間味村	867	829	88	0.11	10.1	92.2	32.6	1.5	14.0
31	粟国村	675	657	64	0.10	8.1	92.1	38.9	3.1	18.2
32	渡名喜村	410	393	32	0.08	16.5	86.4	42.4	1.1	18.0
33	南大東村	1,298	1,219	200	0.16	9.2	97.8	28.1	0.6	23.7
34	北大東村	829	789	92	0.13	3.7	84.0	28.5	0.8	33.9
35	伊平屋村	1,163	1,114	107	0.10	24.4	81.5	37.6	0.6	14.2
36	伊是名村	1,325	1,253	137	0.11	25.5	90.6	38.7	2.1	21.4
37	久米島町	3,942	3,656	744	0.20	16.7	92.2	38.7	4.2	16.6
38	八重瀬町	7,177	6,208	2,758	0.44	9.4	82.9	21.4	12.5	18.4
39	多良間村	1,157	1,103	130	0.12	19.1	84.9	38.1	0.9	22.4
40	竹富町	3,501	3,279	502	0.16	8.8	90.1	36.5	2.0	20.0
41	与那国町	1,691	1,589	246	0.15	16.8	85.3	32.9	1.5	17.3
都市計		262,527	212,520	134,902	0.57	8.6	90.2	24.1	19.2	14.0
町村計		99,213	84,899	38,576	0.34	7.9	84.0	26.6	8.1	13.2
市町村計		361,740	297,419	173,477	0.40	8.4	88.4	24.8	16.0	13.8

(注) 実質収支比率、経常収支比率の都市計、町村計、市町村計の値は加重平均であり、財力指数については単純平均である。



---

# 令和 4 年度 研 修 計 画

自治大学校

市町村  
アカデミー

国際文化  
アカデミー

令和 4 年度自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーの研修計画をお知らせいたします。

自治大学校では、一般研修（幹部候補の養成等）・専門研修・特別研修に分け、今年度も充実した研修を実施します。

市町村アカデミーでは、「専門実務課程」に新たな科目を設け、市町村の一般職員（中堅職員以上）を対象とした専門的かつ実務的な研修、「特別課程」に市町村長、市町村議会議員、監査委員等を対象とした今後の市町村運営に役立つ研修を実施します。

国際文化アカデミーでは、「海外研修」、「国際文化研修」、「公共政策技法研修」、「政策・実務研修」、「幹部職員等研修」、「市町村長・議員等研修」等に区分して、諸情勢の変化に即応、常に市町村職員のニーズに合致した研修を実施します。



---

## 令和4年度研修期間及び推薦受付期間等

※研修概要については、作成検討中。

推薦受付期間

研修生の推薦の受付期間及び該当の課程は、次のとおりです（別表2参照）。

課 程		推 薦 受 付 期 間	
一 般 研 修	基本法制 A	第 8 期	令和 4 年 2 月 14 日（月）～2 月 18 日（金）
		第 9 期	令和 4 年 8 月 1 日（月）～8 月 12 日（金）
	基本法制 B	第 8 期	令和 4 年 2 月 14 日（月）～2 月 18 日（金）
		第 9 期	令和 4 年 8 月 1 日（月）～8 月 12 日（金）
	第 1 部課程（※）	第 138 期	令和 4 年 2 月 14 日（月）～2 月 18 日（金） ※基本法制研修を受講しない場合は 3 月 25 日（金）まで
		第 139 期	令和 4 年 8 月 1 日（月）～8 月 12 日（金）
	第 2 部課程（※）	第 196 期	令和 4 年 2 月 14 日（月）～2 月 18 日（金） ※基本法制研修を受講しない場合は 3 月 25 日（金）まで
		第 197 期	令和 4 年 5 月 2 日（月）～5 月 13 日（金）
		第 198 期	令和 4 年 8 月 1 日（月）～8 月 12 日（金）
		第 199 期	令和 4 年 10 月 3 日（月）～10 月 14 日（金）
	第 1 部・第 2 部 特別課程（※）	第 43 期	令和 4 年 2 月 14 日（月）～2 月 18 日（金） ※基本法制研修を受講しない場合は 4 月 28 日（木）まで
		第 44 期	令和 4 年 8 月 1 日（月）～8 月 12 日（金）
第 3 部課程	第 112 期	令和 4 年 4 月 11 日（月）～4 月 22 日（金）	
専 門 研 修	税務専門課程 税務・徴収コース	第 20 期	令和 4 年 7 月 19 日（火）～7 月 29 日（金）
	税務課専門課程 会計コース	第 40 期	令和 4 年 1 月 24 日（月）～2 月 4 日（金）
	監査・内部統制専門家庭	第 23 期	令和 4 年 9 月 20 日（火）～9 月 30 日（金）
特 別 研 修	修士課程連携特別研修	—	別途連絡します。
	人材育成担当部局幹部セミナー	—	別途連絡します。
	地域脱炭素初任者研修	—	総務省地域力創造グループ地域政策課から別途連絡します。
	全国地域づくり 人財塾特別研修	—	総務省地域力創造グループ地域自立応援課人材力活性化・ 連携交流室から別途連絡します。
	ICT 人材育成特別研修	第 3 期	別途連絡します。
	自治体 CIO 育成研修	—	全国地域情報化推進協会（APPLIC）から別途連絡します。
	医療政策短期特別研修	—	政策研究大学院大学から別途連絡します。
	防災・危機管理特別研修	—	総務省消防庁国民保護・防災部防災課から別途連絡します。
	自治体危機管理・防災 責任者研修	—	総務省消防庁国民保護・防災部防災課から別途連絡します。
	災害時外国人支援情報コー ディネーター養成研修	—	総務省自治行政局国際室から別途連絡します。

※第 1 部課程、第 2 部課程、第 1 部 J 第 2 部特別課程においては、基本法制研修とセットで受講の場合、推薦期間は基本法制研修の推薦期間に準じます。

# 令和4年度研修期間及び推薦受付期間一覧

(別表2)

区	分	4年1月	4年2月	4年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	5年2月	5年3月		
		推薦受付期間 ← → 研 修 期 間 ← →																
一般研修	基本法制研修A	第8期	14(月)~18(金)			15(金)~24(水) 休講29(金)~8(日)												
		第9期								1(月)~12(金)		19(水)~	18(金) →					
	基本法制研修B	第8期	14(月)~18(金)				9(月)~26(水)											
		第9期								1(月)~12(金)		28(金)~17(水)	→					
	第1部	第138期 (定員80名)		14(月)~18(金)			26(水)~			10(水)								
		第139期 (定員80名)								1(月)~12(金)			22(水)~			15(水)		
		第196期 (定員80名)		14(月)~18(金)			30(月)~		20(水)									
		第197期 (定員80名)					2(月)~13(金)		26(水)~		22(水)							
		第198期 (定員80名)								休講11(水)~18(水)								
		第199期 (定員80名)								1(月)~12(金)			21(月)~			19(水)		
	第2部	第43期 (定員120名)		14(月)~18(金)						23(水)~								
		第44期 (定員120名)								1(月)~12(金)						30(月)~	24(金)	
第3部 第112期 (定員120名)						11(月)~22(金)		12(水)~	5(金)									
第20期 第40期 (定員50名)								19(水)~29(金)		29(水)~								
専門研修	会計コース 第40期 (定員50名)		24(月)~4(金)					7(水)~										
	監査・内部統制専門 第23期 (定員50名)								休講11(水)~18(水)							16(月)~	10(金)	
									20(水)~30(金)									

## 研修体系

専門  
実務  
課程

市町村の一般職の職員（中堅職員以上）を対象として、次に掲げる分野について、専門的かつ実務的な内容の研修を実施する。

- 総務
- 法務
- 人事・人材育成
- 政策企画
- デジタル化
- 財務・税務
- 福祉
- まちづくり
- 経済・観光
- 環境
- スポーツ・文化
- 防災・危機管理
- 行政委員会等

特別  
課程

市町村長、市町村議会議員、監査委員等を対象として、今後の市町村運営に役立つ研修を実施する。

- 市町村長特別セミナー
- 市町村議会議員特別セミナー
- 監査委員特別セミナー 等

巡回  
アカデミー

市町村アカデミーで研修を受講することが困難な地域の市町村職員等を対象として、広域研修機関と連携の上、当該広域研修機関が所存する地域において、専門実務課程の研修を3日間程度に凝縮した形の研修を実施する。

# 市町村アカデミー

## 研修の概要

### (1) 専門実務課程（対象者：中堅職員以上）

※ (新)：新設科目

研修科目	研修の目標及び内容（※1）	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略。4月～12月、令和4年、1月～3月、令和5年)	日数	申込期限 区分（※3）	科目受講上の留意事項
管理職	管理職のためのリーダーシップ・マネジメント講座	2	70	① 7月4日(月)～7月6日(水) ② 10月11日(水)～10月13日(金)	3	第4回 第7回	管理職（所風長相当職）を対象とします。
	(新)管理職の必須知識講座	1	50	5月11日(水)～5月13日(金)	3	第2回	在職1～2年目の管理職（所風長相当職）を対象とします。 ※今後、管理職として活躍が期待される課長補佐等の職員も受講可能です。
総務	住民行政事務能力の向上	1	60	6月20日(月)～6月24日(金)	5	第3回	
	住民窓口サービスの向上	1	70	9月5日(月)～9月9日(金)	5	第6回	市町村の窓口等で住民と接する機会のある職員（住民行政事務、福祉関係、土木関係等）の事務に従事する職員を対象とします。
	広報の効果的実践	2	50	① 5月23日(月)～5月31日(火) ② 1月30日(月)～2月7日(火)	9	第2回 第10回	
	情報公開と個人情報保護	1	80	5月23日(月)～5月31日(火)	9	第2回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略。4月～12月、令和4年、1月～3月、令和5年)	日数	申込期限区分 (※3)	科目受講上の留意事項
研修科目 法令実務A (基礎) < JIAM 共通実施科目 >	行政法その他法に関する基礎的知識、基本的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等により、基礎的な法務能力を身に付けます。	3	70	① 5月16日(月) ～ 5月20日(金)	5	第2回	法務事務 (条例又は規則の改正事務等) について実務経験が1年未満の職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 6月6日～6月10日
			70	② 7月11日(月) ～ 7月15日(金)	5	第4回	
			70	③ 2月13日(月) ～ 2月17日(金)	5	第10回	
法務 法令実務B (応用) < JIAM 共通実施科目 >	行政法その他法に関する専門的知識、実践的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等により、市町村における政策実現のための応用的な法務能力を身に付けます。	2	50	① 7月25日(月) ～ 8月4日(木)	11	第4回	法務事務 (条例又は規則の改正事務等) について1年以上の実務経験を有する職員又は法令実務A (基礎) の修了者を対象とします。 【JIAM 実施日程】 9月27日～10月7日
			50	② 11月7日(月) ～ 11月17日(木)	11	第7回	
訴訟と行政不服審査の実務	自治体に関わる法的紛争や予防法務、訴訟実務のポイント、行政不服審査等に関する講義、演習等により、法的危機管理能力の向上を目指します。	1	40	12月12日(月) ～ 12月16日(金)	5	第9回	法務事務を担当する職員のほか、法的紛争が生じやすい分野 (健康、道路、福祉、福祉等) の事務を担当する職員及び団体の部署 (総務、人事、財政、監査等) に属する職員を対象とします。
			40	10月11日(火) ～ 10月13日(木)	3	第7回	
			60	10月24日(月) ～ 10月28日(金)	5	第7回	
人事・人材育成 組織のリスクマネジメント (新) フォロワーシップによる組織づくり 人事評価制度の運用改善と活用 管理職を目指すステップアップ講座 職場のリーダー養成講座	コンプライアンス、内部統制、ガバナンス等に関する講義、演習等により、健全な組織づくりに不可欠なリスクマネジメントについて学びます。 組織におけるフォロワーの重要性、フォロワーシップ等に関する講義、演習等により、効果的な組織力の向上に必要な知識、技術を学びます。 地方公務員制度の理論、人事評価制度の運用改善に関する講義、演習等により人事に関する事務についての実務遂行能力の向上を目指します。 人材育成・人事管理の在り方、行政経営、リスクマネジメント等に関する講義、演習等により、管理職(所属長) になった場合に求められる能力の向上を目指します。	1	40	9月12日(月) ～ 9月16日(金)	5	第6回	人事評価制度所管課の職員を対象とします。 今後、管理職 (所属長相当職) として活躍が期待される課長補佐等の職員を対象とします。 今後、係長等として活躍が期待される中堅職員を対象とします。
			40	7月11日(月) ～ 7月15日(金)	5	第4回	
			60	2月27日(月) ～ 3月3日(金)	5	第11回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略、4月～12月、令和4年、1月～3月、令和5年)	日数	申込期限 区分 (※3)	科目受講上の留意事項
人・人 材育 成	職員研修の企画と実践	1	40	7月25日(月) ～ 8月 2日(火)	9	第4回	
	研修講師養成講座 (地方自治制度)	1	60	1月17日(火) ～ 1月25日(水)	9	第9回	この科目を修了し、講師として必要な知識及び技能を有すると認められた場合には、市町村職員研修講師として認定されます。
政 策 企 画	政策企画	1	70	1月30日(月) ～ 2月 7日(火)	9	第10回	
	⑧ 政策の最先端	1	50	5月11日(水) ～ 5月13日(金)	3	第2回	企画に関する事務を担当する職員を対象とします。
企 画	⑨ 少子化社会への対応	1	40	3月 6日(月) ～ 3月10日(金)	5	第11回	企画に関する事務を担当する職員を対象とします。
	事業推進のためのデータ活用	1	60	3月 6日(月) ～ 3月10日(金)	5	第11回	
デ ジ タ ル 化	⑩ 行政のデジタル化の推進	1	60	6月20日(月) ～ 6月24日(金)	5	第3回	
	⑪ 教育現場の DX	1	40	12月12日(月) ～ 12月16日(金)	5	第9回	教育委員会事務局職員のほか、学校現場の教職員も対象とします。
	ICTによる情報政策 ＜地方公共団体情報システム機構と共催＞	1	50	8月29日(月) ～ 9月 2日(金)	5	第5回	情報政策に関する事務を担当する職員を対象とします。

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略。4月～12月・令和4年、1月～3月・令和5年)	日数	申込期限区分 (※3)	科目受講上の留意事項
自治体財政運営講座	地方財政をめぐる最新の動向、地方交付税及び地方債の現状と課題、地方税制改正の動向、地方公営企業等の諸課題等に関する講義・演習等により、地方財政に関する専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	80	8月17日(水) ～ 8月25日(木)	9	第5回	財政に関する事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。
地方公会計制度 ＜総務省と共催＞	地方公会計における財務書類等の作成に必要な様式簿記等に係る基礎的な知識や、財務書類等の整備・更新の手法、活用事例、各種財政指標の算方等に関する講義・演習等により、地方公会計制度についての専門的知識と実務能力の向上を目指します。	1	50	7月11日(月) ～ 7月15日(金)	5	第4回	地方公会計の業務に従事している職員で、研修の全日程を受講できる方を対象とします。
自治体ファイナンス基礎講座 ＜地方公共団体金融機構と共催＞	地方債制度、金融市場の仕組み、金利、債券、リスクマネジメント、財政分析等に関する講義、グループ討議等により、資金調達に係る多様な選択肢の中から、自らの団体にとって最適なものを選り出す手法を探るとともに、資金運用についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	40	9月20日(火) ～ 9月22日(木)	3	第6回	資金調達又は資金運用を担当する職員を対象とします。
住民税課税事務 ＜JIAM 共通実施科目＞	所得課税の理論、地方税法（総則及び住民税）、個人住民税の税額算出、税に関する情報の開示とプライバシーの保護等に関する講義、演習等により、住民税課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	100	①	8月29日(月) ～ 9月 8日(木)	11	第5回	住民税課税事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 7月19日～7月29日
		100	②	9月26日(月) ～ 10月 6日(木)	11	第6回	
		100	③	11月 7日(月) ～ 11月17日(木)	11	第7回	
固定資産税課税事務 (土地) ＜JIAM 共通実施科目＞	資産課税の理論、土地評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税 (土地) 課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	100	8月17日(水) ～ 8月25日(木)	9	第5回	固定資産税課税事務 (土地) について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 6月14日～6月22日
固定資産税課税事務 (家屋) ＜JIAM 共通実施科目＞	資産課税の理論、家屋評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税 (家屋) 課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	100	10月11日(火) ～ 10月21日(金)	11	第7回	固定資産税課税事務 (家屋) について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 8月23日～9月 2日
市町村税徴収事務 ＜JIAM 共通実施科目＞	地方税法（総則）、国税徴収法、財産の調査及び差押え等の実務、納税者折衝、滞納整理等に関する講義、演習等により、市町村税徴収事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	100	①	9月26日(月) ～ 10月 6日(木)	11	第6回	市町村税徴収事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 6月14日～6月24日
		100	②	11月 7日(月) ～ 11月17日(木)	11	第7回	
		100	③	1月17日(火) ～ 1月27日(金)	11	第9回	

財務・税務

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年齢。4月～12月、令和4年、1月～3月、令和5年)	日数	申込期限 区分 (※3)	科目受講上の留意事項	
<b>研修科目</b> 使用料等の債権回収 < JIAM 共通実施科目 > 契約実務 上下水道事業の経営管理	水道料金、下水道使用料、公営住宅の家賃、学校の授業料等税外収入金の法的性格、債権の管理及び回収に関する講義、演習等により、使用料等に係る債権の回収に講義、演習等により、使用料等に係る債権の回収に必要となる専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	50	7月4日(月) ~ 7月8日(金)	5	第4回	(JIAM実施日程) 10月3日～10月7日	
	地方自治法、民法等における契約に係る定め、契約書の作成に係る実務等に関する講義、演習等により、契約実務における必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	50	6月13日(月) ~ 6月17日(金)	5	第3回		
	上下水道事業に係る法制度や経営戦略の策定・改定、公営企業会計、収入確保の方策等に関する講義、演習等により、上下水道事業を健全に経営していくに当たって必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	70	9月5日(月) ~ 9月9日(金)	5	第6回		
	公営企業に関する近年の施策や、公営企業の「経営戦略」の策定・改定の方法、「会計適用」の方法等に関する講義、演習等により、経営環境が激しさを増しつつある中、経営戦略や財務情報を活かして、公営企業を中長期的な視野に基づき計画的に経営していくに当たって必要となる専門的知識の習得と、実務遂行能力の向上を目指します。	1	40	9月20日(火) ~ 9月22日(木)	3	第6回		経営戦略の策定・改定に取り組み公営企業、これから会計適用を必要とする公営企業や、公営企業会計を適用しているが制度の理解を深めたいと考えている公営企業担当職員を対象としています。(なお、病院事業については、経営戦略に代えて「新公立病院改革プラン」を策定しているため、本研修は病院事業以外の事業を念頭に置いた内容となります。)
<b>財務・税務</b> 公営企業の経営 <総務省と共催> 公共施設の総合管理		2	50	① 6月6日(月) ~ 6月10日(金)	5	第3回		
	公共施設を取り巻く現状と課題、公共施設マネジメント(施設統廃合、個別施設計画の策定等)、公共施設マネジメントにおける公民連携等に関する講義、演習等により、将来にわたり公共施設を適切に管理運営していくに当たって必要となる専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	50	② 9月12日(月) ~ 9月16日(金)	5	第6回		
<b>福祉</b> 高齢者福祉の推進 地域保健と住民の健康増進 障がい者福祉の推進	介護保険制度、地域包括ケア等に関する講義、演習等により、高齢者福祉についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	60	11月28日(月) ~ 12月6日(火)	9	第8回		
	地域保健と医療制度の現状と課題、住民の健康づくりの推進、地域保健と地域医療の連携等に関する講義、演習等により、地域保健及び住民の健康増進についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	60	6月6日(月) ~ 6月10日(金)	5	第3回		
	障がい者福祉の現状と課題、障がい者に対する様々な支援等に関する講義、演習等により、障がい者福祉についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	40	11月28日(月) ~ 12月6日(火)	9	第8回		

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略:4月~12月:令和4年、1月~3月:令和5年)	日数	申込期限区分 (※3)	科目受講上の留意事項
福祉	生活保護と自立支援対策	2	70	① 8月29日(月) ~ 9月2日(金) ② 10月24日(月) ~ 10月28日(金)	5	第5回 第7回	
	子育て支援の推進	1	60	6月20日(月) ~ 6月24日(金)	5	第3回	
	児童虐待防止対策	1	60	2月27日(月) ~ 3月3日(金)	5	第11回	
	住民協働による地域づくり	1	50	6月6日(月) ~ 6月10日(金)	5	第3回	
まちづくり	住民との合意形成に向けたファンリテーションの実践	1	40	7月4日(月) ~ 7月8日(金)	5	第4回	住民協働推進を担当する職員のほか、住民との合意形成を必要とする分野（企画、財政、都市計画等）を担当する職員を対象とします。
	人権を尊重した地域社会の形成	1	40	9月12日(月) ~ 9月16日(金)	5	第6回	
	既存の建物等を活用した地域の再生	1	40	5月23日(月) ~ 5月31日(火)	9	第2回	
	(新) 人口減少時代の都市計画	1	30	7月25日(月) ~ 8月2日(火)	9	第4回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年齢。4月～12月、令和4年、1月～3月、令和5年)	日数	申込期限区分 (※3)	科目受講上の留意事項
(新) 空き家対策の推進	空き家問題を巡る背景や国の動向、空家対策特別措置法、予防対策、先進取組事例等に関する講義、演習等により、空き家問題を様々な視点から学び、その対策を効果的に推進していく上で必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	30	6月27日(月) ～ 7月1日(金)	5	第3回	
	公共交通に依る法制度やモビリティマネジメント、高齢者等の移動手段の確保、新たなモビリティサービスの動向等に関する講義、演習等により、人口減少・少子高齢化時代の地域における円滑な移動の確保等、公共交通とまちづくりについて学びます。	1	40	10月17日(月) ～ 10月21日(金)	5	第7回	
	地域活性化は、様々な知識や経験を持った人が、その能力とアイデアを活かしながら地域づくりに取り組み、様々な活動が展開されるのが大切です。この研修では、地域で活躍する実践者を外部講師とした座学式の講義のほか、講師との直接対話やグループワーク、人財塾修了生の事例報告を通じて、地域リーダーとして必要な心構えやノウハウ等を学習します。	1	80	9月20日(火) ～ 9月22日(木)	3	第6回	地域づくりに取り組む市町村職員、NPOの関係者及び地域おこし協力隊員等で、研修の全日程を受講できる方を対象とします。
まちづくり	地域おこし協力隊員による地域協力活動及び集落支援員による集落対策支援の取組みを推進するために必要となる知識の習得と実務能力の向上を目指します。	1	150	5月16日(月) ～ 5月18日(水)	3	第2回	地域おこし協力隊員及び集落支援員を対象とします。
地域運営組織の形成と運営	人口減少及び少子高齢化の進展に伴い地域運営組織の取組みが期待されていることから、その設立の背景と現状、組織の形成及び持続的な運営等に関する講義、演習等により、地域運営組織の形成と運営について学びます。	1	30	6月27日(月) ～ 7月1日(金)	5	第3回	「地域運営組織」とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践する組織をいいます。
経済・観光	地域ブランドの育成・定着やマーケティング戦略、中小企業支援、人材育成等に関する講義、演習等により、地域産業の振興についての専門的な知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	60	6月13日(月) ～ 6月17日(金)	5	第3回	
観光戦略の実践	地域観光資源の発掘及び活用の手法、効果的な地域PRのための広報戦略、地域事業者との関係づくり、インバウンド観光等に関する講義、演習等により、観光地域経営や観光マーケティングの実践能力の向上を目指します。	1	60	2月13日(月) ～ 2月17日(金)	5	第10回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	日数	申込期限 区分 (※3)	科目受講上の留意事項
環境	持続可能な地域づくりと環境保全	1	50	6月13日(月) ～ 6月17日(金)	5	第3回	
	廃棄物の処理とリサイクルの推進	1	50	10月17日(月) ～ 10月21日(金)	5	第7回	
スポーツ・文化	スポーツ行政の推進	1	40	2月27日(月) ～ 3月 3日(金)	5	第11回	
	文化芸術の活用による地域社会の活 力の創造	1	40	2月13日(月) ～ 2月17日(金)	5	第10回	
防災・危機管理	災害に強い地域づくりと危機管理	2	70	① 11月28日(月) ～ 12月6日(火) ② 1月30日(月) ～ 2月 7日(火)	9	第8回 第10回	
	感染症の危機管理対策	1	40	6月27日(月) ～ 7月 1日(金)	5	第3回	
行政委員会等	選挙事務	1	70	9月26日(月) ～ 10月 4日(火)	9	第6回	【JIAM 実施日程】 11月8日～11月16日
	監査事務	2	60	① 8月17日(水) ～ 8月25日(木) ② 1月17日(火) ～ 1月25日(水)	9	第5回 第9回	
行政委員会等	議会事務	2	70	① 5月16日(月) ～ 5月20日(金) ② 10月24日(月) ～ 10月28日(金)	5	第2回 第7回	

【市町村アカデミー】

(2) 特別課程（対象者：市町村長、副市町村長、市町村議会議員、監査委員等）

研修科目	研修の目標及び内容（※1）	回数	定員 （人） （※2）	研修期間 （年略。4月～12月・令和4年、1月～3月・令和5年）	日数	申込期限 区分（※3）	科目受講上の留意事項
市町村長	市町村長特別セミナー ＜①は（一財）地域創造と共催＞	2	80	① 4月26日(火) ～ 4月27日(水)	2	第1回	市町村長(副市町村長を含む。)を対象とします。秘書課等を通じて申し込みください。
			80	② 7月20日(水) ～ 7月21日(木)	2	第4回	
市町村議会議員	市町村長特別セミナー ～自治体経営の課題～・地域経営塾 ＜総務省と共催＞	1	80	1月12日(木) ～ 1月13日(金)	2	第10回	同上
			120	① 5月9日(月) ～ 5月10日(火)	2	第2回	議会事務局を通じて申し込みください。 なお、1団体からの申込人数は、原則として9人以下でお願いします。
			120	② 11月1日(火) ～ 11月2日(水)	2	第8回	
120	③ 1月10日(火) ～ 1月11日(水)	2	第10回				
監査委員	監査委員特別セミナー	1	100	4月20日(水) ～ 4月21日(木)	2	第1回	監査(委員)事務局を通じて申し込みください。
管理職	管理職特別セミナー ～自治体経営の課題～ ＜市町村長特別セミナーに参加＞	2	30	① 4月26日(火) ～ 4月27日(水)	2	第1回	管理職職員(部課長級)を対象とします。
			30	② 7月20日(水) ～ 7月21日(木)	2	第4回	
	管理職特別セミナー ～自治体経営の課題～ ＜市町村長特別セミナーに参加＞	1	30	1月12日(木) ～ 1月13日(金)	2	第10回	同上

※1 研修の内容については、当該科目に係る状況の変化等に対応するため、一部変更する場合があります。

※2 申込人数が定員に達したときは、申込期限前であっても募集を締め切る場合があります。ただし、管理職特別セミナーについては、専門実務課程の例（前ページの欄外※2参照）によります。

※3 申込期限区分は、【令和4年度研修計画】30ページに記載のとおり。

(3) 巡回アカデミー

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員(人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
巡回アカデミー	市町村アカデミーで研修を受講することが困難な地域の市町村職員等を対象に、広域研修機関(都道府県市町村振興協会、都道府県等が設置する市町村職員の研修を行う機関)と連携の上、当該広域研修機関が所在する地域において、専門実務課程の研修を3日間程度に凝縮した形の研修を実施します。	2	50 50	未定	3 日 程 度	未定	

【申込期限区分】

申込期限は、次の表のとおり、11回に分かれています。

区分	申込期限	申込みに係る研修の実施時期等
第1回	3月22日(火)	4月20日～4月27日
第2回	4月12日(火)	5月9日～5月31日
第3回	5月6日(金)	6月6日～7月1日
第4回	6月1日(水)	7月4日～8月4日
第5回	7月1日(金)	8月17日～9月8日(9/5開講「住民窓口サービスの向上」、「上下水道事業の経営管理」を除く。)
第6回	8月1日(月)	9月5日～10月6日
第7回	9月1日(木)	10月11日～11月17日(11/1開講「市町村議会議員特別セミナー②」を除く。)
第8回	10月3日(月)	11月28日～12月6日(11/1開講「市町村議会議員特別セミナー②」を含む。)
第9回	11月1日(火)	12月12日～1月27日(1/10開講「市町村議会議員特別セミナー③」、「1/12開講「市町村長特別セミナー」を除外。)
第10回	12月1日(木)	1月30日～2月17日(1/10開講「市町村議会議員特別セミナー③」、「1/12開講「市町村長特別セミナー」を含む。)
第11回	1月13日(金)	2月27日～3月10日

## 国際文化アカデミー

全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）

### 研修体系

#### 海外研修

海外の自治制度や、まちづくりの手法、あるいは海外戦略の展開手法を学び、グローバルな視点から地域の課題に向き合い、施策を企画立案できる能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

#### 国際文化研修

多様な文化や価値観への理解を深めるとともに、経済活動等のグローバル化を地域の活力へとつなげる施策の企画立案能力、実践的な業務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

- 海外戦略等
- 多文化共生・ダイバーシティ
- 消防職員向け研修
- 海外の地方自治体等職員向け研修

#### 公共政策 技法研修

個別分野を超えて全ての公共政策に共通する政策過程（プロセス）に着目し、企画立案、実施、評価等の意義や相互のつながり、各手法について学び、政策形成能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

#### 政策・実務研修

特定の政策課題を解決するための企画立案能力や実践的な業務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

- 災害対応・危機管理
- 人材育成・人事
- 行政経営・公営企業
- 法務・選挙・監査
- 税務等
- 財政・財務
- 企画・まちづくり
- 産業振興
- 福祉

#### 幹部職員等研修

市町村の部課長及び中堅幹部職員等を対象として、自治体経営や組織運営に関する最新動向や課題を取り上げ、実践的なマネジメント能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

#### 市町村長・ 議員等研修

市町村長、市町村議会議員等を対象として、今後の市町村運営に役立つ研修を実施する。

- 市町村長特別セミナー『地域経営塾』
- トップマネジメントセミナー
- 議員特別セミナー
- 議員研修
- 議会事務局職員研修

# 研修の概要

【国際文化アカデミー】

## (1) 海外研修

研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定）	予定人数
グローバルな視点で地域経営を学ぶ ～多様な主体を活かす～ (国内+海外) (北米)	<p>4日間の国内研修において、事前学習を行った後、北米に赴き、同行する専門家の指導を受けながら、自治体経営、都市計画、交通、環境、観光等において特徴ある取組が行われている現地の行政機関や関係団体等を訪問し、実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい)            ❑行政、NPO、大学等、多様な主体によって行われている北米各地のまちづくりの取組について学ぶとともに、訪問地における行政の役割、地域経営手法について理解を深める。            ❑北米の事例を通して、多面的にまちづくり施策を企画立案できる能力の向上を図る。</p> <p>(国内研修)            ・アメリカ社会と地方行政 ・アメリカの地方自治とNPO            ・市民主体のまちづくり ・海外研修事前調査 など</p> <p>(海外研修)            アメリカ合衆国（ワシントン州シアトル及びオレゴン州ポートランドを予定）            ※令和元年度：ポートランド、バンド            視察先の例：ポートランド市役所（都市計画、福祉他）、            バンド市観光局・市議会、ポートランド州立大学（人材育成）、            NPO 他</p>	<p>8月23日(火)～ 9月5日(月)</p> <p>【国内4日間、 海外10日間】</p> <p>&lt;14日間&gt;</p>	20
持続可能なまちづくり (国内+海外) (欧州)	<p>4日間の国内研修において、事前学習を行った後、ヨーロッパに赴き、同行する専門家の指導を受けながら、持続可能なまちづくりを目指して、特徴ある取組が行われている現地の行政機関や関係団体等を訪問し、実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい)            ❑ヨーロッパの各都市で行われている環境、交通、都市計画、観光、文化等の施策や取組の動向、考え方について理解を深める。            ❑ヨーロッパの事例を通して、多面的にまちづくり施策を企画立案できる能力の向上を図る。</p> <p>(国内研修)            ・持続可能なまちづくり（総論） ・訪問国の政治、経済、社会            ・訪問国の都市政策、環境、交通政策            ・海外研修事前調査 など</p> <p>(海外研修)            ドイツ北部及びデンマーク（3～4都市程度）            ※令和元年度：            ドイツ：ベルリン（環境、都市政策）、ドルトムント（都市政策）            ミュンスター（公共交通）、ハイデルベルク（環境）他            スイス：バーゼル（公共交通）、チューリッヒ（環境）他</p>	<p>9月3日(土)～ 9月16日(金)</p> <p>【国内4日間、 海外10日間】</p> <p>&lt;14日間&gt;</p>	20
自治体の海外戦略 ～活力あるアジアとの地域間交流促進～ (国内+海外) (アジア)	<p>3日間の国内研修において、事前学習を行った後、アジアの主要都市に赴き、同行する専門家の指導を受けながら、現地の行政機関や関係団体、文化交流団体等の取組について実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい)            ❑現地の人々との意見交換等を通じて、日本と訪問国との政治・経済・文化交流等における現状と課題について理解を深め、今後の地域間交流促進の契機とするとともに国際感覚の養成を図る。            ❑アジア諸国との文化交流、経済交流の状況を踏まえ、所属団体の地域経済活性化につながる政策の立案と実行ができる能力の向上を図る。</p> <p>(国内研修)            ・訪問国の政治、行政、経済事情 ・訪問国との文化交流、経済交流の状況            ・海外市場におけるマーケティング ・海外研修事前調査 など</p> <p>(海外研修)            シンガポール            ※令和元年度：シンガポール、マレーシア            視察先（テーマ）の例：            シンガポール：都市再開発庁、IT政策、多文化共生施策            マレーシア：プタリンジャヤ市（スマートシティ、SDGs）、JETRO 他</p> <p>※一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）との共催を予定しております。</p>	<p>8月17日(水)～ 8月27日(土)</p> <p>【国内3日間、 海外8日間】</p> <p>&lt;11日間&gt;</p>	20

【国際文化アカデミー】

(2) 国際文化研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定人数	備考
	グリーンリカバリーと地域の産業政策～ドイツの事例を参考に～【新規】	地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、よりよい未来を目指す「グリーンリカバリー」が世界中で広がりを見せています。この考え方を取り入れながら、地域資源を活かした政策展開を進めることにより、環境を保全しつつ経済と環境の好循環をつくり、新たな雇用の創出や地域の産業振興につなげていくことが重要です。 この研修では、ドイツなど海外の事例を参考に、グリーンリカバリーの基本的な考え方を理解するとともに、各地の資源を活用しながら地域の産業振興へとつなげる方策を考えます。	6月13日(月) - 6月15日(水) 3日間	30	
	世界情勢からわがまちの未来をつくる～トップマネジャーの方のために～	市区町村長・副市長及び部長級職員、議員等を対象とします。 短期（1泊2日）の研修期間で、変化する世界情勢を的確に捉えたうえで、外国人材の受入れと地域社会における共生の実現、これからのインバウンド観光など、グローバル化を戦略的に施策に取り込み地域の活性化に繋げていく方策などについて、幅広い観点から考えていきます。	7月4日(月) - 7月5日(火) 2日間	30	
海外戦略等	海外への魅力的な情報発信	外国人観光客の誘致やまちの産品などを海外にPRするためには、ターゲットとする人々のニーズや文化を理解し、興味を持ってもらえるようなコンテンツ選定や仕掛けが必要です。 この研修では、新型コロナウイルスの影響を受けている外国人観光客に向けたプロモーションのあり方、外国人のトレンドを掴むためのノウハウや、外国人を日本へ呼び込むために有効なツール、また自然災害や感染症が発生した場合に滞在者を支援する方法など、さまざまな視点から、講義や事例、演習を通して海外への魅力的な情報発信の方策を考えます。	9月12日(月) - 9月14日(水) 3日間	30	
	海外の事例から学ぶ都市政策～都市の風格とアイデンティティはどのようなものか～	海外では、それぞれの歴史・文化の保存、自然の再生等により、その地域の風格とアイデンティティを高めていくことで、存在感のあるまちとなっている事例が多くみられます。 この研修では、海外事例の考え方や方策を参考に、コンパクトシティ、ハブリッドスペースの活用なども含め、新たな切り口から、都市の風格とアイデンティティはどのようなものか、中長期的な視点で考えます。	10月12日(水) - 10月14日(金) 3日間	30	
	SDGsと地域づくりの新たな視点	2016年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）については、2030年の目標達成期限に向け、国においては内閣府による「自治体SDGsモデル事業」等の選定が始まり、自治体においてもSDGsの考え方を取り入れながら政策展開につなげていくこととする動きが広がっています。 この研修では、SDGsについて基本的な知識を習得するとともに、自治体事例から地域の課題解決に向けた実践の中で、課題や目標の設定、施策の立案にSDGsをどのように活用していくのか、具体的な手法を学んでいきます。	11月28日(月) - 11月30日(水) 3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年齢。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定 人数	備 考
多文化共生・ダイバーシティ	【入門編】 自治体外国人施策の実務 ～第一線で対応する方の ために～	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 平成30年の入管法改正を踏まえ、多文化共生の現状と課題、外国人住民への窓口対応のポイント、異文化コミュニケーションや外国人住民への窓口対応のポイント等について学び、地域で多文化共生をすすめるために必要な知識とスキルを学びます。	6月 6日(月) - 6月 8日(水) 3日間	30	・多文化共生の現状と課題 ・外国人の出入国在留管理について ・外国人住民への窓口対応のポイント ・自治体の外国人施策 ・異文化コミュニケーション ・質疑応答 など
	【中級編】 多文化共生の実践コース (インターバル研修)	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 外国人住民に関わる課題や地域における外国人の活躍について理解を深め、多文化共生社会の進展に対応するための知識の習得、地域の関係機関・部局等とのコーディネート能力及び多文化共生の推進や外国人住民と共に行動する地域活性化に関する施策、事業の企画立案能力の向上を図ります。 研修効果を高めるため、研修を前期と後期に分けて、インターバル期間を設け、後期には地域の事情に沿った多文化共生を推進するための計画を策定するという実践的な研修です。	前期 7月 6日(水) - 7月 8日(金) 3日間  後期 9月14日(水) - 9月16日(金) 3日間	40	・一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR)との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部 (TEL03-5213-1725)までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。  ・[多文化共生の実践コース]修了者は、別途一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR)が定める要件を満たす場合、「多文化共生マネージャー」として認定されます。[多文化共生マネージャー]の認定については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部 (TEL03-5213-1725)までお問い合わせください。
	多様性社会を生きた「次世代」の育成～外国につながる子どもたちへの学習支援～	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 外国につながる子どもたちを取り巻く現状についての講義や事例紹介を通じ、多様性社会において、外国につながる子どもたちへの学習支援や保護者等への支援のあり方について、現場における課題を共有し、問題解決に繋がる実践的な支援の方法を考えます。	7月25日(月) - 7月29日(金) 5日間	30	一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR)との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部 (TEL03-5213-1725)までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月・令和4年、1月～3月・令和5年)	予定人数	備考
多文化共生・ダイバーシティ	外国人相談窓口の運営 【改訂】	平成30年の入管法改正による外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策のひとつとして、自治体の相談機能の充実が急務となつています。 この研修では、関連機関との連携、役割分担、人材育成の方法等、外国人相談窓口の設置及びより良い運営方法の工夫について学びます。また、自治体や関係団体の具体的な取組事例から、運営上の課題や今後のあり方について情報を共有し、解決策を考えたともに、実際の相談業務において必要となる知識や傾聴等のスキルについても学びます。	8月8日(月) - 8月10日(水) 3日間	40	一般財団法人自治体国際化協会（C L A I R）との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部（TEL03-5213-1725）までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。
	【初級編】 多文化共生の地域づくり コース 【実施回数2回】	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 多文化共生に関する基礎知識を習得するとともに、地域における多文化共生の課題を分野別に学びます。また、自治体やその関係団体が施策を展開する際に、多文化共生に配慮できるよう理解を深めます。 修了者を「多文化共生地域づくりサポーター」として認定します。	第1回 8月22日(月) - 8月26日(金) 5日間  第2回 1月30日(月) - 2月3日(金) 5日間	30	一般財団法人自治体国際化協会（C L A I R）との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部（TEL03-5213-1725）までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。
	災害時における外国人への支援セミナー	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 地震や水害、新型コロナウイルス等の感染症発生時における外国人住民を取り巻く状況を踏まえ、支援のための仕組みづくりなどについて理解を深めます。また、災害時において、外国人住民を含めた多様な主体との連携や、地域防災のあり方について考えます。	9月26日(月) - 9月28日(水) 3日間	70	一般財団法人自治体国際化協会（C L A I R）との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部（TEL03-5213-1725）までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。 ・[災害時における外国人への支援セミナー] 修了者は、別途総務省が実施する「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」の受講が可能となります。詳細については、総務省自治行政局国際室（TEL03-5253-5527）までお問い合わせ下さい。
シニアマネジャー研修 ～ダイバーシティの視点から～	〔(5) 幹部職員等研修をご覧ください。〔68ページ〕〕	10月19日(水) - 10月21日(金) 3日間	30		

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年齢。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定人数	備考
多文化共生・ダイバーシティ	障がいのある人への自立支援	〔(4) 政策・実務研修の「福祉」区分をご覧ください。〕 自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会職員、公立病院、保健医療専門職員等を対象とします。 外国人住民や外国人観光客が増加する中、異なる言語や文化をもつ外国人に対し、適正な医療を提供するための環境整備が求められています。 この研修では、外国人が安心して医療を受けられるようにするための環境整備について、国の動向や地域での取組、病院での対応、新型コロナウイルス等の感染症対策等に関し、講義や現場での取組事例から学ぶとともに、ワークショップにより情報の共有化を図ります。	2月 6日(月) - 2月10日(金) 5日間	50	一般財団法人自治体国際化協会（CIAR）との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部（TEL03-5213-1725）までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。
	外国人が安心して医療を受けられるための環境整備		2月27日(月) - 2月28日(火) 2日間	30	
消防職員向け研修	消防職員コース ～非常時における外国人とのコミュニケーション～	消防職員（自治体の防災担当職員含む）を対象とします。 非常時において外国人を救済救助する活動が迅速・的確に行えるよう、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、そのために必要な知識や方法等について学びます。	5月11日(水) - 5月27日(金) 17日間	30	申込方法等 ①年間派遣計画書の提出 ②受講申込書の提出 ③研修受講申込書（様式3）【申込期限：令和4年4月5日（火）】 ④受講申込書の提出 ⑤研修受講申込書（様式3）【申込期限：令和4年4月5日（火）】
		自治体の危機管理 ・異文化理解 ・地域の国際化と多文化共生 ・自治体の事例紹介（外国人への情報提供等） ・スピーチコミュニケーション ・外国人観光客への対応 ・施設立案演習 ・語学研修 共通：英語 選択：中国語又はポルトガル語など			次の書類を、各期限までに提出してください。 （詳細は、77ページをご覧ください） ①年間派遣計画書の提出 ②受講申込書の提出 ③研修受講申込書（様式3）【提出期限：令和4年2月9日（水）】 ④受講申込書の提出 ⑤研修受講申込書（様式3）【申込期限：令和4年4月5日（火）】
	海外での大規模災害における国際消防救助隊の活動の充実を図るため、国際標準である救助に関する知識、技術について学びます。		2月20日(月) - 2月22日(水) 3日間	80	総務省消防庁との共催を予定しております。 対象者には、別途、共催機関から詳細をお知らせします。

## 【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定 人数	備 考
その他	協力交流研修員研修コース	協力交流研修員として来日した外国の地方自治体等の職員を対象に、日本語、日本の地方自治制度、日本文化の理解等に関する研修を行います。	6月 1日(水) - 6月30日(木)	30	
	JET プログラム翻訳・通訳講座の集合研修(中国語・韓国語)	自治体において語学指導や国際交流事業に従事しているJETプログラムの参加者を対象に、翻訳・通訳技法の研修を行います。	9月 5日(月) - 9月 9日(金)	60	
	JET プログラム国際交流員(CIR)中間研修【新規】	JETプログラムのCIR(国際交流員)及び自治体職員を対象に、地域における国際交流、職場での円滑なコミュニケーション等に関する講義や、地域におけるCIRの活動事例の報告、意見交換などを行い、業務に必要な知識・技術の習得を図ります。	12月 7日(水) - 12月 9日(金)	200	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)との共催を予定しております。対象者には、別途、共催機関から詳細をお知らせします。
	JET プログラム翻訳・通訳講座の集合研修(英語)	自治体において語学指導や国際交流事業に従事しているJETプログラムの参加者を対象に、翻訳・通訳技法の研修を行います。	2月13日(月) - 2月17日(金)	175	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



(3) 公共政策技法研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定 人数	備 考
	提案を実現するための技法	<p>担当者が事業などの企画案を提案する場合や関係者との合意形成を進める場合において、相手を納得させる効果的な説明の技法について学びます。 研修では、論理的な思考の整理のほか、ターゲットに合わせてわかりやすい資料作成術、相手に理解させるための説明や想定問答などについて、講義と演習により理解を深めます。</p>	6月 1日(水) - 6月 3日(金)	30	
			<p>自治体においては、各施策や事業がその目的の達成にどの程度効果があつたのか、見直しの必要性や優先順位はどうかなどを検証し、行政運営を行っていくことが必要です。その有効な方法として行政評価を核とするマネジメントがあります。 この研修では、事務事業評価及び施策評価を取り上げ、評価項目や指標の設定、導入方法、さらには予算編成や決算審査、総合計画などの進捗管理等において活用する方法などにより、成果を挙げるための評価のあり方について学びます。</p>	6月 1日(水) - 6月 3日(金)	30
	自治体職員のためのデータ分析の基本～分析から政策展開へ～ [実施回数2回]	<p>自治体職員が地域の現状を知り、未来を予測し、適切に施策を立案していくためには、統計的な思考を身につけ、データを分析・活用できるようにすることが必要です。 この研修では、仮説とデータを組み合わせ、地域の課題を検討するために必要なデータの収集方法と注視点、統計を読み解く際のポイント、施策への展開等、ビッグデータ等の分析・活用の基本を学び、エビデンスに基づく施策立案等の実践ができるようになることを目指します。</p>	6月27日(月) - 6月29日(水)	30	第1回
			2月 8日(水) - 2月10日(金)	30	第2回
	自治体職員のための行動経済学 ～ナッジを中心として～ 【新規】	<p>「行動経済学」の理論の一つとして、ナッジが注目されています。ナッジを活用することで、住民自らの意思により、望ましい行動を選択することにつながるため、自治体でも様々な分野で活用が進んできています。 この研修では、行動経済学(ナッジ)の基本的な考え方を理解し、自治体等の取組事例等を参考に、地域の課題解決に向けて、ナッジをどのように活用していくのか、具体的な手法を学んでいきます。</p>	7月20日(水) - 7月22日(金)	30	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【国際文化アカデミー】

(4) 政策・実務研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定人数	備考
災害対応・危機管理	消防職員コース ～非常時における外国人とのコミュニケーション～	〔2〕国際文化研修の「消防職員向け研修」区分をご覧ください。〔54ページ〕	5月11日(水) - 5月27日(金) 17日間	30	年間派遣計画書の提出が必要です。 詳細は77ページをご覧ください。
	地域住民の防災力向上 ～平時からの取組～	地震や記録的豪雨など災害発生に備えた対策は、自治体の最重要課題ですが、ひとたび災害が発生すると行政（公助）ができることには限界があり、住民にとっては、まず自分自身の身を守る「自助」や、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う「共助」の取組が非常に重要です。 この研修では参加体験型の演習や講義、具体的な事例等を通じて平時からの地域住民の防災力向上について考えます。	5月11日(水) - 5月13日(金) 3日間	40	
	災害発生時の市町村の対応 〔実施回数2回〕	市町村の職員は、自らが被災している中でも市町村長の指揮のもと、様々な情報収集・分析、避難指示や住民への伝達、多様な機関などとの連携、被災者への支援、支援物資の受け入れ、配布など、経験したことのない異常な状況下で、短時間のうちにより多くのことに的確に対応することにより、早期の復旧・復興に繋げていく必要があります。 この研修では、被災団体の体験談、災害対策本部の運営や受援体制整備、被災者への支援方策など市町村の災害対応実務について実践的に考えます。	5月23日(月) - 5月27日(金) 5日間 第1回 1月16日(月) - 1月20日(金) 5日間 第2回	40	
	管理職のためのクライシス・コミュニケーション ～災害や感染症など危機に直面したときの適切な情報発信～【改訂】	〔5〕幹部職員等研修をご覧ください。〔68ページ〕	8月8日(月) - 8月10日(水) 3日間	30	
	災害時における外国人への支援セミナー	〔2〕国際文化研修の「多文化共生・ダイバーシティ」区分をご覧ください。〔54ページ〕	9月26日(月) - 9月28日(水) 3日間	70	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)との共催を予定しています。 詳細は55ページをご覧ください。
	避難行動要支援者対策 ～災害弱者をつくらない～	高齢者、障がい者、傷病者や外国人など、災害時の避難行動や避難所での生活が困難であると考えられる方々への効果的な支援策などについて、制度や現状と課題を踏まえ、平時の取組から災害発生時の支援などについて総合的に考えます。	11月7日(月) - 11月9日(水) 3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） （年略、4月～12月・令和4年、1月～3月・令和5年）	予定 人数	備 考
人材育成・人事	提案を実現するための技法	〔3〕 公共政策技法研修をご覧ください。（56ページ）	6月 1日(水) - 6月 3日(金)	30	
	定年延長とこれからの人事制度を考える～地方公務員の多様化する雇用形態への対応～【新規】	令和3年6月に地方公務員法が改正され、令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられます。自治体では、これまで職員定数を抑制しつつ、再任用や任期付き任用、会計年度任用職員などの任用制度を活用し、補強かつ多様化している住民のニーズに対応してきているところで、定年延長を控え、職員のライフプランに配慮しつつ、高齢期職員が活躍するための人事管理の工夫や環境整備等を図りながら、組織活力を維持・向上するよう人事制度を運用していくことが必要となっております。この研修では、定年延長を見据え、組織力を維持・向上させるよう課題やその対応について考えます。	6月29日(水) - 7月 1日(金)	30	
人材育成・人事	次世代を担う若手職員育成 研修 (インターバル研修)	高齢者人口がピークを迎える2040年頃に自治体の様々な分野でリーダーとして活躍することが期待される概ね35歳までの若手職員を対象とします。この研修では、地方分権改革の流れを踏まえ、少子・高齢化に伴い今後顕在化する自治体の諸課題について幅広い視点から学ぶとともに、未来のリーダーに必要な基礎的な能力の向上も図ります。演習では、2040年頃の自らの地域についてデータを活用しながら現状を分析した上で展望し、これからの施策のあり方等について議論・検討を行います。研修効果を高めるため、インターバル期間を設け議論・検討を深め、後期にはその成果を発表することにより、それぞれの地域の実情を踏まえ2040年頃どのような地域を目指すのか、そのために有効な諸施策について、全国から集まる受講者とともに考えます。	前期 7月 4日(月) - 7月 6日(水)	30	後期はオンラインで実施します。
	後期	9月20日(火)	1日間	30	
行政経営・公益企業	これからの自治体人材マネジメント	生産年齢人口の減少による構造的な人手不足が懸く中、自治体においては、人材の確保、育成、活用など長期的、総合的な人材マネジメントの考え方が重要で、限られた人員で円滑に自治体を経営するためにはどのような戦略が有効か、将来を見据えた職員採用や人材育成など明確なビジョンを備えた人材マネジメントについて考えます。	8月 8日(月) - 8月10日(水)	30	
	働き方改革～今後の展開～	人口減少や少子高齢化等により生産年齢人口が減少するなか、それぞれの組織において、働き方改革への取組が進められています。この研修では、長時間労働の是正や柔軟な働き方、更なる労働生産性の向上等を目標とした職場づくりに加え、ポストコロナ時代の働き方についても考えます。	10月24日(月) - 10月26日(水)	40	
行政経営・公益企業	自治体におけるDXの推進【新規】 [実施回数2回]	自治体においては、行政サービスのデジタル化に迅速に対応し、サービスの質や住民の利便性の向上に繋げていくとともに、デジタル化に合わせて制度や組織のあり方をも変革していくことが求められます。この研修では、これからDXの推進に取り組もうとする自治体の職員を主な対象として、DX推進の必要性や国の最新の動向、自治体におけるDX推進に必要な体制づくりや具体的に進めていくための基礎的な知識やポイントについて学び考えます。	第1回 4月25日(月) - 4月27日(水)	30	
	Society5.0時代への対応～スマートシティの実現に向けて～	より便利で豊かな生活が送れる社会の実現を目指し、Society5.0時代にふさわしい仕組みづくりが求められています。この研修では、AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術を知り、それらを活用し、地域の具体的な課題の解決や発展を目指す「スマートシティ」への転換について、先進事例を学びながら考えます。	第2回 9月12日(月) - 9月14日(水)	30	
			5月30日(月) - 6月 1日(水)	30	

# 【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定 人数	備 考
行政経営・公営企業	行政評価を核とするマネジメント～予算・決算、総合計画への活用～	【(3) 公共政策技法研修をご覧ください。(56ページ)】	6月 1日(水) - 6月 3日(金) 3日間	30	
	地方公営企業経営の基本～財務会計と新経営手法～	地方公営企業法を適用または任意適用している地方公営企業等の担当職員(初任者)を対象とします。 地方公営企業をめぐる最近の動向と併せて、地方公営企業の基本的な制度の概要及び財務会計制度、さらには、経営戦略の改定などの講義・演習により、地方公営企業に関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を図ります。	6月 8日(水) - 6月10日(金) 3日間	100	地方公営企業連絡協議会との共催を予定しています。
	地方公営企業法の適用に向けた実務	地方公営企業法(財務規定等)を適用していない下水道事業や簡易水道事業等の地方公営企業等の担当職員を対象とします。 地方公営企業法を任意適用している先進事例や取組の紹介、簿記の基礎や財務諸表の作成演習等を通じて、地方公営企業法の適用に向けた実践的な業務・知識の習得を目指します。	6月29日(水) - 7月 1日(金) 3日間	50	総務局との共催を予定しています。
	次世代を担う若手職員育成研修(インターバル研修)	【(4) 政策・実務研修の「人材育成・人事」区分をご覧ください。(58ページ)】	7月 4日(月) - 7月 6日(水) 3日間 9月20日(火) 1日間	30	後期はオンラインで実施します。
	自治体におけるSNSの活用	SNSは、情報発信ツールとして多くの自治体が利用している一方、その特性を活かした運用にまでは至っていないのが現状です。 多様化するコミュニケーション手法を積極的に利用していくことが今後ますます必要となる中、SNSの種類やそれぞれの特徴、自治体が抱えるSNS活用における課題等を理解したうえで、どのように活用すれば住民の満足度の向上につながるかを考えます。	7月 6日(水) - 7月 8日(金) 3日間	30	
	公営住宅実務	公営住宅の担当職員を対象とします。公営住宅は、民間住宅と異なり福祉目的を有することから、担当者にはより多くのスキルが求められます。 この研修では、法的問題や実際の対応に関する講義、実践的な課題演習を通じて、公営住宅実務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図るとともに、これからの公営住宅のあり方を考えます。	7月13日(水) - 7月15日(金) 3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） （年略。4月～12月：令和4年、1月～3月：令和5年）	予定 人数	備 考
行政経営・公営企業	自治体職員のための行動経済学～ナッジを中心として～ 【新規】	〔3〕 公共政策技法研修をご覧ください。（56ページ）	7月20日(水) - 7月22日(金) 3日間	30	
	公営企業の経営	公営企業に関する近年の施策や公営企業の「経営戦略」の策定・改定の方法、「会計適用」の方法等に関する講義、演習等により、経営環境が厳しさを増しつつある中、経営戦略や財務情報を活かして、公営企業を中長期的な視野に基づき計画的に経営していくに当たって必要となる専門的知識の習得と、実務遂行能力の向上を目指します。	8月 3日(水) - 8月 5日(金) 3日間	50	総務省との共催を予定しています。経営戦略の策定・改定に取り組む公営企業、これから会計適用を必要とする公営企業や、公営企業会計を適用しているが制度の理解を深めたいと考えている公営企業担当職員を対象とします。（なお、病院事業については、経営戦略に代えて「公立病院改革プラン」を策定することとされているため、本研修は病院事業以外の事業を念頭に置いた内容となります。）
	令和時代の公園管理【新規】	自治体が設置した公園の管理については、特に近年困難な諸問題を抱えており、職員への対応は年々難しくなっています。この研修では、公園に関する制度の講義をはじめ、バーベキューなどによるゴミ放置等問題への対応やリノベーションの促進、持ち寄りによる管理上の課題点等、事例やグループワークを通じて共有し、公園管理の総合的知識を習得しながら公園の適切な管理・活用を考えます。	8月17日(水) - 8月19日(金) 3日間	30	
	自治体の広報～住民に読まれ、親しまれる広報を目指して～	自治体の広報には、住民が必要とする情報をより分かりやすく伝えることが求められます。この研修では、広報誌等多様な媒体の活用を含め、より分かりやすく伝えるための手法やポイント等について学び、自治体広報としての情報伝達力の向上を目指します。	10月31日(月) - 11月 2日(水) 3日間	30	
法務・選挙・監査	法令実務 A（基礎） ＜JAMP 共通実施＞（注）	法務事務（条例又は規則の改正事務等）について実務経験が1年未満の職員を対象とします。行政法その他の法に関する基礎的知識、基本的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等により、基礎的な法務能力を身に付けます。	6月 6日(月) - 6月10日(金) 5日間	50	申込期間は、4月1日(金)～4月22日(金)です。詳細は76ページをご覧ください。  【JAMP実施日程】 5月16日(月) - 5月20日(金) 7月11日(月) - 7月15日(金) 2月13日(月) - 2月17日(金)
	法令実務 B（応用） ＜JAMP 共通実施＞（注）	法務事務（条例又は規則の改正事務等）について1年以上の実務経験を有する職員又は法令実務A（基礎）の修了者を対象とします。行政法その他の法に関する専門的知識、実務的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等により、市町村における政策実現のための応用的な法務能力を身に付けます。	9月27日(火) - 10月 7日(金) 11日間	50	申込期間は、4月1日(金)～6月30日(水)です。詳細は76ページをご覧ください。  【JAMP実施日程】 7月25日(月) - 8月 4日(木) 11月 7日(月) - 11月17日(木)

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定人数	備考
法務・選挙・監査	会計検査表務のポイント	国の補助金等による事業や会計事務を担当する職員を対象とします。国の補助金等を受けて市町村等で実施する事業に関する会計検査について、工事と工事以外の事業に分けたうえで、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性等の観点から、そのポイントを学びます。	10月 6日(木) - 10月 7日(金) 2日間	40	
	選挙事務 ＜JAMP 共通実施＞（注）	選挙制度をめぐる諸問題、選挙執行の実務、政治活動と選挙運動等に関する講義、演習等により、選挙事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	11月 8日(火) - 11月16日(水) 9日間	50	申込期間は、4月1日(金)～8月31日(水)です。 詳細は76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 9月26日(月) - 10月 4日(火)
	訴訟等実務	訴訟等に関わる基礎的知識を有する職員を対象とします。この研修では、講義や、答弁書の作成などの実践的な課題演習を通じ、自治体をめぐる様々な訴訟等に対応できる実務遂行能力の向上を図ります。	11月14日(月) - 11月18日(金) 5日間	30	
	自治体の内部統制と監査機能	令和2年に全面施行された改正地方自治法により、市町村においても内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が求められています。この研修では、自治体の内部統制の基本的な考え方や仕組みなどについて理解するとともに、監査機能の充実・強化に的確に対応できる実務能力の向上を図ります。	11月16日(水) - 11月18日(金) 3日間	40	
	固定資産税課税事務（土地） ＜JAMP 共通実施＞（注）	固定資産税課税事務（土地）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。資産課税の理論、土地評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税（土地）課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	6月14日(火) - 6月22日(水) 9日間	50	申込期間は、4月1日(金)～4月22日(金)です。 詳細は76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 8月17日(水) - 8月25日(木)
税務等	市町村税徴収事務 ＜JAMP 共通実施＞（注）	市町村税徴収事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。地方税法（総則）、国税徴収法、財産の調査及び差押え等の実務、納税者折衝、滞納整理等に関する講義、演習等により、市町村税徴収事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	6月14日(火) - 6月24日(金) 11日間	50	申込期間は、4月1日(金)～4月22日(金)です。 詳細は76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 9月26日(月) - 10月 6日(木) 11月 7日(月) - 11月17日(金) 1月17日(火) - 1月27日(木)
	住民税課税事務 ＜JAMP 共通実施＞（注）	住民税課税事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。所得課税の理論、地方税法（総則及び住民税）、個人住民税の税額算出、税に関する情報の開示とプライバシーの保護等に関する講義、演習等により、住民税課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	7月19日(火) - 7月29日(金) 11日間	50	申込期間は、4月1日(金)～4月22日(金)です。 詳細は76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 8月29日(月) - 9月 8日(木) 9月26日(月) - 10月 6日(木) 11月 7日(月) - 11月17日(木)
	固定資産税課税事務(家屋) ＜JAMP 共通実施＞（注）	固定資産税課税事務（家屋）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。資産課税の理論、家屋評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税（家屋）課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	8月23日(火) - 9月 2日(金) 11日間	50	申込期間は、4月1日(金)～6月30日(水)です。 詳細は76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 10月11日(火) - 10月21日(金)

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） （年略。4月～12月・令和4年、1月～3月・令和5年）	予定人数	備考
税務等	使用料等の債権回収 ＜JAMP 共通実施＞（注）	水道料金、下水道使用料、公営住宅の家賃、学校の授業料等税外収入金の法的性格、債権の管理及び回収に関する講義、演習等により、使用料等に係る債権の回収について必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	10月 3日(月) - 10月 7日(金) 5日間	70	申込期間は、4月1日(金)～6月30日(休)です。 詳細は76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 7月 4日(月) - 7月 8日(金)
	滞納整理の実践と徴収マネジメント	主に、市町村税徴収事務について、1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 滞納整理に関する講義・演習、受講者の持ち寄り事例による意見交換等を実施し、徴収マネジメントや徴収困難な事案への対処方法等、より高度な専門知識の習得及び実務遂行能力の向上を図ります。	11月 7日(月) - 11月11日(金) 5日間	50	
	自治体マネジメントのための 地方公会計実務	地方公会計の業務に従事している職員を主な対象とします。 地方財団における公会計の目的や位置づけ、仕訳の仕方などの基礎的な知識の習得をはじめ、財務書類等の作成及び分析手法、分析結果を踏まえた公共施設のマネジメントなど諸課題への対応に関する講義、先進団体における実例などを通じて、地方公共団体における自治体経営に係る能力の向上を図ります。	4月18日(月) - 4月21日(木) 4日間	50	総務省との共催を予定しています。
財政・財務	自治体ファイナンス基礎講座	自治体の資金調達や資金運用に携わる職員を対象とします。 地方債制度、金融市場の仕組み、金利、債券、リスクマネジメント、財政分析等に関する講義、グループ討議等により、資金調達に係る多様な選択肢の中から、自らの団体にこって最適なものを選び出す手法を探るとともに、資金運用についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	7月13日(水) - 7月15日(金) 3日間	40	地方公共団体金融機構との共催を予定しています。
	自治体財政運営の理論と実際～自治体財政診断のノウハウ～	財政に関する実務経験1年以上の職員を対象とします。 健全な財政運営を行うためには、財政状況を的確に分析し、地方債の発行管理を行うことが必要であり、そのためには、将来的な償還能力やストック面も含めて、財政診断ができる能力が不可欠です。 この研修では、自治体の財政運営について、理論だけでなく、自らの自治体の財政を的確に分析・診断するノウハウを学びます。	8月 3日(水) - 8月 5日(金) 3日間	40	
	自治体の自律的な財政運営～制度と最新の動向～	地方財政制度や地方交付税等の諸課題に関する講義・演習等により、財政における国と地方の関係をはじめ、地方財政、税制等における最新の動向を読み解き、自律的で健全な財政運営に取り組み、いくための能力の向上を図ります。	9月 7日(水) - 9月 9日(金) 3日間	40	
企画まらちづくり	地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者を対象とした研修会	地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者を対象とします。 地域おこし協力隊の地域協力活動や集落支援員の集落対策支援の取組を推進するために必要となる知識を学び、実務能力の向上を図ります。	4月13日(水) - 4月15日(金) 3日間	150	総務省との共催を予定しています。

# 【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定 人数	備 考
企 画 ・ ま ち づ く り	全国地域づくり人材塾	地域活性化のために、様々な知識・経験を持つ人が、その知識・経験とアイデアを活かしながら、それぞれ活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されている状況が大切です。 この研修では、地域で活躍している事業者などからの講義や直接対話を通じて、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材（人材）を育成します。	5月25日(水) - 5月27日(金) 3日間	50	総務省との共催を予定しています。
	自治体職員のためのデータ分析の基本～分析から政策展開へ～【実施回数2回】	[(3) 公共政策技法研修をご覧ください。(56ページ)]	第1回 6月27日(月) - 6月29日(金) 3日間 第2回 2月 8日(水) - 2月10日(金) 3日間	30 30	
	関係人口の創出・拡大	人口減少社会を迎え、移住や観光だけでなく、その地域と継続的に多様な形で関わる「関係人口」に着目し、地域外からの交流の人口を増やす取組が重要となっています。 この研修では、「関係人口」の創出・拡大により、地域づくりの担い手不足などの課題解決に取り組んでいる自治体等の先進事例を学ぶとともに、関係人口の創出・拡大策について考えます。	7月 6日(水) - 7月 8日(金) 3日間	30	総務省との共催を予定しています。
	これからのまちづくり～住みたいまちをデザインする～	少子化による急速な人口減少と高齢化が進む中、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようまちづくりが必要です。自治体をめぐるまちづくりの現状と課題を把握し、地域の実情に応じた持続可能なまちをつくるための都市計画とはどのようなものなのか、先進事例も交えて考えます。	7月27日(水) - 7月29日(金) 3日間	30	
	多文化共生の地域づくりコース【実施回数2回】	[(2) 国際文化研修の「多文化共生・ダイバーシティ」区分をご覧ください。(54ページ)]	第1回 8月22日(月) - 8月26日(金) 5日間 第2回 1月30日(月) - 2月 3日(金) 5日間	30 30	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)との共催を予定しています。 詳細は、55ページをご覧ください。
	市町村の森林政策	平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、市町村では、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進の観点からも林業の成長産業化や森林資源の適切な管理が求められます。 この研修では、森林管理における市町村の役割の理解、先進事例などを通じた具体的な取組事例などをもち、森林の公益的機能の維持増進のために必要な森林管理のあり方などについて考えます。	8月31日(水) - 9月 2日(金) 3日間	40	
	スポーツと地域の活性化	ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズなど、世界的なスポーツイベントの開催が続く中、スポーツを活用した地域・経済活性化への期待が高まっています。自治体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業等）、住民が一体となった取組、スポーツ大会やイベントの実施などを学び、地域資源を活かしたスポーツによるまちづくり、地域の活性化につなげていく方策を考えます。	9月 5日(月) - 9月 7日(水) 3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月・令和4年、1月～3月・令和5年)	予定 人数	備 考
	住民との協働によるまちづくり～まちづくりコーディネーターの役割と技術の習得～	地域の多様なニーズや課題に対応するためには、行政と住民が協働してまちづくりを推進していくことが重要です。 この研修では、協働の意義や課題を学ぶとともに、実地研修「まちあるき」を通して、まちづくりを行うためのスキルを実践的に学び、コーディネーターとしての知識や技術の習得を目指します。	9月26日(月) - 9月30日(金) 5日間	40	
	地域からゼロカーボンを考える【新規】	気候変動への対策が世界全体の大きな課題となっています。2050年までに脱炭素社会を実現するためには、住民、事業者、行政などあらゆる主体が丸となり社会全体で取り組むことが不可欠です。特に脱炭素化に向けた再生可能エネルギー等新たな地域資源の活用は、地域経済の循環にもつながり、地域の持続可能性を高める取組として期待されています。この研修では、地域資源を活かした再生可能エネルギー等の活用や課題などについて学びます。	10月12日(水) - 10月14日(金) 3日間	30	
	海外の事例から学ぶ都市政策～都市の風格とアイデンティティはどのようなのか～	〔2〕国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。(52ページ)]	10月12日(水) - 10月14日(金) 3日間	30	
	地域公共交通の維持と確保に向けて	人口減少と少子高齢化が急速に進む中、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況です。 この研修では、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源や最新技術などの活用も検討しながら地域の暮らしと産業を支える移動手段を維持、確保するための地域公共交通の仕組みづくりについて考えます。	11月28日(月) - 11月30日(水) 3日間	30	
	図書館とまちづくり	地域で必要とされているのはどんな図書館なのか、図書館が担う新たな役割に関する講義やまらの特徴を活かした図書館の事例などをともに、図書館とまちづくりの関係、その変遷や可能性について考えます。	1月10日(火) - 1月12日(木) 3日間	30	
	鳥獣被害と自治体の対応	野生鳥獣の被害は、農作物への直接被害にとどまらず営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、鳳山村に深刻な影響を及ぼしています。 この研修では、効果的な被害対策を学ぶとともに積極的に鳥獣被害防止対策に取り組んでいる自治体の事例や受講者同士の意見交換を通じて、それぞれの地域に応じた鳥獣被害対策について考えます。	1月25日(水) - 1月27日(金) 3日間	30	
	地域おこし協力隊ステップアップ研修	着任2～3年目で、今後のステップアップを考えている地域おこし協力隊員を対象とします。 これまでの活動を振り返り、今後のステップアップに向けてすべきことを整理します。また、次のステップを踏み出すアイデア、方策を見つけたすために必要となる知識を学び、実務能力の向上を図ります。	1月30日(月) - 1月31日(火) 2日間	60	総務省との共催を予定しています。
	空き家対策～自治体の対応法～	適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。 私有財産である空き家等に対して、法的観点も踏まえ、市町村が実際にどのように対応していくべきなのか、先進事例も交えて考えます。	2月27日(月) 3月 1日(水) 3日間	30	

企画・まちづくり

# 【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定 人数	備 考	
産業 振 興	グリーンリカバリーと地域の産業政策～ドイツの事例を参考に～【新規】	〔2〕 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。(52ページ)	6月13日(月) - 6月15日(水) 3日間	30		
	自治体職員のためのデータ分析の基本～分析から政策展開へ～【実施回数2回】	〔3〕 公共政策技法研修をご覧ください。(56ページ)	第1回 6月27日(月) - 6月29日(水) 3日間 第2回 2月8日(水) - 2月10日(金) 3日間	30		
	海外への魅力的な情報発信	〔2〕 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。(52ページ)	9月12日(月) - 9月14日(水) 3日間	30		
	自治体の中小企業支援	地域経済の維持・活性化のためには、活力ある企業の存在が重要です。この研修では、地域産業を支える中小企業の重要性や、それを取り巻く環境を理解した上で、経営改善、販路・売上拡大や事業承継、新たな地域経済の担い手による起業・創業等について、事例や演習を交えて考えます。	9月28日(水) - 9月30日(金) 3日間	30		
	地域ブランドの育成と保護	地域には従来から存在する様々な産品があります。地域ならではの資源を改めて見直し、地域ブランドとして育成、発信するためのノウハウとその保護について理解を深め、地域の活性化につながる地域ブランド戦略を実践的に学びます。	11月24日(木) - 11月25日(金) 2日間	30		
	これからの農業を考える	農業をめぐる環境が大きく変わる中で、農業を極める産業とすることは、地域の活力を維持・活性化するためにも不可欠です。この研修では、農業の更なる成長に必要な異業種連携による資源・技術・知見等の活用、スマート農業の推進等について、講義や先進事例を通して学び、これからの農業について考えます。	11月30日(水) - 12月2日(金) 3日間	40		
	地域が稼ぐ観光戦略～選ばれ続ける地域を目指して～	自治体の観光政策の中には、媒体の露出量や集客数を増やすことに重点が置かれ、地域経済にとってメリットが少ないケースもみられます。この研修では、地域を豊かにし、持続可能な観光事業を実現するため、「稼ぐ」ということに着目した戦略的な仕組みづくりについて考えます。	1月11日(水) - 1月13日(金) 3日間	30		
	社会福祉法人制度と自治体実務	社会福祉法人を所管する自治体の担当職員を対象とします。この研修では、社会福祉法人への監査のポイントや社会福祉法人会計の読み解き方を中心に学びとともに、社会福祉法人が、住民から支持されるより良い事業やサービスを提供できるよう、自治体がどのように関わっていくべきか考えます。	4月20日(水) - 4月22日(金) 3日間	30		
	福祉					

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略、4月～12月・令和4年、1月～3月・令和5年)	予定 人数	備 考
福	保育士・幼稚園教諭のための 保育行政～子育て支援施 策の最新動向～	主に保育士及び幼稚園教諭を対象として、 自治体が進める子育て支援の現状や最新の動向、今後の方向性等につい て学び、幼児教育・保育に関わる人材育成やこれからの保育園・幼稚園 のあり方を考えます。	7月25日(月) - 7月27日(水) 3日間	70	
	これからの子育て支援～安 心して子育てができるま ちを目指して～	少子化対策、子育て支援業務に携わる市町村職員（保育士・幼稚園教諭 含む）を対象とします。 本格的な少子化・人口減少社会の到来を迎え、自治体は子育てをめぐる様々 な課題に直面しています。 この研修では、地域における子育て支援の現状や課題を把握し、先進事例等 を通じて、まちぐるみで取り組む子ども・子育て支援について考えます。	8月29日(月) - 8月31日(水) 3日間	30	
	高齢者が安心して暮らせる まちづくり～よりよい地域 包括ケアシステムを目指し て～	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、高齢者人口がピークを迎える 2040年頃を見据え、自治体には地域の実情を踏まえながら地域包括ケ アシステムを構築することが求められています。 この研修では、医療・介護・介護予防をはじめ、地域全体で高齢者が安 心して暮らすための仕組みをこのように構築していくか先進事例等を通 じて考えます。	9月13日(火) - 9月15日(木) 3日間	40	
	住民の健康を考える～健康 寿命を延ばすために～	日本人の平均寿命は、男女とも80歳を超えています。その一方で、 健康寿命は70歳程度と言われています。その間の約10年間は、医療・ 介護等のサービスが必要な場合が多く、超高齢社会においては、健康寿 命の延伸が喫緊の課題です。若い世代もいざいざ自分らしく暮らせるよ う、健康寿命を延ばすための取り組みをこのように実施が有効なのかを考えます。	10月17日(月) - 10月19日(水) 3日間	30	
社	介護保険実務～制度と運用～	介護保険制度は時代の要請に応じて改正を重ねながら運用されています。 この研修では、その成り立ちと制度の意義を改めて学んだ上で、制度全般 についての理解を深めるとともに、先進事例や演習等により、地域の実情 や時代のニーズに応じた施策を企画立案でできる能力の養成を図ります。	10月24日(月) - 10月28日(金) 5日間	50	
	児童虐待への対応	児童虐待の防止は地域全体で取り組むべき重要な課題です。早期対応か ら発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立に向けた支援等に至 るまで切迫のない支援が求められます。 この研修では、児童虐待の社会的背景や現状と課題、関係機関との連携 など先進事例等を通じて学び、その対応策を企画立案・実践でできる能力 の向上を図ります。	1月16日(月) - 1月20日(金) 5日間	50	
	生活困窮者の自立支援	最後のセーフティネットである生活保護に至る前の生活困窮者に対する 支援が重視されています。 この研修では、市町村に求められる包括的な支援体制のあり方や効果的 な事業の進め方などを学び、地域の実情に応じた具体的な支援について 考えることにより、生活困窮者の自立支援に必要な施策を企画立案 でできる能力の養成を図ります。	1月30日(月) - 2月 1日(水) 3日間	40	
	障がいのある人への自立支援	障がいのある人が個人としての尊厳を保ちながら安心して日常生活を送 れる社会の実現が求められます。 この研修では、障がいのある人をめぐる法制度の動向や、社会状況を理解 しながら、障がいのある人の自立を支えるための相談支援や地域生活支援 事業のあり方、体制整備、地域協働の進め方等について学びます。	2月 6日(月) - 2月10日(金) 5日間	50	

【国際文化アカデミー】

(5) 幹部職員等研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月・令和4年、1月～3月・令和5年)	予定人数	備考
幹部職員等研修	世界情勢からわがまちの未来をつくる～トップマネジャーの方のために～	〔(2) 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。〔52 ページ〕〕	7月 4日(月) - 7月 5日(火)	30	
	中堅職員リーダー研修【改訂】	主として、係長級～課長補佐級の職員を対象とします。 この研修では、中堅職員としての役割を認識し、グループ員や係長等の意見をまとめ、チームワークで成果を出すためのコミュニケーションについての技術を学びます。また、将来の自治体の姿をイメージし、中長期的な観点から、現状の分析、施策・計画等の策定、実行ができるようになることを目指します。	7月13日(水) - 7月15日(金)	50	
	管理職のためのクライシス・コミュニケーション～災害や感染症など危機に直面したときの適切な情報発信～【改訂】	主として、課長級～部長級の職員を対象とします。 新型コロナウイルスの感染拡大や災害等の危機発生時において、的確に情報を発信していくとともに、住民等に必要な行動をとるよう促し、被害を最小限に抑えていくことが重要です。 この研修では、危機管理における管理職の役割、日頃からの行政と住民等とのリスクコミュニケーションのあり方、データの読み解き方・説明のポイントやICTを活用した情報発信の方法の活用などについて理解を深め、管理職に求められる実践的な危機管理能力の向上を目指します。また、演習では、ミニ模擬記者会見を体験します。 * 「クライシス・コミュニケーション」マスコミへの情報開示を中心とした、事件・事故・災害発生時のコミュニケーション活動	8月 8日(月) - 8月10日(水)	30	
	シニアマネジャー研修～ダイバーシティの視点から～	主として、課長級～部長級の職員を対象とします。 自治体の幹部職員が、住民の信任に応え、効果的に業務を進め、仕事で成果を挙げていくために、これからの自治体経営のあり方と管理職の役割、多様な人材を生かした組織の活性化（ダイバーシティ・マネジメント）、部下指導のためのコーチングやアンガーマネジメントなどのコミュニケーションスキル等について、講義とワークショップを通して学び、マネジメント能力の向上を図ります。	10月19日(水) - 10月21日(金)	30	
女性リーダーのためのマネジメント研修【改訂】 〔実施回数2回→1回〕	女性職員が職場のリーダーとして、より意欲的に職務に取り組み、かつ業務の成果を挙げていくために、自治体の行政課題について幅広い視点から学ぶとともに、職場の活性化や部下の育成等、リーダーに必要なとされるマネジメント能力の向上を目指します。また、演習では、女性リーダーとしての悩みや課題等について、全国から集まる受講者同士で議論していただきます。	11月14日(月) - 11月18日(金)	50		

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【国際文化アカデミー】

(6) 市町村長・議員等研修

※市町村議会議員の皆様は、議会事務局を通じて、お申し込みください。

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定 人数	備 考
市町村長・議員等研修	市町村長特別セミナー 「地域経営塾」	市区町村長・副市長・副市長及び部長級職員を対象とします。 短期(1泊2日)の研修期間で、「地域経営」に関連する様々な分野を取り上げ、創造性豊かな地域づくりなどにおける市町村の役割について考えます。また、(一財)地域創造との共催により、文化・芸術を通じた地域づくりに関する講演等を併せて実施します。	10月27日(木) - 10月28日(金) 2日間	40	総務省、内閣府地方創生推進室、一般財団法人地域創造との共催を予定しています。
	トップマネジメントセミナー ～災害や感染症などへの対応と質の高い地域社会の構築に向けて～	市区町村長・副市長・副市長及び部長級職員、議員を対象とします。 短期(1泊2日)の研修期間で、災害や感染症などへの対応に関する講義を通して、市町村における危機管理について考えます。	10月 3日(月) - 10月 4日(火) 2日間	60	
	市町村議会議員 特別セミナー〔実施回数3回〕	短期(1泊2日)の研修期間で、地方行政・地域活性化・福祉など、最近の課題となっているテーマに関して集中講義を行い、今後の地方行政のあり方や議員に求められる役割について考えます。	第1回 4月11日(月) - 4月12日(火) 第2回 8月 1日(月) - 8月 2日(火) 第3回 1月23日(月) - 1月24日(火) 2日間	200	オンラインでの受講についても募集します。
	町村議会議員特別セミナー	短期(1泊2日)の研修期間で、地域活性化など町村の課題となっているテーマに関して集中講義を行い、地域づくりの取組の中で、議員に求められる役割について考えます。	10月25日(火) - 10月26日(水) 2日間	60	
	市町村議会議員研修 〔5日間コース〕	1期目の議員を対象とします。 地方自治の仕組みや議会の役割など、議員として理解しておくべき基本的事項に加え、政策法務や自治体財政について基礎から学びます。	5月 9日(月) - 5月13日(金) 5日間	50	
	社会保障・社会福祉	社会保障・社会福祉の分野について最新の動きを取り上げ、制度や問題について理解を深めながら、現任の地域における福祉を取り巻く諸課題について考えます。	7月11日(月) - 7月13日(水) 3日間	60	
	地方議員のための 政策法務～政策 実現のための条 例提案に向けて～	多様な住民のニーズに対応するため、議員が政策を提案し、条例を立案する能力が求められています。 この研修では、政策法務に関する基礎的な知識について学びとともに、条例立案作成演習を実施し、政策提案に必要な能力を養います。	8月 8日(月) - 8月10日(水) 3日間	60	全国市議会議長会、全国町村議会議長会との共催を予定しています。
	人口減少社会にお ける議会の役割	高齢者人口がピークを迎える2040年頃までに、少子高齢化社会が招くインフラの老朽化、労働力不足や担い手不足などにより、多くの深刻な問題の顕著化が懸念されています。 これらの状況を理解するとともに、人口減少下における地方自治体、地方議会として期待されている役割や今から取り組むべき課題などを考えます。	10月11日(火) - 10月13日(木) 3日間	60	
	地方財政制度の基 本と自治体財政	地方財政制度や自治体の財政運営に関する基本について学び、現在の地方財政を取り巻く状況を理解したうえで、それぞれの自治体の財政状況等について考えます。	10月19日(水) - 10月21日(金) 3日間	60	

【国際文化アカデミー】

※市町村議会議員の皆様は、議会事務局を通じて、お申し込みください。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月:令和4年、1月～3月:令和5年)	予定 人数	備 考
市町村長・議員等研修	防災と議員の役割 [実施回数2回]	地震や集中豪雨等による災害に備え、平時からの防災の心構えや地域での連携の重要性について学びます。講義に加え演習等の双方向型研修を実施し、現在の防災対策に関連する諸課題について考えます。	第1回 4月27日(水) - 4月28日(木)	60	
			第2回 11月21日(月) - 11月22日(火)	60	
	自治体決算の基本 と実践 ～行政評価师を活用 した決算審査～[実 施回数2回]	自治体決算の基本的事項と決算審査について学びます。決算審査の意義や重要性を認識し、決算書類の審査のポイントや財政指標による財政分析、行政評価師を活用した決算審査の手法について学び、適切な決算審査ができる能力の向上を目指します。	第1回 5月18日(水) - 5月19日(木)	60	
			第2回 7月20日(水) - 7月21日(木)	60	
	自治体予算を 考える	自治体予算の原則・制度、歳入・歳出予算の基本的事項について学び、それぞれの自治体の財政運営について理解し、的確な予算審議ができる能力の向上を目指します。	8月18日(木) - 8月19日(金)	60	
			8月25日(木) - 8月26日(金)	60	
	住民とのコミュニ ケーション ～対話と発信力の 向上～	住民のニーズが多様化する中、議員には、住民の声を聞き、住民の代表としてそれらをより的確に施策に反映させることや、施策等を住民に分かりやすく伝えることが求められます。この研修では、講義や演習を通して、対話や発信力を中心にコミュニケーション能力のさらなる向上を目指します。	11月1日(火) - 11月2日(水)	60	
			11月11日(火) - 11月12日(水)	60	
	自治体財政の見方 ～健全化判断比率 を中心に～	財政健全化法の概要や健全化判断比率等の各財政指標についての講義に加え、演習等の双方向型研修を実施し、財政指標分析の手法について学びます。	1月11日(水) - 1月12日(木)	60	
			7月4日(月) - 7月5日(火)	30	
世界情勢からわがまちの未来 をつくる～トランプマネジャー の方のために～	[(2) 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。(52ページ)]	7月4日(月) - 7月5日(火)	30		
市町村議会事務局職員研修	市町村の議会事務局職員を対象とします。議会の改革・運営等に必要となる基本的な知識や、条例立案等に必要となる専門的知識を習得するとともに、分権時代の地方議会のあり方について理解を深め、業務遂行能力の向上を図ります。	8月17日(水) - 8月19日(金)	40	全国市議会議長会、全国町村議会議長会の後援を予定しています。	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
※申込方法等の詳細は、【令和4年度研修計画】76ページをご覧ください。

# 要 請

【令和3年12月】

沖縄県町村会が行った要請は、次のとおりです。

## 海底火山噴火により噴出した漂流・漂着軽石の 対策等に係る要請について

平素より本縣市町村の振興につきましてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年8月に発生した小笠原諸島の福德岡ノ場の海底火山噴火に由来するとみられる軽石が、10月初旬頃から、県内の漁港、港湾、漁場、海岸、岸壁、河川等に大量に漂着していることから、出漁自粛や養殖魚の大量死、相次ぐ宿泊施設のキャンセル等、漁業や観光業等を中心に多大な影響が出ております。

町村においても、漁業や観光業等従事者と共に、軽石の撤去作業を行っておりますが、一向に収束の目処が立っておりません。

また、本島と離島を結ぶフェリーや高速艇が軽石の影響により、航行不能となるなど、島民の生活物資の確保や救急搬送への影響が懸念されております。

アフターコロナの中、このような状況が長期化すると地域経済の回復に大きな支障が生じます。

つきましては、一刻も早い収束に向けた漂着軽石の撤去作業と漁業、観光業への補償については、各町村での財政負担では限界があることから、早急かつ長期的な対応を下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 漁港、港湾、漁場、海岸、岸壁及び市町村管理の河川に漂着した軽石撤去費用の財政支援を行うこと
- 2 軽石の侵入を防止するフェンスの設置等、市町村が先行して行っている軽石対策に対する財政措置を行うこと
- 3 軽石被害により影響が生じた漁業、養殖業、観光業等の個人や事業者への補償制度を創設すること
- 4 離島航路の運航停止に伴う影響に対し、離島住民の生活物資の確保や救急搬送体制の強化等の支援策を講じること
- 5 回収した軽石の処分又は活用方法について統一した見解を示すこと
- 6 市町村との情報共有・連携体制を構築すること

◆要請日：令和3年12月1日（水）

◆要請先：沖縄県知事 玉城 康裕

# 要 請

【令和3年12月】

## 海底火山噴火により噴出した漂流・漂着軽石の 対策等に係る要請について

平素より本縣市町村の振興につきましてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年8月に発生した小笠原諸島の福德岡ノ場の海底火山噴火に由来するとみられる軽石が、10月初旬頃から、県内の漁港、港湾、漁場、海岸、岸壁、河川等に大量に漂着していることから、出漁自粛や養殖魚の大量死、相次ぐ宿泊施設のキャンセル等、漁業や観光業等を中心に多大な影響が出ております。

町村においても、漁業や観光業等従事者と共に、軽石の撤去作業を行っておりますが、一向に収束の目処が立っておりません。

また、本島と離島を結ぶフェリーや高速艇が軽石の影響により、航行不能となるなど、島民の生活物資の確保や救急搬送への影響が懸念されております。

アフターコロナの中、このような状況が長期化すると地域経済の回復に大きな支障が生じます。

つきましては、一刻も早い収束に向けた漂着軽石の撤去作業と漁業、観光業への補償について、早急かつ長期的な対応を下記のとおり要請いたしますので特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 港湾、漁港、海岸、河川等における軽石の被害状況を調査した上で、災害復旧事業への認定を急ぎ、軽石の回収・処理や漂着等防止対策に関する人員及び資機材等の派遣支援並びに財政支援を行うこと
- 2 離島航路の運航停止に伴う影響に対し、離島住民の生活物資の確保や救急搬送体制の強化等の支援策を講じること
- 3 市町村が先行して行っている軽石対策に対する財政措置を行うこと
- 4 沖縄県内漁業者の経営と生活を守るため、軽石の漂流・漂着に伴う漁業活動の自粛や漁船の損傷、養殖魚介類の斃死等による漁業経営への影響に対する支援策を講じること
- 5 軽石の漂流・漂着に伴うマリレジャー活動の中止等による観光事業への影響に対する支援策を講じること
- 6 軽石の漂流・漂着、海岸への堆積、海底への沈降等に起因する様々な影響から水産資源、サンゴ礁の生物、海岸景観、海岸生態系等の自然環境を保全するため、自然環境への影響の調査を実施するとともに、その保全・再生のために必要な対策について補助等の支援策を講じること
- 7 船舶の航行及び漁船などの操業の安全を確保する観点から、軽石の最新の漂流状況と今後の予測等について関係者に対し情報提供を行い、沿岸域から公海にかけて漂流している軽石の回収を行うこと
- 8 回収した軽石の安全性確認及び処分または活用方法に関する技術的支援を行うこと

◆要請日：令和3年12月6日（月）～7日（火）

◆要請先：内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

内閣官房長官  
農林水産大臣  
国土交通副大臣  
環境副大臣  
防衛大臣政務官  
県選出国會議員

西銘 恒三郎  
松野 博一  
金子 原二郎  
渡辺 猛之  
務台 俊介  
中曾根 康隆

# 会務の動き

令和3年12月～令和4年2月

## ◆沖縄県町村会

- 12月 1日 海底火山噴火により噴出した漂流・漂着軽石の対策等に係る要請【沖縄県庁】  
2日 沖縄振興市町村協議会第5回作業部会【市町村自治会館】  
6日 海底火山噴火により噴出した漂流・漂着軽石の対策等に係る要請【東京都】  
15日 令和3年度沖縄県交通安全功労者等表彰選考委員会【沖縄県庁】  
20日 第2回沖縄県水道事業広域連携検討会（Web会議）【沖縄県庁】  
20日 「おきなわ花と食のフェスティバル2022」第2回推進本部会議【沖縄JA会館】  
27日 第72回沖縄県振興審議会【ロワジュールホテル那覇】
- 1月21日 沖縄振興市町村協議会第7回作業部会【市町村自治会館】  
25日 第4回就職氷河期世代活躍支援おきなわプラットフォーム会議（オンライン）【那覇第2地方合同庁舎】  
27日 全国自治協会評議員会（Web会議）【東京都】  
27日 全国町村会理事会・都道府県町村会長会・全国町村職員生活協同組合総代会（Web会議）【東京都】  
28日 沖縄県地域振興協会令和3年度第1回事業調査委員会【市町村自治会館】  
28日 沖縄振興会議（Web会議）  
28日 沖縄振興市町村協議会（Web会議）  
28日 令和3年度第5回沖縄県町村会正副会長会議（Web会議）【市町村自治会館】  
31日 九州地区町村会長会臨時事務局長会議（Web会議）【熊本県町村会】
- 2月 2日 第2回沖縄県海外漂着物等対策推進協議会（オンライン）【沖縄県庁】  
4日 沖縄県町村会理事会【市町村自治会館】  
4日 令和3年度「地域医療従事者」「地域おこし功労」表彰選考委員会【市町村自治会館】  
7日 沖縄県医療審議会【沖縄県庁】  
10日 令和4年度沖縄振興特別推進交付金町村支援事業に関するWeb説明会  
16日 沖縄県町村会定期総会【市町村自治会館】  
16日 令和3年度「地域医療従事者」「地域おこし功労」表彰式【市町村自治会館】  
17日 沖縄県町村会議議長会第51回定期総会【市町村自治会館】

※新型コロナウイルス感染症拡大のため書面開催となった会議は次のとおりです。

- ・「おきなわ花と食のフェスティバル2022」第3回推進本部会議
- ・沖縄県全島緑化県民運動推進会議幹事会
- ・健康長寿おきなわ復活県民会議
- ・全国市町村水産業振興対策協議会常任理事会、理事会合同会議
- ・令和3年度沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会

## ◆一般社団法人沖縄県市町村職員互助会

2月 8日 令和3年度第4回理事会【市町村自治会館】

22日 第18回定時総会【市町村自治会館】

22日 第21回講演会【市町村自治会館】

## ◆沖縄県離島振興協議会

12月24日 離島振興予算対策本部合同会議・要請活動【東京都】

2月 3日 第154回沖縄県離島振興協議会理事会【市町村自治会館】

9日 令和3年度全国離島振興協議会第4回理事会【東京都】

10日 離島振興法改正・延長実現総決起大会、要望運動【東京都】

## ◆沖縄県過疎地域振興協議会

2月 3日 第95回沖縄県過疎地域振興協議会理事会【市町村自治会館】

4日 全国過疎地域連盟第152回幹事会（書面）

16日 全国過疎地域連盟第146回理事会（書面）

## ◆沖縄県市町村総合事務組合

2月25日 令和3年度沖縄県市町村総合事務組合出納検査【市町村自治会館】

## ◆沖縄県町村土地開発公社

2月 4日 第147回沖縄県町村土地開発公社幹事会【市町村自治会館】

16日 第146回沖縄県町村土地開発公社理事会【市町村自治会館】

## 町村長選挙の結果

～ ご当選おめでとうございます～



や え せ ち ょ う ち ょ う  
八重瀬町長

あ ら か き や す ひ ろ  
新垣安弘

（2期目）

〈任期 令和4年2月12日～令和8年2月11日〉



よ み た ん せ ん ち ょ う  
読谷村長

い し み ね で ん じ つ  
石嶺傳實

（4期目）

〈任期 令和4年3月1日～令和8年2月28日〉



# 市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
市 部								
那 覇 市	シロ マ ミキ コ 城 間 幹 子	71	4.11.15	2	(098)867-0111	(098)862-0602	900-8585	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
宜野湾市	マツ ガワ マサ ノリ 松 川 正 則	68	4. 9.30	1	(098)893-4411	(098)892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号
石垣市	ナカ ヤマ ヨシ タカ 中 山 義 隆	54	8. 3.19	4	(0980)82-9911	(0980)83-1427	907-8501	石垣市美崎町 14 番地
浦添市	マツ モト テツ シ 松 本 哲 治	54	7. 2.11	3	(098)876-1234	(098)876-8585	901-2501	浦添市字安波茶 1 丁目 1 番 1 号
名護市	ト グ チ タケトヨ 渡 具 知 武 豊	60	8. 2. 7	2	(0980)53-1212	(0980)53-6210	905-8540	名護市港 1 丁目 1 番 1 号
糸 満 市	トウ メ シン エイ 當 銘 真 栄	55	6. 7. 5	1	(098)840-8111	(098)840-8112	901-0392	糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
沖 繩 市	クワ エ サ チ オ 桑 江 朝 千 夫	67	4. 5.11	2	(098)939-1212	(098)934-3830	904-8501	沖繩市仲宗根 26 番 1 号
豊見城市	ヤマ カワ ヒトシ 山 川 仁	47	4.11. 7	1	(098)850-0024	(098)850-5343	901-0292	豊見城市宜保一丁目 1 番地 1
うるま市	ナカ ムラ マサ ト 中 村 正 人	57	7. 5.14	1	(098)974-3111	(098)973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
宮古島市	ザ キ ミ カズ ユキ 座 喜 味 一 幸	72	7. 1.24	1	(0980)72-3751	(0980)73-1645	906-8501	宮古島市平良字西里 1140 番地
南 城 市	コ ジャ ケイ シュン 古 謝 景 春	67	8. 2.11	*1 5(4)	(098)948-7111	(098)948-7149	901-0695	南城市佐敷数字新里 1870 番地
国 頭 郡								
国 頭 村	チ バナ ヤスシ 知 花 靖	62	6. 4. 6	1	(0980)41-2101	(0980)41-5910	905-1495	国頭村字辺土名 121 番地
大宜味村	ミヤ キ ノリ ミツ 宮 城 功 光	71	4.10. 6	2	(0980)44-3001	(0980)44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久 157 番地
東 村	トウ ヤマ マサ ノブ 當 山 全 伸	73	5. 4.26	1	(0980)43-2201	(0980)43-2457	905-1292	東村字平良 804 番地
今帰仁村	ク ダ ヒロ ナリ 久 田 浩 也	54	6. 8.22	1	(0980)56-2101	(0980)56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根 219 番地
本 部 町	タイ ラ タケ ヤス 平 良 武 康	72	4. 9.20	1	(0980)47-2101	(0980)47-4576	905-0292	本部町字東 5 番地
恩 納 村	ナガ ハマ ヨシ ミ 長 浜 善 巳	56	5. 1.23	2	(098)966-1200	(098)966-2779	904-0492	恩納村字恩納 2451 番地
宜野座村	トウ マ アツシ 當 眞 淳	50	6.12.29	3	(098)968-5111	(098)968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座 296 番地
金 武 町	ナカ マ ハジメ 仲 間 一	67	4. 4.16	2	(098)968-2111	(098)968-2475	904-1292	金武町字金武 1 番地
伊 江 村	シマ フクロ ヒデ ユキ 島 袋 秀 幸	69	7. 4.27	3	(0980)49-2001	(0980)49-2003	905-0592	伊江村東江前 38 番地

[ 就任回数は、合併前の旧市町村の長としての就任回数も含めて表示。 ]

\*1 南城市長 旧知念村長として 1 期就任 H18.1.1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生

※ H14. 4. 1 豊見城村から豊見城市へ（市制施行）

※ H14. 4. 1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生

※ H17. 4. 1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生

※ H17.10. 1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生

※ H18. 1. 1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生

※ H18. 1. 1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生

〔 2022 (令和4) 年3月31日 現在 〕

市町村名	市町村長	年齢	任期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
<b>中 頭 郡</b>								
読谷村	石嶺傳實 イシ ミネ デン ジツ	66	8. 2.28	4	(098)982-9200	(098)982-9202	904-0392	読谷村字座喜味 2901 番地
嘉手納町	當山 宏 トウ ヤマ ヒロシ	69	5. 2.17	3	(098)956-1111	(098)956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588 番地
北谷町	渡久地政志 ト グ チ マサシ	42	7.12.11	1	(098)936-1234	(098)936-7474	904-0192	北谷町字桑江 226 番地
北中城村	比嘉孝則 ヒ ガ タカ ノリ	67	6.12.21	1	(098)935-2233	(098)935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場 426 番地の 2
中城村	浜田京介 ハマ ダ ケイ スケ	59	6. 7. 3	4	(098)895-2131	(098)895-3048	901-2493	中城村字当間 585 番地 1
西原町	崎原盛秀 サキハラ セイ シュウ	64	6.10. 5	1	(098)945-5011	(098)946-6086	903-0220	西原町字与那城 140 番地の 1
<b>島 尻 郡</b>								
与那原町	照屋 勉 テル ヤ ツトム	59	4. 5. 1	1	(098)945-2201	(098)946-6074	901-1392	与那原町字上与那原 16 番地
南風原町	赤嶺正之 アカ ミネ マサ ユキ	70	4. 5. 8	1	(098)889-4415	(098)889-7657	901-1195	南風原町字兼城 686 番地
渡嘉敷村	座間味秀勝 ザ マ ミ ヒデカツ	57	4.11.19	1	(098)987-2321	(098)987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
座間味村	宮里 哲 ミヤ サト サトル	54	7. 5.31	4	(098)987-2311	(098)987-2004	901-3496	座間味村字座間味 109 番地
栗国村	高良修一 タカ ラ シュウ イチ	66	6. 7.31	1	(098)988-2016	(098)988-2206	901-3792	栗国村字東 367 番地
渡名喜村	比嘉 朗 ヒ ガ アキラ	65	7.10.14	1	(098)989-2002	(098)989-2197	901-3692	渡名喜村 1917 番地の 3
南大東村	仲田建匠 ナカ ダ ケン シュウ	63	4. 6.30	4	(09802)2-2001	(09802)2-2669	901-3895	南大東村字南 144 番地 1
北大東村	宮城光正 ミヤギ ミツ マサ	67	5.12. 3	6	(09802)3-4001	(09802)3-4406	901-3992	北大東村字中野 218 番地
伊平屋村	名嘉律夫 ナ カ リツ オ	60	7. 9.12	1	(0980)46-2001	(0980)46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251 番地
伊是名村	前田政義 マエ ダ セイ ギ	78	4. 9.20	5	(0980)45-2001	(0980)45-2467	905-0695	伊是名村字仲田 1203 番地
久米島町	大田治雄 オオ タ ハル オ	66	4. 5.11	2	(098)985-7121	(098)985-7080	901-3193	久米島町字比嘉 2870 番地
八重瀬町	新垣安弘 アラ カキ ヤス ヒロ	66	8. 2.11	2	(098)998-2200	(098)998-4745	901-0492	八重瀬町字東風平 1188 番地
<b>宮 古 郡</b>								
多良間村	伊良皆光夫 イ ラ ミナ ミツ オ	66	7. 7. 7	3	(0980)79-2011	(0980)79-2120	906-0692	多良間村字仲筋 99 番地の 2
<b>八重山郡</b>								
竹富町	—	—	—	—	(0980)82-6191	(0980)82-6199	907-8503	石垣市美崎町 11 番地 1
与那国町	糸数健一 イト カズ ケン イチ	68	7. 8.27	1	(0980)87-2241	(0980)87-2079	907-1801	与那国町字与那国 129 番地

※ 41 市町村 (11 市 11 町 19 村)

【資料：沖繩県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖繩県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

# 大切なマイカーには…

全国町村等職員の**自動車共済** + **上乗せ 車両共済(保険)**

## のご加入がオススメです!

### 自動車共済

相手方への対人・対物賠償、  
ご自身のケガに対する補償

対人賠償

対物賠償

限定搭乗者



セット  
で  
加入

### 車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】  
「車両共済(保険)」は、「自動車共済」に上乗せして、別加入する制度です。  
「車両共済(保険)」だけに加入することはできません。

#### オプション1

#### 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

#### 特約保険料

〈年間(集団扱年一括払の場合)〉一律**4,750円**となります。  
車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合は、それに依りて保険料が安くなります。

#### オプション2

#### 弁護士費用特約(有償)

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いする特約です。

弁護士費用  
保険金

1事故  
1被保険者につき

**300万円程度**

法律相談・書類作成  
費用保険金

1事故  
1被保険者につき

**10万円程度**

【ご注意】お支払の対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用にかぎります。

#### オプション3

#### 事故・故障時代車費用特約(有償)

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

この広告は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

**全国町村職員生活協同組合**

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-35 全国町村会館内  
TEL 03-3581-0479 URL : <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-32 全国町村会館西館内

**株式会社 千里** 0120-731-087 ☎03-3519-7325 <http://www.chisato-ag.co.jp>

(ちさと) お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せてFAXください。また、送信の際はFAX番号をよくご確認ください。



## グッジョブ運動とは？



みんなてグッジョブ運動  
(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)って  
どういうもの？

県民が一丸となって、  
就業意識の向上を目指し  
取り組む県民運動です。



●目 標：沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善する。

●計画期間：平成19年度～

●基本コンセプト：

みんなが生きがいを持って働く  
自立した豊かな社会の実現



**自治おきなわ** 2022年 4 月号 (No.464)

---

2022年 4 月 1 日 発行

発行 **沖縄県町村会**

〒900-8531 那覇市旭町116番地37 TEL(098)963-8651  
(自治会館5階) FAX(098)963-8654

編集  
責任者 **金城 礼子**

印刷所 **有限会社 アイドマ印刷**  
TEL(098)833-1122

---